

第九十四回国会 大蔵委員会 議 録 第二十二号

昭和五十六年四月十四日(火曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 綿貫 民輔君

理事 越智 伊平君

理事 小泉純一郎君

理事 伊藤 茂君

理事 鳥居 一雄君

相沢 英之君

今枝 敬雄君

太田 誠一君

北村 義和君

椎名 素夫君

中村正三郎君

平泉 涉君

藤井 勝志君

村岡 兼造君

森田 一君

山中 貞則君

与謝野 馨君

塚田 庄平君

平林 剛君

村山 喜一君

渡部 一郎君

正森 成二君

石原健太郎君

出席國務大臣

大蔵 大臣 渡辺美智雄君

農林水産大臣 亀岡 高夫君

運輸 大臣 塩川正二郎君

郵政 大臣 山内 一郎君

國務大臣 (内閣官房長官) 宮澤 喜一君

行政管理局長 中曾根康弘君

出席政府委員

内閣法制局第三部長 前田 正道君

行政管理政務次官 堀内 光雄君

官房審議官 門田 英郎君

行政管理庁行政官 佐倉 尚君

管理局長 中 庄二君

監察局長 山崎 拓君

防衛政務次官 保岡 興治君

大蔵政務次官 萱場 英造君

大蔵大臣官房官 梅澤 節男君

大蔵大臣官房審議官 吉田 正輝君

大蔵省主計局次長 西垣 昭君

大蔵省主計局次長 矢崎 新一君

大蔵省理財局長 渡辺 喜一君

國稅庁次長 川崎 昭典君

農林水産政務次官 志賀 節君

農林水産省畜産局長 森実 孝郎君

運輸政務次官 三枝 三郎君

運輸省鉄道監督局長 永光 洋一君

郵政大臣官房長 奥田 量三君

郵政省電氣通信政策局長 守住 有信君

内閣総理大臣官房參事官 山崎 八郎君

行政管理庁行政官 石坂 匡身君

委員外の出席者

同 日 辭任

同 日 補欠選任

委員の異動

四月十四日

辭任

笹山 登生君

平沼 越夫君

藤井 勝志君

山中 貞則君

与謝野 馨君

柿澤 弘治君

同日

辭任

太田 誠一君

北村 義和君

野上 徹君

堀之内久男君

村岡 兼造君

石原健太郎君

同日

辭任

補欠選任

太田 誠一君

野上 徹君

北村 義和君

堀之内久男君

村岡 兼造君

石原健太郎君

同日

補欠選任

植竹 繁雄君

藤井 勝志君

平沼 越夫君

山中 貞則君

与謝野 馨君

柿澤 弘治君

同日

補欠選任

同日

植竹 繁雄君

笹山 登生君

四月十三日

一般消費税反対、大幅減税等に関する請願(浦井洋君紹介)(第二七九五号)

所得税減税の実現及び新一般消費税新設反対に関する請願(中島武敏君紹介)(第二七九六号)

不公平税制の是正等に関する請願(藤原ひろ子君紹介)(第二七九七号)

税制改正に関する請願(三谷秀治君紹介)(第二七九八号)

パートタイムの課税最低限引き上げ等に関する請願(義輪幸代君紹介)(第二七九九号)

同外二件(塚田庄平君紹介)(第二九五五号)

同外四件(北村義和君紹介)(第二八〇三三号)

同外四件(塩崎潤君紹介)(第二八〇四四号)

同(越智通雄君紹介)(第二八五三三三号)

同外一件(石川要三君紹介)(第二八五四四号)

同(狩野明男君紹介)(第二八五五五号)

同外二件(鹿野道彦君紹介)(第二八五六六号)

同外二件(北村義和君紹介)(第二八五七七号)

同外三件(栗山明君紹介)(第二八五八八号)

同外二件(小泉純一郎君紹介)(第二八五九九号)

同(塚原俊平君紹介)(第二八六〇〇号)

同外六件(鳩山邦夫君紹介)(第二八六一一〇号)

同(前尾繁三郎君紹介)(第二八六二二〇号)

同外七件(武藤嘉文君紹介)(第二八六三三〇号)

同外十一件(安田貴六君紹介)(第二八六四四〇号)

同(池田淳君紹介)(第二九四二二〇号)

同(今枝敬雄君紹介)(第二九四三三〇号)

業の会計正常化のための共通準則というのが締結されて、この中で増大する年金の負担金についても触れておりまして、鉄道企業は普通法、一般の年金法だと思ひますが、普通法の制度または他の運輸機関がとっている年金制度に置かれたとした場合の年金負担額と、それからその所要額との差額を国家補助の対象とするような一般的な考え方を打ち出して、具体的な算定の方法は各国における国鉄と政府との間の協定で定められるということになっておるようであります。これをフランスの国鉄年金について見ますと、EC規定に基づきましてフランスの政府と国鉄の協定が一九七〇年に改定されまして、フランス国鉄の年金負担に対する一種のルール化というのができまして、これによりまして、フランス国鉄の退職年金の分担率は退職年金算定のための基準給与額の四二・九％とされておりました、そのうち職員は負担が六・〇％、事業主の負担が三六・九％というふうになっております。一九七九年のフランスの国鉄の年金の収入を見ますと全体で六千億ほどございますが、掛金、負担金等約二千五百億ほどございまして、その他のものを国家助成等で充当しておるようでございます。

なおドイツにおきましては、ドイツ国鉄は官吏が恩給制度の適用を受けて国鉄の負担金と国庫補助金によって賄われておりますが、労務、事務職員につきましては一般の法定年金の適用を受けることになっておりまして、事業主と職員とも総報酬の九・二五％を負担しておるといふことのもうございまして。

○沢田委員 これは大蔵大臣、年金をマルクなりクロネなりでそれぞれもうわけですから、いまの差で比較しまして、問題はもらっている金額の多寡よりももらっているものの中身が問題なんですね。生活する中身。さき食事のことを聞きましたけれども、それから引き去りが大きいといふ大臣は言いましたが、住宅で大体五、六万円の家賃をいま払っている。二十万円の所得とすると大体その程度になるだろう。それから

共済の掛金が、たとえば外国の例と日本の例とまじり違ひますが、日本でいきますと、今度のあれでいくと短期が千分の五十、それから長期が千分の七十ぐらい。そうすると、それを個人の給与に直しますともうすで二・二％ということになります。国鉄を例にとれば七・四の四・八ですから、もう一・二、二、こういうことになるわけですね。それに税金。税金はあたりまえだということになりますから一割とすると二・二％、それに住宅費が大体六万円。だから、これは一般厚生年金も同じであります。いま日本の庶民生活の中で取られている分は、もし家賃を加えると仮定すれば三割以上四割に近い。それに二〇％の平均貯蓄金をやっています。ですから実態でいくと五割、半分で自身の生活をしている。それで二六％のエンゲル係数がある。そうすると、残りの二四％がその他光熱からレジャーを含めての充当金である。それが勤勉であると言われている日本の実態になっているわけですね。

ですから総合的に、税金が向こうは四〇％と多い。税金といふか税金的なものといふますが、四〇％になっておるでしょう。しかし、日本も同じような状態になっているのです。そのことの事実は、日本が税金が安い安いといひながら、その他の年金の掛金とか短期の掛金とか、それからいま言った住宅費とかというふうなものを加えますともう四十何％になる。医療費なんか短期も入っていますからそれを含めると、自己負担は除くといふふうにして考えてもそういう状態になる。

そこで私は、いま調べた報告で言われるようにイギリスは五・七五です。これは七七年のものです。使用者は八・七五、こういう比率です。フランスは、国鉄の場合六・〇、三六・九、こういうも言われましたが、一般の場合は四・五、片一方の使用者は三・〇、アメリカも五・八五、こういうふうな数字が、これは標準報酬と本俸との関係はありますけれども、いづれにしてもそういう比率である。だから七を超えている水準といふものはEC諸国と比較してもより高い水準にある。

どこかに何か一つ間違っている。成熟度は向こうの方が高いといひはすであるといふふうに思うのです。ところが組合員の掛金率の上に行くと、どうしてもその比率の割合が半々ということでありませぬけれども、半々であるとしても高くなっている。こういう水準になっているわけですね。それからまた高齢化社会がどんどん進みますと、厚生年金もそうだし、国民年金もそうだし、それから共済年金もそうだし、八十年ごろには三四％、その半分ですから一七％というふうな掛金になっていくということも推定されているわけですね。こういう形の推定というのが果たして正しいのかどうかということになると思うのです。そうすると一七なんといふことは、これはもうそんなことは通る話ではない。そうするとやはり使用者側の負担といふものをふやしていくといふ形がいやおうなしにとられていかなければ、EC諸国とのバランスを見てもあるいは国内の可処分所得の中身から見ても本人負担といふものはある程度抑えていく、そして使用者側の負担といふものが、国であれ雇用者であれそのことは別として、その割合といふものは三対七とか四対六、そういう段階を踏んでいかなければならない。そういう必然性が今日の年金制度の中に生まれてはいる。何でも半々でいくといふことがすべてではない。何でもない。いまの実例でもそういうふうにはなっていないですね、外国でも。ですからそういうことから見ると、税金の問題だけでなしに年金制度そのものを見る場合に、ああいう諸表が出ています。いまの二分の一という制度をそのまま踏襲した比率で厚生年金も出ている。国民年金も出ている。その出し方それ自身を考えていかなければそれは恐怖感を与えるだけです。言うならば高齢化社会に向けて若い人たちが、スウェーデンにないけれどもこんな一七％の掛金を納めるようなことになるなら大変だ、とんでもないといふ議論を起さざる要因をおおっている。公金体ではある行為、こう言っています。あおる行為とはいひけないと大分言っていますけれども、いわゆる

る政府自身がそれをあおっているといふふうにも私は考えるわけですが、これは大蔵大臣にお答えをいただくわけですが、一応時間がありますから大ざっぱに言ったんですが、そういう諸表が出ていること自身が言うならば日本の年金制度に対するきわめて危険な発想である。だから外国の例を見てみても、成熟度は高くてもそんなに掛金は上がっていない。使用者負担は上がっているけれどもいゆる国民の掛金の負担は上がっていない、そういう実態等を考え合わせるときにその認識と、これからの展望にああいう諸表を出すことが果たしていいかどうかきわめて私は問題が多いといふふうに思うわけですね。いかがでしょうか。

○渡辺国務大臣 日本の場合は外国と必ずしも基準が同じじゃないのです。要するに外国には退職金制度、何千万円くれるなんという退職金制度はございません。ない国が大部分ですね。昔日本では、民間は恩給という制度がなかった。お役所の方は退職金という制度がなかった。恩給であった。ところが民間はその退職金という制度を残したまま年金制度を取り入れた。お役所の方は恩給制度、年金制度もあつて退職金制度を新しくつくっちゃった。こういうことに私は問題があるんじゃないか。したがって問題は、退職金といふものをヨーロッパ並みになくしてしまつて、退職金の掛金といふものを年金にほうり込んでおけば、それはかなりの事業主の負担率にはなるわけですね。しかし、企業によつては退職金はだんだん減らして年金の方へ行こうと労使で話し合ひをして、始まつているところもあるようです。一つの世界的な傾向でしょう。ですから、そういうような問題や支給開始年齢の問題等とも比べなければならぬ。ドイツと日本といふのは年金のじやないか。ドイツと日本といふのは年金の問題が両方折半で一番よく似ているのです。だけれども掛金率も、ドイツの方は千分の百八、九十で、それから日本の倍以上くらいになっているのです。よ。〔沢田委員〕組合員が二分の一ですよと（呼ぶ）だからそれは日本は同じで二分の一ですよ

から。したがって千分の百八十にすれば九十、十ずつと、日本は両方合計して今度は一〇・五が一〇・六に直したということであって、非常に短期間に老齢化がうんと進んで来て、しかも年金給付の水準を思い切つてどんどん引き上げたために現在の掛金ではとうてい賄い切れない、その実態を係数であらわすと八十五年になったら三〇％取られるみたいな話になってくるわけです。したがって、とうていそういうことは仮に折半としても負担できないだろう。したがっていまのうちから、年金制度を守っていくためにはどういうふうなあり方がいいのか、冷静にみんなで知恵を集めて、合理的に、現実的につくっていく必要がある、そう考えております。

○沢田委員 いま言われた中で、これは認識の問題じゃなくて事実関係ですから、企業年金制度は除いた比率でいま私は言っているわけです。企業年金制度の問題はこれから日本の新しい課題として、それぞれの普及されておる状況も考えて、退職金がないから掛金が少なくて済んでいるのだから年金が多いのだという論理じゃなくて、純粋に国がやっているものの例だけ私は挙げたのですから、その点は相互に誤解がないように受けとめておかなければならぬだろうと思います。

それから次の問題は、そういう意味においてE C諸国との比較をやった場合に、西ドイツだけは九・一を出されましたけれども、これは賦課制度になった条件の中で出てきた数字でして、日本の掛金率というのはいまの積立方式をやっている諸外国の例から見るとそれ以下に下がっているというのを私は言いたかったのであります。日本も賦課制度にすればもっと高くなるかも知れませんが、賦課制度という、その年度年度の支給額をその年度の組合員が負担する、こういう方法をとれば別ですが、いまからこれはできない。三十四年ごろいろいろ議論をされたわけでありましたが、そのときには結局現在の積立制度を政府は採用したわけですから、その積立制度を採用したということは資金の運用で十分に賄えます、

こういうことが積立制度が維持される原因なんです。ですから、インフレによって積立制度に失敗を起した場合は本来の責任は、私の方から言えは政府の金融政策の失敗にある、こういうふうには思いますが、これは意見として述べておくだけにとめます。

次に、さきの国会でそれぞれ附帯決議を付したわけでありましたが、その附帯決議の実行について若干お伺いをしたいと思うのです。特にこの前の附帯決議は、いまの成熟した年金制度に対して今後どういうふうな考えていったらいいかという若干の展望を持ちつつ決議をしたわけでありまして、言うならば一つの方向を示したものであります。

この第一は、長期給付に要する国庫負担分については、厚生年金等の負担と異なっている現状にかんがみて公的年金制度間の整合性に配慮してやってほしい、こういうことです。御承知でしょうが、厚生年金は二〇％の国庫補助があるわけですね。この共済関係については現在一六％である、こういうアンバランスもあるわけでありまして、その点についてはどうか。

それから遺族年金の関係についても、これはまた後でも一回質問しますが、どうなのか。

三番目は、まだ若干実態が伴っておりませんが、いわゆる重労働職種、危険職種等の減額退職年金の減額率の問題についてはどうなのか。それから懲戒処分等による給付制限、これは厚生年金とは違つてありまして、この前も言っているように、厚生年金は刑務所へ行ってでも掛金があり、雇用と掛金が伴つていけば年金がついていくわけでありまして、この辺と公務員の懲戒処分による減額というものは基本的な性格の相違であります。この点はどういうふうになるのか。それからまた、各年金間においてそれぞれアンバランスが出ておるけれども、それらについても十分考慮する必要がある。

それから基本的事項について一元的な調査審議をすることが必要である、こういうことで要請を

したわけでありまして。

これについて、時間の関係がありますが、この附帯決議はきわめて重要な問題でもありますので、それぞれ回答をさせていただきたい、こういうふうに思います。

○矢崎(新)政府委員 ただいまお話しした五十五年五月の衆議院大蔵委員会における附帯決議の五項目についてでございますが、その後種々検討を続けている次第でございます。

まず第一項目の、ただいま御指摘のございました国庫負担についての公的年金制度間の整合性に配慮しつつ検討を続けることという点でございますが、社会保険に對します国庫負担のあり方については種々議論があるところでございます。保険料だけでは適正な給付水準を確保することができない場合であるとか、あるいは被保険者の範囲が低所得者層に及ぶといったような場合におきまして、国庫負担の必要性の緊急度に応じまして社会保険制度全体の均衡を考慮しながら検討をすべきものであるというふうな考えておるわけでござい

ますが、他方、国の財政力に應じまして、低所得者層に重点的に配慮するといったような財源の効率的な配分の見地からも慎重に検討が必要だと思つておるわけでございます。今後の老齢化社会を迎えての公的年金の国庫負担のあり方につきましては、公的年金制度全体のバランスあるいは年金財政の健全化の問題も含めまして財源の効率的配分という見地から今後とも総合的に検討を進めたいというふうに考えております。

それから第二点の、遺族年金の問題につきましても、それから速やかに給付水準の引き上げを図るよう検討を行うことという附帯決議でございますが、遺族年金全体の総合的な見直しにつきまして、給付水準の問題だけではございませんで、遺族の範囲でございましてかあるいはその要件、あるいは遺族年金と本人年金との給付調整などのいろいろな問題が絡んでおるわけでございまして、そういう面も含めまして総合的に検討をする必要があるのではないかとこのように思つておるわけ

でございます。こういった諸問題につきましましては、共済関係の各省間でいろいろ協議をいたしまして、今後とも関係審議会やあるいは共済年金制度基本問題研究会の御意見も拝聴しながら、引き続き総合的な見地からの検討を進めていきたいというふうに考えております。ただ、この遺族年金全体の総合的な見直しにつきましてはなお相当の日時を要すると思われまして、今回、寡婦加算額につきましては他制度と同じ水準に引き上げるよう御提案を申し上げている次第でございます。

それから第三点の、高齢者の勤続が不適当と考えられる重労働職種や危険職種に長期間従事していた者が退職した場合におきます減額退職年金の減額率の問題でございますが、これをさらに緩和することにつきましては、こういった職種の選定あるいはその減額率をどの程度にするかといったような問題があるわけでございます。この危険または重労働職種をどういったふうに選定するかという問題については、いま各省ごとに意見を伺っている段階でございます。今後、民間における類似職種の事態の把握等もあわせて行いまして、官民の均衡というような点も考慮しながら検討を続けていきたいというふうに考えておる次第でございます。

それから第四項目の懲戒処分者に対します年金の給付制限については他の公的年金との均衡も考慮して再検討することという点でございます。御承知のように、新法に移行しました共済年金の性格は公的年金制度としての機能を持ちますと同時に、国家公務員法を根拠としておるところからも見られますように公務員制度の一環でもあるわけでございます。したがって、給付制限を全廃することには問題が多いわけでございますけれども、かねてから御指摘がございまして、また附帯決議でも御指摘があるところでございますので、この点は政令の改正によって措置ができる問題でございまして、政令の改正によって緩和する方向で関係省とも現在いろいろ協議を行つておりまして、国家公務員共済組合審議会にも諮つてい

それから第五項目の共済組合制度に関する基本的事項について一元的に調査審議する機関の設置について検討を行うことという点でございますが、共済制度全般につきまして共通した審議の場をつくる必要性があるのではないかと、ということは、各方面からの御指摘があるわけでございまして、今後とも検討はしていきたいと思っておりますけれども、この問題につきましては既存の審議会との関係などいろいろ問題がございますので、当面の措置といたしまして共済年金制度基本問題研究会を昨年の六月に発足をさせまして、そこで今後の共済制度のあり方についての全般的な検討をお願いをしておるわけでございます。

以上、附帯決議の五項目についての御報告を申し上げます。

○沢田委員 この五番目の五十五年六月にできた共済研、こう言っておりますが、共済研の見通しをひとつお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょう。

○矢嶋(新)政府委員 共済研究会は昨年の六月に発足しておるわけでございますけれども、現在のところ、おおむね二年程度を目途にして御意見書の取りまとめをしていただきたいというふうなお願いをしているとございます。

○沢田委員　いま言われた二年程度というのは、この共済研が二年間かけてやるという意味ですか、それともその前に、答申はいつごろ出しているか、それともという考えなんでしょうか。

○矢崎(新)政府委員 最終的な御意見の取りまとめということになりますと、来年の春ごろになるのではないかと、いうふうに思いますけれども、できることでございますれば、ことしの秋ごろには、何らかの中間的な方向といいますが、そういうものをまとめたいただければありがたいというふうな感じは、いま持っておるわけでございます。

も、退職金が減つちやかなわぬ、定年制がまたしかれたら地方公務員等では大変な退職者が出る、こういう状況も考えられるわけでありまして、いわゆる四カ年の財政計算が果たして妥当なのかどうかということの問題にもなるわけであつて、四年もつという保証はあるかどうかということとはきわめてむづかしいんじゃないか。特に行政改革というような問題を抱えている今日、この四年間というのはそういう問題が起きないとすればという前提で設定されているわけでありますから、そういうような異常事態が発生するともっと早まるという、いわゆる成熟度というか年金受給者がふえるという条件というものがより早まるん

じゃないかという危険性を持っておると思うのですね。だから、いま言った五十六年の秋ごろで果たして間に合うのかどうか、法体系の整備とかその他政令の整備を含めて可能なかどうか、若干私は危惧があるのでありますが、その点いかがでしょうか。

○矢崎(新)政府委員　ただいまの共済問題研究会で検討をお願いしております項目は大きく分けて三つございまして、一つは共済年金制度自体のあり方、給付水準でありますとか給付要件等の問題でございますし、二番目は他の公的年金制度との整合性等の問題でございます。それから第三点に国鉄の年金財政を含みます年金財政の問題、この三つを主たるテーマといたしまして検討をお願いをしております。

ただいま御指摘のございました四年間という問題は、国鉄の年金についての当面の問題であると承知をしておるわけでございまして、御指摘がございましたように、今実施されました財政再計算の計画におきましては、五十九年度までの四年間の計画を暫定的に組むというような事態になつておるわけでございます。そこから六十年年度以降

たがいまして、共済年金の問題を検討するに当たりますと、国鉄共済年金の問題をどういうふうに取り扱うかということが非常に重大な問題であることは十分承知をしておるわけでございますし、共済研究会の中でもそういった議論がいまなされておるわけでございます。

そういうものを十分踏まえながら、ただいま申し上げましたようなスケジュールで審議を急いでいただいているというのが現状でございます。そして、そういった共済研究会での研究の結果が最終的に来年の春ごろに取りまとめられるということでございますと、それを参考としながら関係省庁との協議をさらに十分行いまして、できるだけ早

急に制度改正全体についての成案を取りまとめる
ということに努力をしていきたいというふうに考

えておる次第でございます。

○沢田委員 地方団体においては、やはり成熟度がものすごく加速といいますか、たとえば海軍工廠があつた呉であるとか大牟田であるとか、そう

いうような都市を例に挙げれば——そのほかの市の、いわゆる急増地帯においては若い人が入ってきておりますから、ちょうどいまの電通さんみたいなかっこうになっているわけですが、そうでなくとも人口がふえていかない、だんだん老廃していつて新規採用も少ない、そういう都市においてはすでに赤字になっている市町村も多いわけです。地方公務員の方はいま五兆六千億ぐらいの積立金があるようでありますけれども、全体的

に見ればあつても、それぞれの都市の共済でいきますときわめて危険な状態に入りつつあるし、入つているところが多い。そういう状況をどういうふうに当面は考えていかれる予定ですか。いわゆる財政的には破産になつちやっている市町村もあるわけですね。この点をひとつお伺いしたいと思ひます。

ただいま御指摘の点は、呉市の共済組合ですとか大牟田の共済組合の問題を頭に置いておっしゃっておられると思いますが、これらの都市職員共済組合につきましては、三十組合で連合会をつくっております。したがいまして、当面一つの組合で財政上都合が悪くなるということがございまして、全体としてお互いに助け合うという仕組みになつておるわけでございます。ただ、このままでいいかどうかということについて大変いろいろ問題がございます。したがいまして、今後の問題としては検討していかなければいけないというふう

に考えております。

○沢田委員 その場合の財政調査には、金利をつけているのですか、つけてないのですか。ただ連合会の積立金をそのまま融通してやって、補てんをしてやっている。それには金利はつけている、つけてない、どっちですか。

○柳説明員　現在まだ財政調整の仕組みは動いておる段階に至っておりません。各共済組合の積立金で現在は運用しておるといふ状況でございます。

○沢田委員 その場合はつけるのですか、つけないのですか。

○柳説明員 連合会の積立金については利子を当然つけております。

○沢田委員 続いて、短期共済の今後の問題について若干聞いておきたいと思うのです。

おとしでありますか、全林野さんが一番問題が多いわけでありませうけれども、全林野さんの場

合の短期共済については千分の五十ということで頭打ちをして、それ以上の掛金の増額は過度に過ぎる、職員に対する負担が余りにも強過ぎるというところで、五十ということで置いて、一応線引きをしたわけであります。ところが今回、何かそれを引き上げられたようでありますが、一つには、そういう全体的なバランスの中で五十が限度であるろうということで取り決めたものが安易に破

られるという事は、きわめて遺憾だと思つたのである。ですから、たとえば五十三にこれから決めたと仮定しましても、またその次にそのことが移動していくという危険性を持つてゐる。今度は全く大丈夫だというふうに理解していいですか。政治家の発言はど当てにならないことはないと言われているくらいですから、公務員の発言もこのごころは当てにはならなくなつてきているからするつきり信用できるかどうかはわかりませんが、いゝゆる五十三というレベルは将来確保するレベルとして、特別の事情変更がない限りこれは原則として継続される、こういうふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○矢崎(新)政府委員 ただいま御指摘のございました林野共済の掛金率につきましては、五十二年のときに千分の五十ということと定める措置を講じたわけでございますが、それは実は、健康保険組合の被保険者の保険料率とのバランスを考へて、当時そういった一つの判断をしたという経緯があるわけでございます。

それは、当時林野共済組合が医療給付費が非常にふえていきまして、掛金率を大幅に引き上げないとバランスがしなない、収支のバランスがとれないといったような状態になつたわけでありますけれども、その当時の健康保険組合の被保険者の保険料率の上限が千分の四十ということになつていたのであります。ただこの千分の四十というのは、実は総給与に対する比率をとるような仕組みに健康組合の方はなつておるわけでございまして、それと実質的には同じような水準ということをお断りして考へてみた場合に、公務員の場合には、掛金を本俸だけに対して掛けるというふうな仕組みをとつておるものから、実質に換算しますと、対本俸千分の五十というのがちょうどそれとバランスがとれているというふうに判断いたしました。御指摘のような措置をとつたわけでございまして、しかしながらその後の状況は変化をしております。健康法の改正によりまして、健康組合でもボーナスから特別保険料を徴収できること

となつたり、あるいは昨年の法改正で保険料率の上限が千分の四十五と、これは対総給与でございすけれども、そういう率に引き上げられたということがございす。こういう事情を踏まえて、五十二年当時と同じような思想、考え方公務員の場合に掛金率を対本俸ベースで試算してみますと千分の五十九ぐらゐになつてしまつたわけでございす。

ところが林野共済の短期給付財政というのは依然として非常に厳しい状況にございまして、これを収支をそのままバランスさせようということになりますと、出っ放しの数字で言いますと、五十六年度の所要掛金率というのは千分の五十九すらも超えるというふうな状況になつてしまつたわけでございす。そういうことで、もしそれを仮に五十二年と同じような考え方ですと千分の五十九までは引き上げようというふうなことになるかと、この掛金率の水準というものは、御承知のように組合によつては異なる差があるわけでございまして、一番低い組合は千分の三十ちよつとというようになつてございすから、そうすると二倍もの差が出てしまつたというので、これは林野共済の立場からいつても非常に問題があるというふうな状況にいまあるわけでございす。

こういったようなことで共済組合の財政基盤に強弱があることから掛金率に格差が生じる構造になつておるわけでございまして、これを何とか相互扶助と連帯の精神でお互いに助け合ひをする方法はないかというのを考へまして、今回の格差の緩和を図るために組合間におきまして財政調整を行つて、一定の掛金率以上の組合に対して助成を行うというふうな、保険集団を広げるといふような形での相互扶助の仕掛けをこの改正法案で御提案をされておるわけでございす。

そういった意味で、今回の措置につきましては、基準の掛金率という意味から、基準の掛金率と申しますのは、格差緩和という目的から、先ほど申し上げましたような千分の五十九というふうな高い数字にはこだわらないで、全体の、全組合の法定給付に必要な平均の財源率というものを基礎にいたしまして、一定のルールで千分の五十三というものを基準として採用しようということにした次第でございす。したがらしまして、ルールとしては基準掛金率が動けば理論的には今後とも変動することはあり得るわけでございすけれども、しかしながら医療保険の実態と申しますのは、先生も御承知のように、やはり給付の内容そのものの適正化ということを一層推進しなければならぬという現状にございすので、そういう一面につきましては今後ともさらに一層の努力を払つて給付費の増大を抑制をし、この基準掛金率そのものでもできる限り高くないような努力は続けていかなければならないというふうに考へておるわけでございす。

○沢田委員 いまの問題、書かれた文章を皆読んでいるから大分時間を食つてしまつて後になつてしまふのですが、二つの問題があるのです。一つには不正請求の審査に対して果たして的確に行われているかどうかということがあつたわけですが、これはほかのところでも使おうと思つたものなものであります。『自賠責保険の水増し請求 二カ月入院二百五十万円』『悪徳医都内で二十カ所超す』こういったようなあつたわけですが、この中身は、もう時間の関係上読みませんけれども、えてして地方公共団体の請求は、これはもう全額負担でありますから本人はほとんど関知しない。家族が入つても関知しない。あるいはまた、本人はもとよりのこと、そういう中身についてきつめていかげんだと言つては、全くいかげんなのであります。そうでないまじめな人もいふでしようけれども、いかげんな人も相当いる。そういうことに對してやはり審査が少し甘いということが一つ言える。

それから白ろ病、難聴、腰痛、そういうふうな職業病的な労災的なものをそれぞれの健康保険組合で担つていくのが果たして正しいのかどうか、これも基本的な問題として考へなければならぬ第二の点だろふと思つたのです。林野が赤字になつてゐる最大の理由は、いわゆる職業病なのであります。だから職業病によつて短期共済が赤字を生じてきた場合に、国の労災関係を含めて全然めんどろを見ていかないで組合員の相互扶助だということでは済まされるのかどうか。あるいは製材工場なんかにおけるところのけい肺病、あるいはかじ屋だとか製かんなんかにあける難聴、あるいは重い物を持つところの腰痛というふうな職業病的なものは短期共済の枠外として扱つていくという方向がこれはとられなければならぬ、国の損害賠償請求の基本的な中身に入るものではないのか、こういうふうに思ひますが、いかがですか。

○矢崎(新)政府委員 公務上に起因する疾病ということになりますと、当然公務災害として扱うということになるわけでございまして、共済組合の医療給付の対象からはそういったものは除外をされるという仕組みになつておるわけでございす。

そこで、公務上であるかどうかという認定をどうするかということもございす。これは公務員の災害補償法等に規定いたしておりまして、実施機関の意見を聞いて決めていくということになつておるわけでございまして、これは林野共済のみならずほかの役所も同様だと思ひますけれども、その辺の認定は適正に行われておるようになつておるわけでございす。白ろ病等につきましても同様ではないか、適正に処理をしてやつてゐるのではないかと、適正に思つておられますが、今後ともその辺の仕分けに適正を欠くことのないよう十分関係の共済組合等を指導してまいりたいというふうに考へております。

○沢田委員 これは常識的に認定の時期がずれるというふうなことでその間共済を食つてゐる、こういうものも多いわけですね。認定がおくれればその間共済で払つてゐるわけですから、そういうふうなことの問題もあるし、あるいはそれが認定以前になぜ林野だけがこの医療費が高いのかということになれば、やはりこういう遠隔にあるということがまず一つあるのです。旅費がものすこ

く高くなるというのです。もう一つは、いま言った職業病的なものがまだ認定されない以前の状態においていろいろある。これが結局医療費をふくらませていく一つの常識的な意味において、不正請求は別として起っている現状なんですね。遠隔であるなら国鉄なんかだつて同じように遠隔のところがある。ただ駅があるからお医者さんがあるだろうというところになって、全林野の場合はお医者さんもないようなところが多い、だから往診にも相当旅費がかかる、こういう条件は確かにあることは認めるのですが、それにしても高過ぎるのはどこに原因がある。それはやはり職業的な条件の中における医療制度というものが十分でないというところに起因するのだと思うので、これは組合員の責任じゃないのです、配置されている職場によって起こってくる原因の問題なんです。これを共済組合のお互いが負担をしななければならぬ、北海道と沖縄にいる者で組合をつくってその間を往復していれば、これは赤字になるのはあたりまえですからね。そういうことがこの全林野の場合にはもつと根本的に検討される必要がある、そして正常な状態に戻すようにこれは努力をしてもらわなければならぬ問題が含まれているんだと私は思うのでありまして、この点はひとつ御検討いただきたいと思います、それで御返事をいただきたいと思います。

○矢崎(新)政府委員 初めに御指摘のございました職業病的認定が出来る場合の問題ということでございますが、これは公務上に起因するものであるということに認定が出来ます、発病の時点にさかのぼりまして、仮にそれまで共済の方で見ておつたものがありまして公務災害の方に振りかえて精算をするというふうなことをやっております。

それから、林野が何でこういうふうな状況が悪いのかということでございますが、一つには平均の給与水準が給付的にやや低いというふうな問題とか、あるいは高齢者が多くて疾病の発生が比較的多いとかいうふうな状況もあるように聞いてお

るわけでございます。結局のところ、そういったような特質を持った共済組合でございますが、集団としては四万数千人という小集団で運営をされているところからその苦しさが出てきているという面もあるかと思うわけでございまして、これは保険の基本的な問題でございますが、やはりある程度大集団で考えていくということも必要かと思ひます。そういう意味で今回の短期調整を御提案申し上げているという点を御理解いただければ幸いに存する次第でございます。

○沢田委員 だから検討してほしいということを書いてあるのです。次に遺族年金の問題で今度二百四十万円、これはもう時間の関係で細かいところを省略しているのですが、いわゆる配偶者が遺族年金をもらえる一つの限度を二百四十万円という金額にした答申はいつの時期のものであったか、ちょっと教えてください。

○矢崎(新)政府委員 昭和四十八年のことでございます。

○沢田委員 四十八年に答申されたものを今日に、もう十年、この間の賃金スライドを全然含めないでその提案をしたという理由はどこにあるのですか。

○矢崎(新)政府委員 この遺族の要件につきましては、共済年金の基本原則といたしまして生計維持要件というものをとっているわけでございまして、配偶者の場合については、現在十年以上組合員であった者の配偶者につきましては生計維持要件を特に要しないというふうな扱いをしてきたわけでございすけれども、これはかねてから共済年金の遺族の要件というものは制度内での統一を図る必要があるのではないかというふうな問題があつたわけでございまして、今回そういう点を見直しまして組合員の遺族の要件の統一を図るといふふうに考えた次第でございます。

○沢田委員 そういうことを聞いているのはないので、四十八年の答申の金額というものを五十六年になって、八年もたっているのに、共済年金

関係は賃金スライドを原則としていたわけで厚生年金は物価スライドを原則としていたわけでありますから、当然賃金スライドをこの八年間に加えて提案することが本当ではなかったのかというところが私の質問です。金額が高いか、いいか悪いかの問題じゃないのです。本質的な問題として、その当時答申された金額は賃金スライドをされた金額で提案する、それが高いか安い、政治的に削るかどうか、この問題は別なんです。たてまえとしてはそういうことではないと筋が通らぬのじゃないかというのをいま申し上げたかったので、その点、イエスかノーかで、あと三分か五分ぐらいしかありません。

○矢崎(新)政府委員 御指摘の点でございますけれども、これは他の遺族よりは要件としては緩和された形にすでになつていてということが一つございすのと、それからまたこういった収入限度額が適用されますのは夫の場合もあるわけでございまして、そういった本人年金をもらつた方がさらに遺族として優遇されていくというふうなケースができていくのは一つ問題があるのではないかと、いう点と、全体といたしまして今後遺族の要件等を含めた給付水準の見直しという問題を抱えておる現状におきまして、これ以上の緩和を図るといふ点については問題があるという判断をした次第でございます。

○沢田委員 もしこういうことで政治的に削減をするなら軍人恩給についても当然、これはあなたの方の所管じゃないでしょうかとも見直さなければならぬ筋合いのものだと思ふのです。共済は大変だからといって軍人恩給だけはつと野放しにいくという筋のものでもない。とすれば、所得制限をこへ強めるとするならば当然軍人恩給においても所得制限を強める、そういうことの歩調がそろわないと年金制度そのものの全体のバランスを崩すことになるわけですね。もう時間の関係であつては要請だけにしておきますが、いわゆる遺族年金の支給制限といふものは、これは夫である妻であつても同じ条件になるのであります

が、その整合性を進めていただくように要請しておきます。特に軍人恩給についても同じようなことが言える。それだけは野放しであるという要件ではない。あえてもつと申し上げるならば、四百八十万だなどという金額の最高額はもう少し下げてもいいんじゃないかという気はしないではありません。だからそういう点についてもこれを下げてある程度圧縮することぐらいは、これは全体の問題として考えていかなければならぬことではないかというふうにも思ひますので、この点は申し添えておきたいと思ひます。

この遺族年金の問題の整合性は今後ひとつお願いをするということで、まあ今度の法案にも乗つていくわけでありますが、そういう意味において、四十八年の分を賃金スライドしないのでそのまま据え置いてそれでまかり通るといふのは若干私は疑問が残るわけでありますが、これは次回にでもひとつ改定をしてもらうように、この点はお願ひをしておきたいと思ひます。非常に不満ではあります、その点はそういう形で処理していきたいと思ひます。

続いて、これは全然違う問題なのであります、が大蔵大臣も疲れているから、時差ぼけしているようだからほかの方でも結構ですが、保険控除のあり方というところで、たとえばおやじの生命保険を四億掛ける、五億掛けるというのがございす。狂気のさた、こういうことになるわけでありまして、おやじが死んだら後うまうけて母ちゃんに適当に生きていくことということで四億なり五億なりとばかばかしいような掛金を掛けて、殺人に至つたんじゃないかという例もあります。私はこの前、退職金の場合も言いましたけれども、所得の十倍ぐらいを限度としてそれ以上はもう控除対象から外すということが必要じゃないかという気がする。それで、保険をなぜ控除対象に入れたかと言へば、今日のような年金制度にならなかつた、まだ年金が未熟で年金ももらえない、老後の不安定要素が多いということで、この生命保険をある程

度育成強化するためのこれは政策的な控除対象であつたと思ふですね。ですからそういう意味においては、生命保険で四億五億だなどというばかばかしい金額を掛けていくということが果たして妥当なのかという、私はかえって世の中にギャンブル性を強めるだけである、だからせめて年間所得の十倍までを控除対象にするというぐらいを原則に置いておくべきではないか。控除対象は十倍でも十分なんです、それ以上は逆に控除対象から外すということが一つ。

それから損害控除の長期の扱いなのであります、損害保険は短期がほとんどなんです、長期というのはいささか。その辺の取り扱いであえて申し上げるならば、保険控除はもうなくしていいんじゃないか、そういう時期に来ているんじゃないかというふうには私は思ふのです。これだけ年金が成熟してきて企業年金もできていく中で、生命保険等の控除を温存しておく理由は今日もうなくなつたというふうにも思ふのであります、その点は最悪の場合でも十倍程度のものに適用する、それ以上は適用しない、どちらかを私は選択していただきたい、こういうふうには思ふのですが、大臣の見解を承つて、時間ですから質問を終わりたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 御趣旨は年五百万円の控除の話だと思ひますが、これはもとと預金利子免税などとの絡みで考えられたものと私は存じます。そこで、そういうものをなくすればいいかどうかというところは、結局五百万円の控除ですからまあ小さな金額です、庶民相手のものである。しかしこういう財政事情のもとでございまして、一つの御提案として検討をさせていただきます。

また、所得の十倍以上の生命保険を掛けた人には講ずるな、認めなくてもいいというのか、それまでの人は認めてもいいというのか、そこらのところも含めて後でまた詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○沢田委員 それでは終わります。
○綿貫委員長 柴田弘君。

○柴田委員 まず私は、共済年金のいわゆる成熟度、特に国鉄の成熟度が一番高いということでありまして、こういった関連におきまして、国家公務員並びに公共企業体の共済年金における今後の財政収支の見通しについてそれぞれ伺ひをしていきたい、こう思ひます。

○永光政府委員 まず国鉄の共済年金財政につきまして、将来の見通しを含めまして、現状から簡単に御説明いたしたいと思ひます。

現在、国鉄の共済組合は、いま先生がおっしゃいましたように成熟度が非常に高くなつておりまして、他の共済年金制度に比べてきつめて厳しい状況になつております。ちなみに昭和五十五年年度の成熟度を見ますと国鉄は七三でございまして、百人で七十三人を養つて申します、いたしておりますが、電電が一七とかあるいは国家公務員連合会が三〇というところでございまして、他の三公社、国共の平均に比べて約倍近い成熟度になつております。これはいろいろ理由があるわけですが、現在、国鉄の年齢構成を見ますと、この成熟度がさらに高まるということが見込まれておりまして、昭和六十年には一六、一人が一人という非常に高い成熟度になるように思われます。

したがひまして、年金財政の面からも非常に危機的な状態にございまして、このため、今年年金収支計画の見直しを行ひまして、さらに今年度から掛金率あるいは事業主負担割合を合わせまして財源率を千分の百七十七に上げる、本年度だけは暫定的に百七十二でございまして、現在千分の百四十七のものをこの四年間の収支計画の後半三年間は千分の百七十七まで上げないとかやくりがついていかない、こういう状態になつておりますが、これすらも昭和五十九年までの間の収支均衡がどうやら図れるという暫定的な対策ということの内容になつております。今後、この収支計画に基づきまして五十六年以降やってくる予定にいたしておりますが、これらの措置を講じまして、いま申しましたように暫定的な期間を越えま

すといわゆる赤字の収支予定になつておるわけでありまして、早急に抜本的な対策を講じていかなければならない、こういうふうな考へております。

○矢崎(新)政府委員 国家公務員の共済組合の場合について申し上げたいと思ひますが、五十四年の十月に財政再計算をしたわけにございまして、そのときの結果によりまして退職年金の成熟度は、連合会加入組合の一般公務員の場合で見ますと、五十五年はまだ二三％程度でございすけれども、七十五年になりますと四〇％というところまでいく見込みでございす。

収支の状況を見ますと、これはいろいろな推計要素があるわけですが、仮にベアや年金改定とも五％というふうな仮定をして計算をしてみますと、現行の財源率のままでは昭和六十六年度には収支残が赤字になつて、七十五年には積立金がなくなるといふ試算が一つございす。こういったことではがたいが悪いので、財源率の引き上げを五年ごとにある程度上げていくということで試算をしたものがございまして、そういうことでやりますと、財源率を、現行が一二・三％でございす、七十五年には二三・三％まで上げなければいかぬといふふうな試算があるわけにございまして、将来の見通しからいいますと、給付と負担のバランスをどう考へていくかが非常に重要な問題であるかと考へております。

○柴田委員 それぞれ御説明をいただいたわけでありまして、国家公務員につきましては先ほど御答弁がありましたように、昭和七十五年度には年度末の積立金が赤字に転落してくる、マイナスになつてくる、それから国鉄の場合は国鉄共済年金審議会が国鉄総裁に提出した資料によりまして、昭和五十九年度には、整理資源と言われているいわゆる追加費用が五千三百三十二億円、掛金の七倍にもなつてくる、しかも当年度、五十九年度の収支残が百五十一億円、積立金が四千三百七十五億円、こういうことになつてくるわけでありまして、この五十九年の収支残の百五十一億円は、六十年

には恐らく一千億円程度のマイナスになつてくるのではないかと、赤字に転落をしてくる、しかも積立金も六十年、六十二年以降にはゼロになつてくる、私はこんなふうな推測をいたしておりますが、時間がありますので簡潔に御答弁をいただきたいと思います。

○永光政府委員 収支審議会の五十九年までの暫定措置以降、六十年以降どうなるか、こういうような御質問でございまして、いろいろ前提がございまして、現実に国鉄は合理化計画等々で、要員その他についても先々どういふようなかつこうで合理化していくかという問題もございまして、あるいは将来のベースアップ等々もございまして、長期的な話は別として、わりに中期的な短期で見ましてどうなるかというのはいまのところ明確にまだオープンする段階にはございせんけれども、おおよそのことを申しますと、先生がおっしゃいましたように、六十年には千億程度の赤字になるのではないかと考へられます、それから六十二年には現在の積立金がほぼなくなる、こういう事態になるのではないかと予測されるわけにございす。

○柴田委員 そこで、こういった危機的な状況を迎えた国鉄共済年金をどうするかということでありまして、これは私も承知をしておりますが、昨年の五月に国鉄共済年金財政安定化のための研究会の報告書もありました。それから、昨年十二月十八日の国鉄共済組合収支計画策定審議会の答申、いろいろ出ているわけでありまして、この中身を讀んでまいりますと、いろいろな方法があるわけでありまして、事業主負担をどうしていくのだ、あるいは国の財政負担をどうしていくのだという問題があります、これらは恐らくとうてい不可能ではないかと思ひます。結局、現行の事業主単位ごとの財政運営制度を改めて、成立の基盤を共有する共済組合年金制度を財政的に一元をしていくという方向が妥当ではないか、こんなふうな言われおります。

この成立の基盤を共有する共済組合年金制度を

財政的に一元する、これは二つの方法がありまして、一つはいわゆる個別制度ごとの分立体系を基本的に維持させながら一定のルールに沿った制度間の財政調整を行う方法、もう一つは全面的に統合・一元化をして制度全体としての共通の基礎率、財政基礎のもとに自動的に費用負担の均衡を目指す方式、いわゆる統合・一元化ということでありまして、これしかないであろう、こういうふうに言われているわけでございます。

まず国鉄当局としては、この危機的状態を迎えた年金制度をどういうふうにしていったらいいのか、国鉄独自の考えがあるのかどうか、それをまずお聞かせをいただいて、その後大蔵省としても、先ほど主計局長から答弁があったわけでもあります、共済年金制度基本問題研究会の中でこの問題も審議をしてみえる、今年の秋ごろには報告も出るということですが、大蔵大臣としては財政当局の責任者としてどうしていったらいいのか、一つのお考えがあらうかと思っておりますので、大蔵大臣の基本的なお考えというものについてお聞かせをいただきたい、このように思います。

○足代説明員 お答えいたします。
ただいま先生の御発言のとおり、昨年の六月に総裁の諮問機関である研究会から答申をいただきました。私もその答申を拝見しては、この答申に盛り込まれた解決策しかない、かように考えておりました。ぜひ、この答申が一つのたたき台になりまして、抜本的財政安定策が早急に樹立されることを願っております。

○矢崎(新)政府委員 共済年金制度は現在五つの制度に分かれておるわけでございます、発足時期なり沿革や仕組みにもいろいろ差がございます。そういうことから言いますと、直ちにこの一元化を図るということには問題があらうかと思っております。共済年金制度基本問題研究会を設けまして学識経験者の御意見も伺っているところでございますので、今後こういって御意見も十分参考にしながら、関係各省庁でどう

いう方向に持っていくのがいいかということについては検討を深めてまいりたいと考えております。

○柴田委員 ひとつ検討を深めていただきたいと思いますが、大臣にお伺いしたいわけなんです、私どもは八〇年代以降の年金制度の課題というところであります。私どもはいたしましては、公的年金制度改革の方向をいたしまして、基本年金制度の創設によりまして、年金による所得保障の最低限の確保、無年金者の一掃を図り、それに所得比例年金を上積みすることにより、在職中の所得に近い所得を確保するということを今後目標にしていかなければならないじゃないか、こういうふうに考えております。

その理由をいたしましては、年金制度の分立による不合理な格差、不均衡を是正するとともに、社会的、経済的諸条件の変化に年金制度を適応させることにより、公正で効率的な体系を確立する。二つ目の理由をいたしましては、人口の高齢化と年金制度の成熟化が年金財政に及ぼす厳しい影響を的確に把握をし、長期的な視野に立つて適切な対応を速やかに講じていかなければならぬ、こんなふうなことを考えておるわけですが、ひとつこの辺について大臣の御所見をお伺いをしてみたいと思っております。

○渡辺国務大臣 社会保障の一つの大きな柱は何といっても年金でございます。したがって年金制度についてはどういうふうなことを根本的に持っていくのか、いろいろな階層の方の御意見も踏まえて目下研究中であります。しかし、いざいかにしても公的年金は老後の生活をただけでも非常に楽々と暮らせるというところまではなかなかむずかしいんじゃないのか。その上に任意の年金がございまして、なかなか自由社会というのは、強制労働の社会じゃありませんからね。それはもうそこそこ問題なんですよ。だからどの辺のところがいいのか、識者の意見も十分聞いた上で、費用負担と給付の話でございますから、こう

いうような世知辛いと言っはなんです、非常にどこの国でも財政が赤字あるいは国際赤字等々悩んでいる。それでなかなかすぐ短期には解決がつかないというふうな状態も加味しまして、十分現実的に中身のものを考えていきたいと存じます。

○柴田委員 それで、先ほどの質問と同じような質問になるわけですが、私どもも公明党といましては、高齢化社会に対応した年金制度の確立のために、大臣もお読みになっていただいておりますかと思っておりますが、福祉社会トータルプランの中で、基礎年金の上に比例年金を上乗せする、いわゆる二段階方式の国民基本年金構想というものを提唱してまいっております。これは要するに、先ほど申しましたように、国民基本年金、最低年金制、それに所得比例年金を上乗せするという二段階方式ですね。これは六十五歳以上すべての国民に国民基本年金として全産業労働者平均賃金の三・五〇、夫婦では七・〇〇%を保障する。それからこの基本年金の財源というものは応能負担の年金税で賄っていく、財政方式は修正賦課方式に移行していく、こういったことを提唱いたしているわけでありまして、この点につきましては、大臣も御承知かと思っておりますが、すでに総理大臣も園田厚生大臣も賛意を表明をいらつしやるわけですか。でございますから、私どももいたしましては、やはりこういう観点から今後のこの年金制度については、財政問題をどうするか、あるいは給付率はどうするか、あるいは受給開始年齢はどうするかといった問題に政府としても今後とも真剣に取り組んでいただきたい、こんなふうな要請をいたしておるわけでございますが、この点について大臣の御所見をお伺いしたい。

○渡辺国務大臣 一つのりっぱな考え方でありまして、十分検討の対象にさせていただきます。○柴田委員 じゃ十分に御検討していただきますことを心からお願いを申し上げます、時間が参りましたので質問を終わります。ありがとうございました。

○綿貫委員長 玉置一弥君。

○玉置委員 毎年同じようなものが出てまいりまして、三番手ということもありまして大変質問しにくいのでございますけれども、できるだけ簡単に質問しますから、簡単明瞭、簡潔に答えを願いたいと思っております。

今回も含めまして、共済制度の中でやはり成熟度というものが老齢化社会、特に公共企業体についてはいろんな国の政策等も絡みまして急激に成熟度を増してきている。その中でも国鉄においてはもうすでに六九%、もうすぐ七〇%を超えてしまいうというふうな状況になっておりますけれども、現在の共済制度の財源を見ておられるのは給付水準から見て、これからの共済制度というよりも年金制度全体でございますけれども、これを財源措置から見てもやはりばつばつ見直していかなければ大変破綻を来す部分が、特に国鉄でございますけれども、あるのではないかと、そのように思うわけですが、先日のおときに質問をしたわけでございますけれども、現在のそれぞれの成熟度というものがやはりどうなっておるかということが一つと、それからいまの成熟度で、現在の共済制度で成熟度を基準として考えられておられるのは何%前後であるか、そしてその超えたものについて、あるいはこれから近い将来超えるというふうな思われるものについて、今後どういう手を打っていくのか、どういふ制度の見直しをいつごろからされるのか、その辺について簡単明瞭にお願いしたいと思っております。

まず状況について運輸省の方から……○永光政府委員 成熟度につきまして国鉄及びその他の公社あるいは公務員関係につきまして御答弁をいたします。

五十四年度に国鉄の成熟度は六八・九でございますが、電電が一六・五、専売が四三・六、国家公務員連合会が二六・一、こういうふうになっております。昭和五十五年度に国鉄七三・三に對しまして電電が一七、専売が四六、国家公務員連合会が三〇ということになっております。

○玉置委員 標準をどの程度に考えておられるか、矢崎主計局長お願いします。

○矢崎(新)政府委員 ただいま運輸省の方から御答弁がありましたのは現状の成熟度でございまして、しからばこれがどういった標準的なものがあるかという御質問でございしますが、標準的な成熟度というものを私ども現在ちょっと考えておりませんので、問題は、先ほどもお話し申し上げましたように、今後逐次成熟度が高まっていくということに対応して、全体のこの年金財政をどういうふうに補充していくかということを考えなければならぬというふうに考えておる次第でございします。

○玉置委員 財源の統合とか制度間の統合とか從來からいろいろな話が出ておりますけれども、実際統合される側から見まして成熟度の非常に悪いところが高いところについては低いところを引き寄せるというのは、それはもう大賛成になる。ところが逆に国鉄と専売を見た場合に、大変な開きがあるわけですね、国鉄と一緒に抱えてしまおうと専売の方の負担率が極端に上がってくるというふうな状態から非常にむずかしいと思うのです。やはり思い切った改革というのは必要でございしますし、その中でも国庫負担、通常の場合には四二・四二、一六というふうに、一六％は国庫負担である。ところが三公社につきましては、国庫負担分を公社が負担をしている。年金の基金とは関係ないわけでございますけれども、国鉄の場合には、先日もお話をしましたけれども、かなりの財政負担、収益の圧迫というふうな形で出てきていると思うのですけれども、統合に際して責任を明確にするという意味から、国庫負担分というものをやはり公社についても考えていかなければならない時期に来ているのではないかとこのように思うわけですが、それについてはいかがでしょう。

でございします。この公的負担部分の考え方でございますけれども、これは公経済の主体としての公企業という意味で負担をしているわけでございまして、これはもともと国の事業であったという沿革でございしますとか、あるいは国の公権力を背景とした独占的な企業であるという趣向でございしますとか、あるいはその事業収入についても種々の公的な規制というものを伴っている、そういうふうな特別な性格にかんがみまして、この所属職員に對しましては、当然公経済の主体としての責務を負っていただきまして、負担をしていただくのがしかるべきかというふうに考えておる次第でございします。

○玉置委員 政務次官にお聞きをいたしますけれども、いまの話で国鉄再建法というものが出来まして、国鉄の再建を図ろうということをやっておられます。その中でも、国の政策として戦後大量に人を雇い入れたということもございしますし、そしていまの財政状態から見ても、本来もうかつていふところの財政状態から見て、本来もうかつていふところの少なかったのですけれども、現在は成熟度も非常に高い、そして、財政上も三千億前後の年金に對する負担というのを企業が持っているという状態でございます。赤字の身を明らかにするということもございします。赤字の中身を明らかにするということもございしますけれども、制度間の公平な負担というものを考えていきますと本来国で持つべきであるというふうに考えますけれども、それに対してはどうかでしょう。

○三枝政府委員 お答えいたします。先ほどから成熟度が非常に高くなっていくという傾向にあることについていろいろと御質問がありまして、国鉄自体につきましても、御承知のように昨年の十二月十八日に国鉄共済組合収支計画策定審議会の答申がありまして、その中にうたっていますのが、各方面から提唱されているいろいろな意見も参考にして、そしてできれば同種の年金間の幅広い連帯を基軸とする方向で検討願いたいということになっております。それから、先ほど沢田委員からの御質問で、ヨ

ロッパEC諸国でもやはり成熟度がだんだん高くなっている国鉄、しかしまた国鉄の見直しという点もあって、ECの各国ではこの差額について国庫負担をするという方向でいっているようにございします。私どももしも先ほどからお答えしましたとおり、成熟度が高くなる一方でございします。これは何としても最終的には国民の負担になるわけでございします。せつかくいま大蔵省に研究会が設けられておりますので、その場において各方面の意見を十分に参照しながら、将来のあり方を検討して出していききたい、そういうふうに考えております。

○玉置委員 大蔵大臣にお聞きをいたしたいと思ひますけれども、現在厚生年金の支給開始を若干後ろへやろうという話もございしますし、将来の年金財政というものを考えた場合に、特に近い将来破綻を来す可能性のあるものもある、そして、二十年後には必ずアウトになるというふうなものもありまして、そういう意味でいろいろな支出をいかに抑えていくかという動きが多分出てくると思うのです。それとともにやはり考えていかなければいけないのは、いまのお話にもございましたように、国の社会保障制度としてどれだけの負担を国民にというか、受益者に持たせていただくかということも再検討すべきである、そういう時期にある程度来ているのではないかと。年金というのは非常に先の長い話でございまして、その中で十分納得の得られるようなレベルを確保する、その内容として欧米との比較をよくやられますけれども、その中でやはり税負担率と社会保障負担、その二つを加味してあるレベルで国民が負担をするという話になってくると思うのです。最近よく出ておりますのは、その中でも所得制限という話がございます。所得制限を導入すべきであるというふうな話が大分あちこちで出ております。そういう状況を考えまして、どういふレベルといふか、租税負担と社会保障負担というものを加味して大体どの辺が適正かどうか、あるいはそういう検討をされるかどうか、検討されるって変ですけれども、どの辺だと思っておられるかということと、それから年金と定年という話がありますけれども、たとえば普通の会社で言いますと、いま大体六十歳定年に近づいております。公務員の場合にも五十五歳から六十歳。公務員の場合には定年と支給がなされるような形になっておりますけれども、普通の民間会社を考えた場合には、五十五歳と六十歳というふうに五年間の開きがあるわけですね。本来であれば退職をされて即仕事がなくならないというふうに考えた場合に、やはり年金支給が始まるべきではないか。逆に退職されても再就職をされた場合には、ある程度所得制限ということが必要ではないかというふうに考えるわけですが、その辺について、退職の時期と年金をつなげるということについてはどのようにお考えになっておるか。

この二点、いわゆる負担として大体どの程度が適正であるかということと、退職と年金をつなげるということについてのお考えについて伺いたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 結論から申しますと、いま具体的に数字を申し上げるという段階ではないということでありまして。やはり高い年金をもらうためには掛金もふやしていく、それしかないわけでありまして。

ただ、その場合に財産を持っている人、そうでない人では受け取り方が違ふのじゃないか。農家などで聞いてみましても、年金はそれはいいですよ、いいけれども、毎年上がっていくと、うちの中二万ずつ毎月納めるといふことになる、もう金は、先のことはもういいが、掛金が大変だということでも余り喜ばぬですね、これは。財産を持っているから、いざというときには財産を売ればいいんだから。そのかわり一番年金に熱心なのはやはり無産階級——無産階級と言っちゃしかられるかもしれないが、財産のない人が一番熱心です。サラリーマンの奥さんなんか国民年金に入っているとかいう例は、やはり財産がないから働きバチの自分の主人が死んだときはどうするか、

基礎となる俸給の最高限度額の十二倍と定められておりまして、この額は、現行では四百九十二万円となっております。最高限度額が引き上げられれば自動的に上がる仕組みになっているわけですが、ところが、国公共済では定額二百四十万円ということと定められておりまして、これは昭和四十八年以來七年間も据え置かれていたわけですが、この間の物価上昇だけを考慮してみても、これは余りにも不合理ではないでしょうか。国公共済についても、この二百四十万円の金額について大幅に引き上げるべきだと考えます。ぜひ御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○矢崎(新)政府委員 遺族の要件の問題につきましては、配偶者の場合は他の遺族の場合よりも非常に緩和された形になっておりまして、現在の収入限度額二百四十万円というのは、他の遺族の場合ですと七十万円未満ということになっているわけでございますから、非常に優遇をされているわけでございます。そういったことを考えますと、さらにこういう緩和された姿のものを拡大するということはいかかという問題が一つござい

ます。それからまた、配偶者と申ししても妻だけではなくて、夫の場合もあるわけでございます。この限度額を引き上げますと、本人年金をもらう夫、だんなさんがさらに遺族の要件も満たしていくというふうなケースがふえていくという問題もあるわけでございます。給付の重点化、効率化を今後図っていくためにはいけないという全体の遺族年金の問題の中で考えた場合に、私どもはこの点については慎重にならざるを得ないわけでございます。まして、地方公共済の方の扱いが違っているという御指摘がございましたけれども、私どももいたしましては、全体の給付と負担の均衡、適正化の観点から制度全体の見直しを進めている現状に照らしまして、現在の国公共済の取り扱いを直ちに改めるという考えは持っていないわけでございます。

○養輪委員 今回この二百四十万円をすく大幅に

引き上げるといふのが困難であるとしても、こうした七年間の物価の情勢、いろいろな状況をすべて勘案してみても、二百四十万円で据え置くということとは納得が得られない状況だといふふうに思っています。今後の公共済の中でぜひこの引き上げについて検討していただきたい。重ねてお願いしておきたいと思ひます。

次に、生計維持関係の判定の運用についてですが、けれども、その当時は配偶者も一定以上の収入があり、受給資格がないと判定されたけれども、その後不測の事態などによって収入が減ることになり、生活が成り立たないという場合にも、一たんその時点で一定収入以上の収入があったために資格なしと判定されても、その後の事情を考慮して資格を与えるという、いわば救済措置を今後とれないものかどうか、こういう点について検討する余地はないものか、お考えをお聞きしたいと思います。

○矢崎(新)政府委員 遺族についての収入認定の考え方は、遺族になった時点での現状で判断しておるわけでございますけれども、その場合でも、この収入と申しますのは恒常的な収入というものをとらえるという考え方で運用いたしておりますので、御指摘のような問題は余りないのではないかと申します。それからまた、将来の状態で見直しをしていくということになりますと、では収入がふえた場合に一体どうするかといったような逆の問題もございまして、これは制度の統一的な運用というふうな観点からも、現在の取り扱いで十分慎重に恒常的な収入の認定をしていくということとで対処してまいらざるを得ないかというふうなことを考えておるわけでございます。

○養輪委員 収入がふえた場合は救済措置は必要ないわけで、救済措置という観点での御検討をお願いしたいと思ひます。ところで、今回短期給付の財政調整事業について提起されているわけですが、この実施内容について組合員の方から不安の声が上がっています。それは、この財政調整事業が組合員の要望

に沿う方向で行われるかどうかという問題点だと思ひます。

第一は、組合員の負担面についてです。現在考えられているこの事業の実施方法によれば、一定の掛金率を設けて、それを越える負担分は連合会が助成を行うことになっておりますが、この掛金率は各公共済組合の掛金率の水準を基礎にして計算され、現状では毎年自動的に上がらざるを得ないような仕組みになっております。これでは組合員の負担の増大という問題について解決されないわけ、この点について、基準掛金率に上限を設けるべきだと考えるわけです。

第二は給付面の問題です。この事業の実施に当たっては各組合の支払い準備金、不足金補てん積立金の二分の一を連合会に預託し、その運用益を財源に充てることが考えられていますが、これによって各公共済組合の給付面に影響が出てくるのではないかと、各公共済組合にとって給付面にマイナスに働くのではないかと申します。この点についても十分配慮していくべきだと思ひます。

第三に、この事業については国家公務員共済審議会でも、その成否が関係組合及び組合員の協力いかににかかると留意し、その運営については格別配慮されたいと述べているように、組合及び組合員の十分な納得のもとに進めるようにすべきだと考えます。

これらの点をぜひお願いをしておきたいと思ひます。最後に、旧日赤陸海軍従軍看護婦の方々の問題についてお伺いいたします。特に申し上げるまでもなく、これらの方々にとっては、戦争中赤紙一枚でお国のためというところで軍人同様に召集され、最前線まで命をかけて勤務してきました。あるいは女性ということで軍人以上に、言葉には言いあらわせないような苦勞をしてこられた数々の体験が明らかにもなっています。こうした長年にわたるこれらの方々の強い要望が慰勞金という形で支給されることになったわけですが、旧軍人の恩給と比べていろいろ

な面で不利な状況になっているわけですが、旧軍人並みということが非常に強い要望になっています。ぜひ従軍看護婦についても旧軍人並みという措置を強く要求したいと思ひます。

私も岐阜県でも、元日赤従軍看護婦の会岐阜県支部というのが組織されまして、現在会員が百十六人で運動を進めています。たくさん要求がありまして、きょうは、たくさんある中で、とりあえず慰勞金についてぜひ物価スライド制を導入してほしいというのを強くお願いしたいと思ひます。今後ぜひこの物価スライド制について御検討いただきますようお願いいたしますが、御答弁をお願いします。

○矢崎(新)政府委員 まず第一点の短期給付の財政調整の基準掛金率に上限をつくったかどうか、こういう御指摘でございます。この点は、社会保険方式で短期給付をやっておるわけでございますから、この収支が均衡するように掛金を定めるといふのが原則でございます。基本的にこの掛金には上限を設けることはなじまないように思っております。

それからまた財政調整の事業についての基準掛金率の問題でございますけれども、これは財政状況の非常に苦しい組合を相互扶助の精神で支援をしていくというための一定の基準を考えたものでございまして、やはり全体の医療給付がふえていく場合には平均の所要財源率もふえていくという構造に当然なるわけでございますから、そういう意味でこの基準掛金率も、理論的に申しますとそういうケースの場合にはふえる可能性はあり得ると思ひます。ただし、これが野方図にふえるということとはもちろん好ましいことではないわけでございますから、組合の経営努力を強化いたしたり、それから医療費通知をやったりというふうないろいろな対策を講じまして給付面の増加を抑制することを通じて、この基準掛金率の増加ができる限り大きくふえていかないような運営を配慮すべきだといふふうに考えております。

第二点目の短期給付についての財政調整によつて各組合の財政を圧迫するのではないかと、この点でございませうけれども、これは相互扶助の事業でございませうから他の組合に助成をするために拠出をする方の組合がある程度の負担をするのはやむを得ないことではないかと思つておりますが、現在の見通しではそれほど大きな負担にはならないように思つておられるわけでございます、それから事業の実績によりましては各拠出した組合への還元ということも考えられるわけでございます、そういう意味で効果的な事業の執行を今後さらに心がけたいと思つております。

第三点の全体の財政調整事業の運営についてできる限り各組合員の意見を反映するようにという御指摘はまさにそのとおりでございます、今後の運営に当たりましてそういった仕組みを考えるようにいたしたいと思つております。

それから第四点の日赤看護婦等につきましても、その共済年金制度の適用の仕方の問題でございませうが、現行制度におきましては、その発足前において恩給、旧法等の年金制度の適用を受けていた期間につきましては、現行共済年金制度がこれらの諸制度を統合して発足したということにかんがみまして組合員期間に算入をいたしまして年金額計算の基礎となる期間といたしております。

御質問の旧陸海軍看護婦のように年金制度の適用を受けていない公務員期間につきましても、例外的な措置といたしまして、現行制度の発足時までに引続きしているものにつきましては組合員期間に算入をするということをやつております。

それからもう一つは、現行制度発足時までに引続きしていない期間につきましても配慮をしております、これは年金受給資格を発生させるための期間、通常資格期間と言つておりますけれども、その資格期間の方にはこれも算入をする、こういう特別な配慮はしているわけでございます、それから日赤看護婦のような公務員でなかった特殊な期間につきましても、これも資格期間として算入をするということにしております。

そもそも共済年金制度というものが相互扶助による職域保険制度でございますから、掛金を負担した期間だけを給付の対象にするというのが原則でございますから、現在の取り扱い、旧制度で掛金を負担した方々との権衡も考えまして、権衡を失しない限度で最大限の配慮をしているということでございます、これ以上の問題についてはなかなかむずかしい問題ではないかというふうに考へている次第でございます。

○山崎説明員 五十四年度から支給を開始いたしております旧日赤看護婦等に対する慰勞給付金は、女性の身でありながら軍の命令等によつて戦地、事変地に派遣され戦時衛生勤務に従事したという特殊事情を考慮いたしまして、その労苦に報いるために支給することとしたものでございまして、これによつて所得の保障を図るといったような性質のものではないかというふうに理解をいたしております。このような慰勞給付金の性格にかんがみまして、現在のところ物価スライド制を導入して給付金の額の改定を図るということは現段階においては考へておりません。

○養輪委員 あらかじめきめきめうお願いした点について御丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。

今後ぜひ要望した点についての御検討をお願いして質問を終わりたいと思つております。

○綿貫委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

午後一時より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時四分開議

○綿貫委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案を議題といたします。

ただいま、日本中央競馬会理事長武田誠三参考

人が出席されております。

今日は、御多用中のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。正森成二君。

○正森委員 それでは私から聞かしていただきませう。中央競馬会から武田理事長がお見えになっておりますので、余り長くお引きとめするのにはお気の毒です、最初に短い時間聞かしていただきまして、終わりましたらどうぞ御退席ください。

中央競馬会からの納付金については他の議員からも詳細な御質問がございました、中にはテラ銭が清水の次郎長の五％に比べて格段に高過ぎるというふうなエピソードもございました。

結局、第二納付金に幾らか上積みして五百億円になるまで特別積立金の方から国庫へ入れるということのようでありませうが、最近の例等を見ますと、第二国庫納付金は恐らく三百五十億円ぐらいになるであろうと見込まれておりますから、その差額は百五十億円ぐらいだろうというものが大方の予想のようでありませう。そこで、従来までの特別積立金の推移はどうであらうかというように見てみますと、理事長はよく御承知のように、五十年度が大体二百三十二億、五十一年二百六十七億、五十二年二百九十三億、五十三年はちよつと下がって二百五十七億になりましたが、五十四年が三百二十二億というふうな状況で推移しております、特別積立金の累計は五十四年度まで二千四百九十六億程度、五十五年になりますと、それが恐らく二百八十億前後になるのではないかと、こう思われますが、そう何ってよろしいか。

○武田参考人 いま先生の五十五年度における積立金、単位をお間違ひだつたと思うのですが、二千八百四十五億の特別積立金になると思つております。

そのほかは、先生のお話のとおりでございます。

○正森委員 済みませんでした。

そこで伺いたいと思うのですが、国民もあるいは一部の人も、五十四年度で言いますと特別積立金は約二千五百億あれば、その中からわずかに百五十億や二百億しかこの国庫のピンチのときに入れないというのでは少な過ぎるではないか。中曾銀行管長官が多からず少なからずというふうな答弁をされましたけれども、素朴に言いますと、そういう感じを持っておるのです。ところが一方、伺いますと二千五百億円の特別積立金があるといつても、それは何も現金で積んで朝な夕なながめているのではないに、その大部分は施設に投資されて、競馬場、厩舎あるいはスタンドその他になつておるのだ、こういうことで余裕はそれほどないという説もございませう。

そこで、特別積立金とされておりますもの及び資本金、資本剰余金も含めてそういう資産がどういう内容になつておるのかについて簡単に御説明願いたいと思つております。

○武田参考人 お答えをいたします。

日本中央競馬会の資本金は四十九億でございます。日本中央競馬会が国営から競馬会営になりましたときに、戦前日本競馬会が所有しておりました資産、これが終戦のときに無償で国庫に収用されて、それを戻していただいたものが四十九億でございます。それから資本剰余金が約六十億、五十九億七千万円ほどありますが、これは中山の競馬場のスタンドを改築する等のときに、第一国庫納付金に相当します分を免除していただきました。それで資産化したものが約六十億ほどでございます。それから、そのほかが特別積立金で五十五年度の末で二千八百四十五億になるわけでありませう、そのうちの固定資産になつておりますものが千九百三十億でございます。この内容は、スタンド等の建物、構築物、あと備品、土地、その他に相なつております。それから百四十五億ほどのお金は、本年度中に施設化される予定のものでございます。残りの七百七十億が、国債その他長期債で持つております流動資産でございます。

以上のとおりでございます。

○正森委員　いまの答弁ではば推察がつくわけでございますが、千九百三十億円ほどはもうすでに固定資産になって設備投資されておる。百四十五億円は、五十六年度中に支払われる工事費である。そうしますと、それ以外に、流動資産として、随時出動できるように保留しておられるのが約七百七十億円で、それは国債等に運用されておる、こういうことになるわけであります。

しかし私は、競馬会がお金を持ち過ぎておると厳しく言うわけでは決してございませんが、手元にいただきました皆さん方の予算を見せたいただだきますと、その規模というのは年間ほぼ二千億円程度ですね。五十四年で見ますとほぼ二千百十九億、そんなものですね。それをしさいにながめてみますと、たとえば五十五年では、予備費として百二十億円計上されていますが、間違いありませんか。

○武田参考人

○正義委員　ですから、いま私ちょっと五十四年度を言いましたが、五十五年度で見ますと、収入が二千九十八億四百万円、支出も同様でございますが、その中で予備費を百二十億円組んでおるわけです。これは年間の上がりについての予算ですね。そしてそのほかに、いま武田理事長がお答えになりましたように、いままでの事業の中から特別積立金の中で流動資産として持っておられるのが約七百七十億、こういうぐあいになりますと、貧乏な国の予算と比べてはあれですが、国の場合は、四十六兆ぐらいの予算規模で予備費というのは三千五百億ですから、一％に足りないわけです。ところが、競馬会は三千億の年間予算規模で百二十億持つておるというところを五％をはるかに上回る額があつて、そのほかに流動資産としていつても設備投資等に出動でき、運転資金に使へる金七百七十億円を握つておつて、ふだんは用事がなから国債等に運用しておる。こういうことで、やはり貧乏な国の予算に比べますと相当余裕がある。特別積立金の二千八百億何がいつも遊んでおるとは言えないということは先ほどの答弁で

わかりましたけれども、なお余裕があつて、この余裕から見れば百五十億や二百億でなしに、一遍に取つてしまふと問題があるかもしれないが、財政再建の期間中ぐらゐに、毎年経営を見て百億前後ずつ繰り入れるということも必ずしも不可能ではないのではないかという気がするのです。それはいかがですか。

○武田参考人 いまお話しのように、表面づから見ますといかにもたっぷりしているようにおとりかと思うのでございますけれども、競馬事業と申しますものは、御承知のようにその年その年の人氣に左右されます一種の興行的なものでございます。したがいまして、私どもの勝馬投票券の売り上げにつきましても、前年対比一割くらい伸びた年があるかと思うと、ほとんど前年同様、三割くらいしか伸びないというように、非常に左右をされております。

一方で、競馬につきましては御承知のように馬を取り扱っておりますので、馬の流行性感冒等の大きな病気が発生いたしたりいたしますと、馬を移動させて競走に出すことができなくなったりいたします。また、不測の地震その他事故がありました場合には、そういったことで競馬が開催できなくなることがございますので、そのときは収入が全くななくなってしまいますので、馬の、馬のかいば料から何かを全部めんどろを見てやらなければならぬというようなことのための用意に、そういうことに対する相当額の手当てをいたしておく必要があるわけでございます。それから一方で、スタンドの改築でございますとか、あるいはそのほかの競馬馬の育成施設、あるいはファンサービスのための各種の施設といったようなもの、毎年三百億近く、将来は恐らく四百億くらいの投資を年々必要とすると思っております。そういったものに特別積立金を原資として支出されなければならぬものですから、いまの水準で十分だといふふうにも必ずしも思っておりません。ただ、国の財政等のことがございまして非常な御要請もございましたので、当面はお話のようなこと

でお国の方へ協力をしたいということで五百億が
決まったような次第でございます。

○正義委員 いま武田理事長のお話を伺っておりますと、地震で競馬が開催できなくなるときを初め備えなければならぬということとですけれども、もちろんわが党も、たとえば予算委員会の総括質問で不破哲三議員が地震の問題を取り上げましたようにその必要性はあると思いますけれども、しかし、地震は可能性の問題で、財政が赤字でにっちもさっちもいかないというのは目の前の現実の問題でございますから、私は、武田理事長のいまのお話を聞いてもおなかつ、いまだ協力し得る余地があるのではないかという気をぬぐい去ることができないことを指摘しておきたいと思ひます。

農水省に伺いたいと思いますが、あらかじめ申し上げるのをちょっと忘れたのですけれども、

たしが昭和五十四年六月二十一日付で「公営競技の適正な運営について」というのが、公営競技関係懇談会の座長吉國一郎さんから、当時の総理府総務長官の三原朝雄さんに出されていると思います。

それで、その問題のごく二、三点について注意を喚起しておきたいと思うのですが、それを見ていただきますと、四ページに「交付金の収納、配分を行う振興団体については、十分な監督体制を確立するため、会長、副会長および監事を主務大臣の任命制とすることなどを検討すること。」それから「振興団体の役員が交付金の配分を受ける団体の役員となることは避けること。」こう書いてあ

ります。これは私は名前を挙げませんけれども、船の関係ではとかうわさに上っている人がおりまして、ある月刊誌などを見ますと、監督大臣が、御老体であるからそろそろ引退されてはどうかということを言ったら、その省の所管の局長が一大事とばかりその人物のところへ御注進に行つた。一体どの官庁か、だれの官庁かというよりなこまで暴露されている例もあるのですね。ですから、こういう問題が入れられているのも無理

からぬことだと思いますが、農水省としてはこういう問題についてどういうように考え、あるいはまたどういうように措置しなければならないと思つておられますか。

○**森実政府委員** 私とも所掌しておりませんものとして中央競馬、公営競馬の二つあるわけでございますが、私どもの関係で申しますと、中央競馬馬会の役員はすべて第三者委員というか中立的な委員、中立的な立場の方が皆それぞれ理事職についておる、管理職についておるわけでございます。それから地方競馬の全国協会、これは振興団体としての機能、それからそれぞれの自治体が行います競馬の開催事務を援助する仕事あるいは馬主とか騎手の登録等を行っておりますが、これも中立的な立場の役員をもつて構成しております、この間の問題はございません。

○正森委員

同じく三ページを見ますと、「関連産業の振興に充てられるいわゆる一号交付金については、新しい目で見直し、従来の関連産業のほか、新しい時代の要請に即した事業に配分することについても検討すること。」それから「スポーツの振興、社会福祉の増進、医療、公衆衛生の向上、文教事業の振興など公益の増進に充てられるいわゆる二号交付金については、現在は極めて広汎多岐な事業に配分されているが、より重点的な配分をすることとし、必要に応じルールあるいは基準の確立を検討すること。」こうなっております。農水省の関係ではこの点についてどういうように考えておりますか。

○森実政府委員　中央競馬に關しましては、御案内のように中央競馬会法の三十六條で、その収入といふものの四分の三が畜産振興に、四分の一が社会福祉の民間事業に充てるといふことになっておりまして、これは特定財源になっておりまして、大体それを上回る予算額が計上されていゝんが、このことは事実でございます。そこで、地方競馬の關係でございますが、御案内のように地方競馬全国協會が畜産振興のための事業を実施してや

今国会の法案につきましては、お話にもありましたように議員立法でございますので私どもが立法趣旨を申し上げるのは適当ではございませんが、特例債の発行条項がないということは確かに五十一年度と違うわけでございます。

五十一年度の場合にどうして財源措置としての特例債条項が設けられていたかということでございますが、五十一年分所得税の特例減税の場合にはこの六条の特例法を立法いたします時点におきましてすでに戻し税方式による三千億円の減税が決定されておりまして、その特別減税を受け取

○正森委員 事情の違いがございましたというのはいくわかるのですけれども、五十二年四月に行われた五十一年度の剰余金の扱い方についてはなるほど確かに初めに三千億円ありきでこれをひねり出すためにどうすればよいか、剰余金の二分の一繰り入れはやるけれども、さて肝心の剰余金が出なければ困るから特例公債のうち追加財源に充てるのに満つるまでは発行するんだという権限はあらかじめもらっておいたわけです。ところが今度はそのいうことをやっておらないで、大蔵省がよく使う自然体だ、こういうことになりますと、これは積極的に所得減税をやるという姿勢では

のですか。

○西垣政府委員　議員立法でございまして、立法の趣旨を私どもが言うのはいかかと思うのでございしますが、今回でございました特例法は、議長裁定を踏まえました六党間の合意でございまして、つまり、第一に、「財政法第六条の特例を設け、五十五年度剰余金は、その全額を所得税減税に充てる。」それから第二に、「右の措置は単年度限り」として、議員立法を以つて措置する。この二つの合意

をそのまま議員立法にされた、こういうふうに承知いたしております。

○正森委員 それは私もよく知っていることなんです、五十二年の違ひにおいてその意味を聞いているのです。今年度の議員立法の趣旨を聞いてるんじゃないに、五十二年の措置との違ひからその意味を聞いてるのです。

私が先ほど申し上げたことについて主計局次長が答えましたけれども、私の言った意味は大蔵もおわかりだと思ふのですが、結局成り行きに任せて特別にこれだけを所得減税に充てるために、まだその必要性があるかどうかわからないのに特別公債を発行するということはしない。やはり五月末なり六月初めまでに特別公債を発行しないでも何とか年を越せるということになれば発行しない、こういうふうに伺つていいのですか。

○渡辺国務大臣 手続上のことは私はわかりません。わかりませんが、趣旨がかなり違うと思ふのです。要するに、五十二年のときは、政府も一緒になつて三千億をまづどうしてとるか、三千億先取りしちゃつて、それでその不足、三千億円の減税するためにむしろ赤字公債も出す、そういう趣旨だったのです。今回は財政再建というものを掲げて、まず二兆円の赤字国債を減らしますというように年々でございますから、ともかく幾ら五十五年度といつても、五十四年度に比べて一兆円は減らすことにしたわけですから、そういうような年のときに、本来から言えば、政府は減税したくない。要するに剰余金が残るといふても、言うならば借金の上で剰余金が残るのだから、初めから残ることがわかれば剰余金を減らすのが普通の手法なんです。だから本当はしたくない。したくないけれども、国会が剰余金の半分も国債整理基金に入れない、とつておくというやり方をしたわけですから、それは成り行きにお任せをする、政府から積極的に赤字国債を発行しても財源確保するという積極的な姿勢はとりません。議長裁定のあのとおりのことしか前にも後にもやりません、こういうことでございます。そこら辺、

かなり違ひがあります。

○正森委員 私が質問の中で最初に言いましたように、だから同じ剰余金で所得減税をやる場合でも、五十二年四月に五十二年の剰余金でやった場合には、初めて三千億円ありきだった。今度の場合には、初めにはわからぬありきだった。つまり、出るか出ないかわからぬ。そういう差が、やはり立法のこういう相違になつておるのだというように私としては思ふのです。

そこで、渡辺理財局長にこの点に関連して伺つておきたいと思ひます。ほかにいろいろあなたには伺わなければならぬと思つておられますが、五十五年の五月二十一日に大蔵省が「当面の国債管理政策について」というのをお出しになりました。これはたしか五十四年にも似たようなものをお出しになつたと思ひますが、その第一項を見ますと、「予算の執行状況、税収の動向等を見ながら、五十五年国債の発行減額に努める。」こうなつておるのです。そうすると、理財局の立場から言えば、あるいは大蔵省全体の立場から言えば、発行しないで済むものなら、いまだ発行してない特別公債というのは発行減額に努める、こういうスタンスになる、こういうことなんですか。

○渡辺(喜)政府委員 特別公債はそもそも財政運営の過程においてできるだけ発行額を少なく済ませるという考え方で対処しておるわけでございます。現に、毎年お願いしております特別公債法においても、その一部は出納整理期間に持ち越してその状況を見て発行をするというふうなことを法律的に規定をしておいておるわけでございます。その趣旨は、まさに一方で特別公債を出しながら大幅に剰余金を出すというふうなことをできるだけ避けて特別公債の発行額を極力圧縮する、こういうことがねらいであるわけでございます。当然のことながら、これは私も発行当局の立場だけでなく大蔵省あるいは政府全体としても赤字のための国債発行というのは極力圧縮するということではなからうかと思ひわけでございます。

○正森委員 各党の合意のあつた非常に微妙な問題ですから、私もこれ以上、恭で言えばだめだ詰めて何うことはやめておきますけれども、五十二年と本年との違ひが非常に大きかりしたというように私としては思ひます。

次に、国債の問題について伺ひますが、わが国の国債の状況というのは大変な状況で、主要西諸国、イギリス、西独あるいはアメリカ等と比較いたしますと政府の債務残高というものが非常に高い。また、対名目GNP比で見ても五十四年度末では約三五・六％で、第二次大戦以後の遺産とでも言うべき国債で五十四年三月末で五三・四％であるイギリスに次いで二番目である。西ドイツや米國に比べてもはるかに高い残高を示しておるというように思ひますが、それはそのとおりですね。

○渡辺(喜)政府委員 長期債務について見ますと、わが国の場合は国民総生産に對します長期債務残高の割合というのは、一九八一年の当初で三六％ということになっております。この比率というのは、イギリスはもっと高い四五％ぐらいだと思ひますが、おおむねアメリカ並みだというふうに私も考へております。ヨーロッパ大陸諸國の場合にはわが國よりはかなり低い比率になつておるという現状でございます。

○正森委員 私の申しましたことをほぼ裏書きされたと思ひます。

そこで、國債の借かえの状況について申したいと思ふのですけれども、長期國債は七年債というものが相当長い間続きました。その借かえは昭和五十三年に済んで次の十年の長期債が五十七年二月から始まりますから、ちょうどこの二、三年間は端境期に当たるわけで、この期間が非常に大事なわけでありまして。

そこで、その借かえがどういうぐあいに進行してきたかというのを見ますと、四十八年から五十三年までの借換國債の発行額を一〇〇としたしまして、日本銀行と資金運用部がどれぐあいの割合を引き受け、市中金融機関がどれぐあいの割合

を引き受けたかというのを見てみますと、大体四十八年から五十三年累計では日本銀行が約九〇％、資金運用部が六・八％前後、したがつて、市中金融機関はわずかに三・一％程度にとどまつたというように私の手元の資料ではなつておりますが、その程度ですか。

○渡辺(喜)政府委員 おつしやいますように、五十三年度までに行ひました借かえにおきましては、発行國債の大部分というのは一年市中金融機関が保有した後、日本銀行のオペでほとんど日銀の方に吸収されておつたわけでございますので、いま御指摘のような結果に相なつたということでございます。

○正森委員 いまほとんど買いオペが実施されたということをお聞きしましたが、これも私の手元の資料ですが、金融機関向けの買いオペの実施率、これは生保分は買いオペの対象にならないそうです。それからそれを除いた分ですけれども、見てみますと、大体四十九年ごろは八〇％ないし八五％ぐらいが買いオペになつておる。ところが五十四年になりますと買いオペの実施率というのは二六・七％だというように思ひますが、そのぐらいいですか。

○渡辺(喜)政府委員 たとえば四十二年度買いオペの実施率は八〇・一％、四十三年度六四・四％、四十四年度六一・八％、五年度が八二・三％というふうなことで、大体そういうぐらゐのペースで買いオペが行われております。それが五十三年度になりまして、買いオペの比率は五十年代の大蔵發行が始まりましてから急速に落ち込んでおるという状況でございます。

○正森委員 五十四年は二六・七ですね。

○渡辺(喜)政府委員 五十四年、ちよつと手元に数字がございません。

○正森委員 私の手元の資料では、たとえば四十九年は八五・四だったのが五十四年には二六・七に落ちております。五十三年はいま局長が言われた三四・二、こういうことであります。

これは従前は成長通貨供給ということで買ひオペの実施率が非常に高かったのが、大量発行に伴って、そんなに買ひオペをやったのではインフレになってしまふということで、買ひオペが控えられた、あるいはできないために、買ひオペの実施率が低くなった、したがってその分が日銀の方に入ってこなくなったということであろうと思います。したがってそれに伴って保有者構造というのがずいぶん変わってまいりまして、従前は資金運用部と日本銀行が十のうち大ざっぱに言ったら七ぐらい持っておった、それ以外が三であるとい

たしますと、最近では逆に資金運用部と日銀の方が三でそれ以外が七ぐらいの割合になっておるといふように大ざっぱに言っているかと思ひますが、間違いありませんか。

○渡辺(喜)政府委員 五十五年度末で保有の状況を見ますと、資金運用部が一六・九%、日銀が一・八%ということになっております。なお、金融機関以外、つまり個人とか一般法人等の分、証券も含めまして、それが三六・三%ということでございますので、金融機関は残りの三四%を保有しておるといふ状況でございます。

○正森委員 逆の七対三になっておるといふ私の主張は、はばいませの数字の説明で合致しておるといふように考へていいと思ひます。

そこでそういうところから、借りかえの問題は大蔵省で非常に御考慮願っているようでありませうけれども、重大な変化を迫られてくることはやむを得ないというように思ふのです。いままでの場合でしたら買ひオペが実施されておりましたから、大部分を日銀と資金運用部が持っておりますから保有者乗れかえ方式というのでも応ずることができたわけですが、現在のうちに買ひオペの実施率が低くなつてしまつて大部分は日銀と資金運用部以外が持っております、しかもそれもシ団で買ひました金融機関が持っているのじゃないに、金融機関も長い間持ち切れませんから市中で売却するということになりますから個人や事業法人等が持っております、当初国債を買ひ受けた

ものと現在持っておるものとが違ふ、そういう状況が出てきていると思ふのです。ですから、これが理財局長の私的諮問機関である借換懇でも非常に問題になっているところだといふように考へざるを得ないわけでありませう。

そこで、復習の意味で伺つておきますが、従来の借りかえの方法というのは、個人については全額現金償還する、それから市中金融機関については七年債の場合は、保有額の六十%の七程度を現金償還して、残額は乗りかえの方法で借りかえ、日銀や資金運用部については残りの現金償還可能額を現金償還化率が同一となるように両者に配分して、それ以外の大部分は乗りかえによる借りかえを行うということをやつてまいりましたし、それで市中金融機関などに大して不満なくやれる程度に買ひオペが実施されておつた、こういうふうに伺つてよろしいか。

○渡辺(喜)政府委員 おつしやるとおりでございます。六十%の七を現金償還するということが先行的に引き当てる、それから残りがあれば金融機関保有分に引き当てる、さらにその後も残りがあればそれは公的機関の保有分に充てる、こういうふうなことでやつてまいつたわけでございます。

○正森委員 それで、今後はなかなかそうはいかないようになってきているということは皆さん方がよく御承知のとおりであります。

理財局長に伺いたいと思ひますけれども、あな

たの諮問機関である国債借換問題懇談会が五十五年十二月十日に「当面の国債借換問題についての基本的考え方」というのをいたしました。それで、これについての個別的な問題についてはまた伺ひますが、大きく言ひまして、この基本的考え方の底を流れているものについて一言説明してください。

○渡辺(喜)政府委員 借りかえ問題がおつしやいますように五十七年度からまた始まるというところ、それから六十年年度になればそれが相当大規模に必要になってくるというふうな問題意識を踏ま

えまして借換問題懇談会をお願いしたわけでございます。いろいろ議論があつたわけでございますが、まず第一の前提といたしまして、当面五十九年度までの問題と六十年年度以降の問題は分けて考へた方がいいのではないかと、今回は、今回は当面の五十九年度までの問題についての考え方を

お示ししたいということでございます。

その考え方の基本的なラインと申しますのは、五十九年度まではまだそれほど大きな負担になるような量ではございませんで、できるだけ被借換債と相対するような借りかえ方式をとつていこう、つまり中期債は中期債で借りかえる、公募のものには公募で借りかえる、十年債はできるだけ十年債で借りかえていく、五年の割引債は五年の割引債でというふうな考え方が基本になっておるわけでございます。

談会の中に出てくる考え方についてこれから若干伺ひたいと思ひます。

まず第一に、この考え方というのは、新規財源債の発行量の圧縮が最も肝要である、こう言つておるのです。これは幾ら借りかえ問題だけをうまく解決しようと思ひましても、新規発行債がどつとどつとこふえている中で借りかえ問題だけを新しく考へようと思つても、結局、借換債償還債と非常に特別な問題であるように言つても両者の區別というのは財政會計制度上のものであつて、債券としては両者変りがないわけでありませうから、新規債が減らないようでは借換債問題を十分解決することはできないというのが大前提だと思ふのです。

そこで、そういう前提を置いた上で、日本銀行と資金運用部が保有しているものについては、これは従前どおり借りかえの方法でいくというのが基本のようでありませうが、さうですか。

○渡辺(喜)政府委員 公的機関の保有分につきましては、原則として乗りかえによる借りかえをやりたい。ただ、たとえば資金運用部の場合でございませうと、長期債を保有する、引き受けるということにつきましては当然のことながら国会の御承認を得なければなりませんし、毎年度毎年度そういうことで、予算編成過程を通じてそれを實現していきたい、こういうふうな考へておるわけ

です。それから、日本銀行の場合にも金融上の諸問題があるわけでございますので、いまから必ず借りかえするといふふうにはなかなか決めかねるわけでございますが、考え方として原則的に乗りかえをやつていきたい、こういうふうな考へておるわけでございます。

たものについてまで借りかえるということになればそれは大変な負担になりますから、一概に安受け合ひはできないというのは当然のこと、財政当局としても大変な問題だと思ひますが、同時に、資金運用部は市中銀行とは違つて日銀との間に非常に大きなパイプが通つておりますから、一歩誤ると実質的な日銀引き受けになる可能性すらあると思ひます。その点はどうか。

○渡辺(喜)政府委員 現在、財政法に基づきまして、国債の日銀引き受けというのは原則として禁止されておるわけでございます。したがひまして、私も、資金運用部と日銀との間の関係につきまして、その財政法の考え方に基づきまして、実質的に日銀引き受けというふうな形にならないような配慮はやつてまいつておるわけでございます。

○正森委員 五月二十一日の「当面の国債管理政策について」本年七月に、資金運用部保有の国債約七千億円を金融機関に対して売り戻すことに配慮し、本年度の資金運用部による国債の引受けを七千億円増額し、シ団引受予定の十年利付国債を減額する。こうなつております。これはどういふ意味で、どういふぐあいに実施されたのですか。

○渡辺(喜)政府委員 その七千億は、市中からスワップ取引で資金運用部が買入れたものでございまして、その期限が去年の五月に来たわけでございます。したがつて、契約に従つてそれを市中に売り戻したわけでございます。ただ、資金運用部としては、その売り戻した代金が入つてくるわけでございますが、その七千億の金は一応財政計画上の原資には組み込んであつたわけでございますけれども、当面すぐにその金が必要になるという状況ではなかつたわけでございます。したがひまして、その七千億の余裕金を、できれば新たな国債の引受原資に充てたいというふうな考えまして、特に、当時の金融事情等からして市中金融機関の国債の引受負担というのがかなり重かつたものでございまして、そういう配慮から

そういうことをそこで決めたわけでございます。ただ、その当時は、その七千億を新規の国債資金に使ひますと、当初の財政計画に七千億はすでに組み込んであつたものですから、場合によっては資金がショートするかもしれないというふうなことも懸念されておつたわけでございます。幸ひにその後、夏場を過ぎましてから郵便貯金等が非常に好調に推移した結果といたしまして、七千億以上の余裕が資金運用部に生ずることになったものでございまして、それはこれに入りまして三月に、その七千億に加えてさらに五千億を追加して資金運用部の引き受けを実行したわけでございます。

○正森委員 同じく借換懸の申ししておりますところでは、中期利付国債というのは公募入札方式で借りかえていくことが適当だといふ基本的な考え方の方でございます。しかし、私の承知しておるところでは、五十四年度当初二兆七千億円発行する予定だつたけれども、それだけ発行できないで、発行実績というものは当初予定の約三八％の一兆円にとどまつた。五十五年度は、たしか二兆円の発行の予定で、まだ全額発行していないのではありませんか。

○渡辺(喜)政府委員 五十五年度は、当初計画で二兆円の発行を予定しておつたわけでございますが、公募によつて発行いたしましたのは、実績としては一兆七千三百十六億にとどまつたわけでございます。当初計画に対してまして八七％弱の実績であつたということになります。

○正森委員 その程度の水準にとどまつた理由は何ですか。

○渡辺(喜)政府委員 この公募入札というのは、そのときどきの金融情勢、特に金利の動向それから資本市場の状況というふうなものに非常に左右されるわけでございます。私も、できるだけ国債発行の種類並びに方法の多様化ということで、この公募入札制度を定着、発展させていきたいと考えて努力をしておるわけでございますが、ただ先ほど来申し上げましたように、実績は当初計画

になかなか達しない。ただ、五十三年度からこの入札制度を始めたわけでございますが、毎年毎年着実に増加はしてまいつておるわけでございます。したがひまして、なおそういう方向で努力を続けたいと考えておるわけでございます。

○正森委員 たとえば五十四年度では、私の手元にある資料では、七回で総額一兆二千五百億円のオフアが行われて、応札額は一兆六千七百八十九億円だつたけれども、利率等で折り合はなかつたので、結局、カットして発行しないようになったというふうに承知しております。それから五十五年度についても、いろいろいま御説明になりましたけれども、結局つづめて言へば、十年利付国債というふうな長期のもの応募者利回りを相当超えてしまふというふうな場合には金利体系から見ても好ましくないといふことで発行を見合わせざるを得なかつた、こういうことになるのじゃないのですか。

○渡辺(喜)政府委員 五十四年度は当初の目標が非常に過大であつたこともありまして、実績率が非常に落ち込んだわけでございますが、特に金融情勢というのが常に金利の先高といふような状況にあつたわけでございます。したがつて、思うように進捗しなかつたといふことであらうと思ひます。五十五年度に入りましてからは、金利動向もむしろ先安といふ順風が吹いたわけでございます。そういう意味で五十五年度は先ほど申しましたように八七％程度の実績を得たといふことでございまして、ただ、仮に金利が先安といふことであつても、金利が動くとき、公定歩合が変わつた月でありますとかそういう動くときというのは、これはなかなかうまく出せないといふふうなことがございまして、現に五十五年度においても、十一月、十二月、この前の金利の全面変更の際、中期債の発行は思うようにいかなかつたといふふうなことで、結局、二千六百億ぐらいが残つたといふような形になつたわけでございます。

そういうことでございまして、これは入札でございまして、私もはできるだけ当初の計画ど

おりに達成していききたいと考えておるわけです。ただ、入札いたします場合に、一応各入札ごとの目標量というのを設定いたしますけれども、それはたとえば千五百億ですと千五百億程度ということとでございまして、おおむねその辺をめどに落札量を決めていくことでございまして、特に入札の内容があるところに非常にかたまつて入つておつて、それからばつと少量ずつ非常に飛び離れて入つてくるというふうなケースが非常に多いわけでございます。そういう場合にはかたまつたところで切らしてもらうというふうなことから、設定目標量に到達しないような場面がしばしば生じておるといふことでございまして、十年国債の金利を上回るものは全部切つてしまふとか、そういうふうなことでやつてまいつておるわけではないのでございまして。

○正森委員 五十五年度は十年利付国債の金利前後のものを発行したようだけれども、確かにそれはかたまつたところでやつて、ちよつと離れたものは切るから、応募したものでさへ話が合わないのができるのだといふことですけれども、しかしか公募入札といつても金利が全く自由になつてゐるのではないので、大蔵当局としてはなるべく国債費の利払いも安くしたいし、それからいろいろ言われておりましたも厳然たる金利体系はあるし、中期のものが長期のものを余り上回つてやつてしまふといふこともまずいといふような配慮があつて、そこら辺の配慮があるからなかなか消化といふものについては時がかかる、また全額消化といふわけにはいかない、こういうことなんではないか。

○渡辺(喜)政府委員 もちろんどんな高い金利でも入札してきたらみんな落とすといふことではございせん。財政負担といふ面を考えますと、仮に中期の二年とか三年の短いものが十年よりかなり高い利回りだといふことになりまして、その発行はやめてその分を十年債で発行した方が全体として財政負担は助かるわけでございますので、そういう面の配慮はもちろんならなければいかぬわ

けでございますが、ただ基本的な姿勢としては、
そもそもの入札制度を始めたというものは、
市場の実勢というものをそれで聞いていく、こ
ういう考え方があるわけでございまして、したが
いまして、ときには十年債を超えるような場
合も踏み切っているというのが現状でございま
す。

○正森委員 その問題については金利の問題とし
て本日は議論をしたかったのですけれども、き
うは伺いましたら銀行局長が用事があつて相なる
べくならば遠慮させてほしいということで、銀行
局から答弁のできる人が来ておられないようです
から、別の機会に質問をさせていただきますとい
うように思います。

次に中期利付国債の満期構成に及ぼす影響につ
いて伺いたいと思います。

中期利付国債は借りかえの場合にも同種のもの
で借りかえていくことのようにあります
が、しかしこの問題は、たとえば毎年度の新規財
源のうち二兆円ずつを三年の利付国債で発行して
同じもので借りかえていくとしますと、六十年債
還だとすれば、各償還期は六十分の三ですから、
千億円が現金償還ということになりますと、三年
たった四年目は、新しいものが二兆円と借りかえ
が一兆九千億円と約二倍の三兆九千億円になるわ
けです。そうすると、七年目は三倍の五兆七千
億円ということ、中期利付国債が三年ごとにほ
んど倍増していくということになるわけ
です。そうすると、全体の借換を含む国債発行
の中で中期のもの占める比率というのが非常に
高くなっていく。ということは、金融その他に及
ぼす影響がこれは非常に大きいということでは
ありませんけれども、六十年以降に単純にこうい
う考え方していくことは非常に問題があるのじ
やないかという指摘もなされているようですが、
どう思われますか。

○渡辺(喜)政府委員 おっしゃるとおりでござい
まして、本来財政の観点からいいますと、できる
だけ長期の借り入れということが望ましいわけ
でございます。ただ、借り入れをできるだけ円滑に
するという意味で市場のニーズ等に応じた期間構
成というものを考えていかなければいけません。こ
とで、私も中期債をいろいろ多様化したしま
して発行をしておるわけでございます。ただ、い
まおっしゃいましたように、中期債のウェイトが
非常に高くなつてまいりますと、償還とか借りか
えの負担というのが非常に短期間に累積するとい
う問題があるわけでございまして、それから過去
に発行した長期債の残存期間は累年短縮化してま
いっているわけで、したがって市中にはそういう
意味でだんだん短い残存期間のものが累積して
るわけでございまして、そういう点から言いま
しても安易に短い国債の発行に依存するという形
は決して好ましいものとは思っていないわけで
ございます。

○正森委員 それから借りかえを進めていきま
す点では、同時に現金償還を受けたものが借換債あ
るいは新規債に再投資するということを考えてい
きませんと、また国債市場に金が戻つてこない
というように思うのですが、再投資について従前は
代用払い込み価格を低減するとかその他の方法も
行われたようでありましたが、今後ますます
現金償還を受けたものが再度国債に再投資するた
めの方策というのは考えていかなければいけない
と思うのですが、それについてはどう考えておら
れますか。

○渡辺(喜)政府委員 この問題はさきの借換問題
懇談会でも議論されたところでございまして、結果
としてはなお専門家等を集めて検討するというこ
とになっておるわけでございます。過去五十三
年度までの借りかえにおきましては、借りかえ対象
が主として金融機関でございまして、新規債の
引き受けと全く同じように借りかえ手数料という
ものを払つてまいった経緯があるわけでございま
すが、これからの借りかえというのは保有構造が
すっかり変わつておるわけでございまして、一般
の個人、法人等が相当のウェイトを持つておると

いう状況でございまして、そういう非常に不特
定多数のものを相手にしたうまい乗りかえのよう
な制度が一体維持できるのかどうかというよう
な点、かなり技術的、専門的な問題点もあるわけ
でございまして、その辺をこれからひとつ早急に検
討してまいりたいと考えておるところでございま
す。

○正森委員 技術的なことが長々と続いて、大蔵
大臣申しわけありませんでしたが、これから少し
政治的なことを伺つていきたいと思ひます。
今度の予算委員会では「国債整理基金の資金繰り
状況についての仮定計算」というのが出ました。
これは「財政の中期展望」を前提としてつくつたも
のですが、ここで「予め負担平準化のための予算
繰入れ等を行わない場合」について見てみます
と、これは六十五年ごろは大変なことになるまし
て、六十五年だけで予算繰入れ、剰余金繰り入
れが六兆四千四百億円というふうなものになるわ
けです。つまり六十二年で国債整理基金の余裕
金残高はもうゼロになつてしまふ。そしてそこか
らは現金償還分は全部予算繰り入れでやらなけれ
ばならないということですから、六兆四千四百億
円というふうな大きな額になる。あらかじめ負担
平準化のための予算繰り入れをやる。これは五十
九年までは特例公債を減らすために一生懸命やら
なければならぬから、繰り入れできない。六十
十年から、この計画ですと六十年は八千億、六十
一年は一兆七千四百億というふうに平準化のため
の繰り入れをずっとやつていきますと、六十五年
度はまあまあ三兆八千二百億、こういうことにな
つておるわけですね。しかも新規財源債発行額
は五十九年度発行額と同額と仮定するという場合
でこれなんです。どう言つたらいいのでしょうか
か、公共事業等については一〇〇%ふやすという別
の方の計算でいきますととてもこれでは済まない
という状況であります。資料、急に言いました
が、おわかりになりましたか。
そこで大臣に二、三点伺ひます。

まず第一点は、五十九年までは特例公債を減ら
さなければならぬから、これまでは予算繰り
入れをやらなければならないというの確立された方針だと思
ひますが、六十二年に国債整理基金が空っぽにな
るのを待つのでなしに、少なくとも六十年からは
予算繰り入れをやる、剰余金が出たらその二分の
一以上を繰り入れるというのじやなしに予算繰り
入れをやるということをやりは考えていかなけれ
ばいけないのじやないかと思ひますが、いかがで
すか。

○渡辺(喜)政府委員 そういうことができれば本日は
一番いいこととございまして、一刻も早く国債
は累増させないという道を講ずるために今後い
ろいろ検討してまいりたいと思ひます。

○正森委員 大蔵大臣に申しておきますが、こ
に持つております週刊東洋経済という五十五年十
一月八日号に「金融界を揺るがす国債借換の重
庄 発行総額の圧縮が先決」というようにタイト
ルのついたのがあります。その中の書いてある
ことを見ますと、非常に先を見通しておもしろ
いことが書いてあるのです。その部分を読んできま
すと、ある部分では「都銀は国債を二、三年で売
却しており、これはいまでは二、三年どころじ
やないですね。ずっと早く売却しておりますが、
「ほとんど満期まで保有していない。したがって
都銀にとつては借換債も新発債も全く同じこと
であり、モロに引受量の上乗せとなる。それだけに
「借換債はいや応なしに発行せざるをえないもの
だ。だから借換債の問題は新規発行をどれだけ減
額できるかだ。これからの国債消化は発行総額を
抑えることが重要だ」という主張が先鋭的に出て
くる」こう言っているのです。これは当然のこと
だと思ひます。さらに次にはこういうことを言
つております。「運用部といへども、乗換分以上
の借換債引受は新発債と同じことであり、新発
債、借換債両面からの引受要求には限界があ
る。それだけに、民間から財投を圧縮し、国債引
受優先を要求されるところだ。」この最後の部分
はいろいろ政治的に問題がありますからあれです
が、その前に言うている部分はそれとおりだと思

うのです。さらにこう言っているのです。「実際のところ、六四、六五年度に七兆円前後のぼる赤字国債の現金償還が実行可能だ、などとは誰も思っていない。」特例公債は現金で償還するというのが法律で決まっていますけれども、それが実行できるなどとはだれも思っていない、こう書いて、それからしばらくその後で「その場合には、つまり六十年になって本番の償還が近づいてきた場合には、赤字国債の借換債の発行とか、」すでに財政指針はそういう可能性はあり得るということをおっしゃるのです。「建設国債の費目より一層の拡大による実質的な赤字国債の借換債の発行といった悪しき手段の採用も話になってこよう。」つまりもろに赤字国債の借換債でいくか、建設国債という範囲をぐっと広げて、実際上は赤字国債の発行なんだけれども建設国債の発行だというカムフラージュでいく、そういうようなことが話題になってくるだろう、こう言われているのです。それは私は十分に危険性のあり得ることだと思ふのです。それでそういうことにならないようにぜひ財政再建を国民的立場でしっかりやっていただきたいと思うのです。

それからもう一つ申し上げたいことは、いままでの借換懇談会というのは五十九年度までのことしか言っておりませんけれども、しかしこれでは困るのです。というのは、理財局長にも聞いておいていただきたいのですが、十年の長期の国債でも五十八年ごろになれば借りがあつた二年だということに近づいてきます。そうすると必ず現金償還を受けるんだということでありまして、これは二年ものの定期預金と金融上は同じことになつてくるのです。ですから市中で売買されるときには必然的に二年ものあるいは一年ものの定期預金とものに競合するということになるので、そうだと思うとおつたら、いや特例公債も借りかえするんだとか、いや半額借りかえだとかいうことになれば、これは先行きの見通しが立たないのです。ですから、これはあえて申し上げて失礼

ですが、大蔵省の理財局国債課の課長補佐の後藤敬三という人がいますか、この席にも来ているかもしれない、渡辺さんの部下だと思ひますが、そういう人が書いています。読みますよ。「これを厳密に考えれば、毎年度ごとに新たな方式を策定することが必要となるが、多額に上ると見込まれる借換債の処理についてならぬ目安もつくらないことは、国債の安定的発行・消化を任とする発行当局の立場からいへば、市場における安定感の観点からも問題なしとしない」と考えられる。」と、この人はずいぶん頭がよくて遠慮して書いておるんですね。問題ありと書けばいいものを「問題なしとしない」というふうに二重否定になつておるんですね。これは英語でよく使う表現です。ここにおりますか、手を挙げてください。なかなか頭のいい書き方ですけども、よほど遠慮してこう書いたと思うのです。つまり発行当局が五十九年度まではやるけれども六十年以降降のことは先は知らぬ、そんなことをやられたのでは困る、大いに問題ありということをお願いしたいのだけれども、身は大蔵省から縁をはんでおるし、上には渡辺大蔵大臣というこわい人もおるし、だから「問題なしとしない」と、こういう遠慮した表現で言っているんですね。ですから五十九年までは何とか借換懇談会の方針を出したけれども六十年はまだまだ来ないからいいんだということではいかぬということをお部の人も言っているんですね。そういう点を考えますと、やはり新規債を減らすということと同時に六十年以降の借りがえ問題をどういう方針で行くかということはいま目に確立しないと、特に理財局長は担当ですから、そうしないとやはり国民全体としても困ると思うのです。こういうことを問題提起として部内の人も言っておられるということを含めて申し上げておきたいと思うのです。御見解をちょっと承りたいと思います。

○渡辺(喜)政府委員 後藤君の書いたもの、実はまだ私読んでないので申しわけないのでございますが、恐らく五十九年度までのことを頭に入れて書いておるんじゃないかと思ひます。それはいづれにしても六十年以降の問題を放置しているわけでは決してございせん、六十年以前において六十年以降の借りがえ問題についての方針はぜひとも決めなければいけないということ、借換問題懇談会もそういう意味で現在も継続して存在しておるということでございます。

○渡辺国務大臣 全く御指摘のとおりでありまして、したがってわれわれ国債の新規発行を抑えていくということを最大の当面の課題にしておるわけです。もう一つは、建設国債も国債でございませうから、建設国債がふえたから利息がつかないから別でございしますが、別に金に色目はないし、そういうところを安易に考えてもいいけない、こういうことを両方考えております。借りがえ問題は非常に大きな問題でございしますから何かうまい奇想天外な手がないかと思つて、いま研究している最中でございします。

○正森委員 時間がちょうど参りましたので、実は申しわけないことに会計検査院や公取も来ていただいていたのですが、質問ができませんでしたので、一般質問その他の機会がございましたらさせていただきますので、質問ができぬでえらい申しわけありませんでした。

○山崎(武)委員長代理 沢田広君。

○沢田委員 では、行管からお伺いいたします。今度の法案で行管が目を付けたのがなぜこれだけになったのか、どれだけの分量を扱った中でこれを選択した理由、それを簡単にひとつ御説明をお願いいたします。

○石坂説明員 先般、行政管理局設置法を改正いたしました。いろいろな調査権限を与えていただきました。その権限を用いて、特殊法人の資産の状況等いろいろ実態を調査をさせていただきまして、そういった中で財源にたがひがあるものを検討させていただいたということでございします。

○沢田委員 そういう抽象的なことをいま聞いておるんじゃないんで、そんなことは聞かなくなつて

てわかるというんだ。この法案を出すに当たつてどれとどれと何をやった、そしてその中でこれを選んだ理由は何か、これ以外にはないということなのか、その辺のけじめをきちんと聞きたい、こういうことなんです。

○石坂説明員 調査の対象としたしましては全特殊法人を、財務諸表等を取り寄せて昨年の秋以降調べたわけでございます。その中で大きく目をつけなければならぬ法人というものが調査の過程でだんだんしぼられてまいりまして、電電公社、中央競馬会等につきまして、調査の過程でだんだん問題点がしぼられていったということでございます。

○沢田委員 そのときの条件は、どういう条件とどういう条件をもつて物差しとしたのですか。

○石坂説明員 それぞれの法人の収益の状況等を見まして、利益の積立金が多い法人等に特に目をつけたということでございます。

○沢田委員 これは後からも言いますが、ほかにたくさんありますね、だから単に利益の積立金が多いからということだけではなかったのじゃないかという気がするのです。それぞれの特殊法人の持つ性格、そういうものもあるわけでありまして、当然それにはそれに応じた、たとえば積立金が多くなると必要経費が将来たくさん予想されるものは多いといつてもそうではない、あるいは貸借対照表の中から出てくる金額だけでは測定しがたい。だからその性格的な判断の物差しがあったのだと私は思うのですが、なかったのですか。ただ積立金が多いか少ないかだけで判定したということに理解していいですか。

○石坂説明員 それは先生の御指摘のように、実際のその法人の事業の収支状況等も当然判断の対象にしてございします。また、将来とものように推移していくかというふうなこともいろいろ検討をしたわけでございますが、そうした中で利益の積立金というふうなところに集約的に姿があらわれているのではないかとというふうに判断した次第でございます。

○沢田委員 あなたの答えは、いま私が言ったら
そうだとする、今度また聞けばまたそうだと
言っているんじゃない。だから、最初から
これを挙げるに至った原因はどこに境界を置
いたか、たとえば産投会計では五十三年度末の決算
で三千五百四十九億ですか、それだけあった。そ
れでは三千億以上のもので二千億以上のも
の考えたということなのか。私はそんな単純な
ものではないだろうと思うのです。だからそれ
は第二、第三の条件というものが当然あって、全
的に洗った結果こういうものが浮かび上がった
ということになるのだと思うので、そのときの標
準にした物差しは何なのかということも答えて
もらいたいわけですよ。でなければ、国民から
見てな

うのです。それでわれわれはいつも主張して
おりますけれども、前提としては不正な税制を改
めて、そしてまず取るべきところから取ってそ
の上で特例公債を算出する。いわゆる高度成長
経済というものはもうなくなりました。だ
からそういう安易な方向はとれないのだ、だと
すれば、不正な政策税制をまず改めてさらに圧
縮して、それでなおかつ足りないからこうなん
ですというところで国民に対してそれが増税に
変わって、あるいは特例公債を発行して、また
このやりくりを示す前には、やはり不公平税
制の是正を行うということが大前提でなければ
ならぬのではないかと、いふふうに思います。そ
の点はいかがですか。

○渡辺国務大臣 これもかねて答弁をいたして
おりますように、不正な税制とは何か、このこ
ろでかみ合わないところがあるわけですね。特
別措置法は不正な税制とは思っておりません。し
かしながら、すでにその目的を果したものの、い
まのようなときにはもうめんどうを見なくても
いいじゃないかというふうなものが、いかに切
れないので年々洗い直しをやっている。それで、
まあおたくの党などでは、たとえば貸し倒れ準備
金とか退職引当金とかいうことを言っておりま
すが、これは不公平税制ということよりも、むしろ
これだけ財政窮乏のときだから、その債務性はあ
る程度わかるけれども、余裕を持たせる必要はな
いという見方は私は考えられれると思うのです。
したがって、これらの点については真剣に検討を
していきたいと思っております。

○沢田委員 不正な税制のシンボルと言われ
て、その医師の優遇税制であります。これにつ
いては毎年直すようにと言っているわけですが、
依然として七二の経費控除は認められていま
す。でももう二年経ちました。青色申告の
割合もふえてはいるようではありますが、依然
として七二というものが認められている。です
から、そういう意味においてこれももうそろそろ
この機会に青色申告なりに勧奨誘導をして、そ
して正規の申告にしろ、こういう方向は最小限
度やらないで、特別優遇された待遇に置かれて
いる。これは国民に決していい印象を与えては
いけない。一方では不正請求が山ほどある、そ
してべらぼうにもうけている、というふうな悪
徳医者がばか

て、本当は私は全部撤廃したいのです。しかし、
そのときには、零細中小企業がやっていると
同じように、個人開業医にも、営利法人では
ないが、合理的経営をやる道を全部ふさいで
おいて、さえないというのはいかたがたな
ものか、そういう点で一人法人は、金もけ
ずけ主義は困るけれども、経営と技術を分離
することは悪いことじゃないわけですから、そ
ういうことを認めざるを得ない。それを認め
れば、現在千数百億円と言われているものが、
恐らくそんなに税収として上がらぬでしょう
が、しかしそういうものとワンセットで厚生省
の気になれば、私は受けて立つてもいいと思
っているのです。実際は、いずれにしても合理的
に、国民が納得するようなことをやる必要があ
る、こう思っております。

○石坂説明員 ほかにそのようなものが全くな
いというふうなことではなからうかと思いま
す。やはり利益の大きなものというふうなこ
ろに重点を置いたということは、そのとおりで
ございます。もちろん利益積立金だけの話では
ございせん、開発銀行等の貸し倒れ引当金の
率等にも着目をしておりまして、利益積立金
あるいはその他の貸し倒れ償却の引当金等々の
状況をそれぞれ見ていった結果であるとい
うことでございます。

○沢田委員 まあ、ほかにあったということ
ですね。それで大臣、先ほど席を外されて
いたから飛ばして先に向こうへ聞いたので
すが、いまの質問にもありましたけれども、
特例公債というのはいまの質問に、首を縦に
振っているからもうそれでいいです。それ
ではそういうことだとしますね。そうすると、
その前にすべきことは何かということがある
と思

いすね。それで大臣、先ほど席を外されて
いたから飛ばして先に向こうへ聞いたので
すが、いまの質問にもありましたけれども、
特例公債というのはいまの質問に、首を縦に
振っているからもうそれでいいです。それ
ではそういうことだとしますね。そうすると、
その前にすべきことは何かということがある
と思

○渡辺国務大臣 私もかねてから、医師特例は
医療関係の諸悪の根源であるというのを言
ってきまして、それは否定するものではない
のです。しかし御承知のとおり、青天井で
認めておいたものを二千五百万円の売り上
げまでしか認めないということにしたわけ
です。二年

が、その借金の金利と公債の金利との差は、損害

○沢田委員 まあ、ほかにあったということ
ですね。それで大臣、先ほど席を外されて
いたから飛ばして先に向こうへ聞いたので
すが、いまの質問にもありましたけれども、
特例公債というのはいまの質問に、首を縦に
振っているからもうそれでいいです。それ
ではそういうことだとしますね。そうすると、
その前にすべきことは何かということがある
と思

いすね。それで大臣、先ほど席を外されて
いたから飛ばして先に向こうへ聞いたので
すが、いまの質問にもありましたけれども、
特例公債というのはいまの質問に、首を縦に
振っているからもうそれでいいです。それ
ではそういうことだとしますね。そうすると、
その前にすべきことは何かということがある
と思

○渡辺国務大臣 私もかねてから、医師特例は
医療関係の諸悪の根源であるというのを言
ってきまして、それは否定するものではない
のです。しかし御承知のとおり、青天井で
認めておいたものを二千五百万円の売り上
げまでしか認めないということにしたわけ
です。二年

が、その借金の金利と公債の金利との差は、損害

が、その借金の金利と公債の金利との差は、損害

が少なくて済む。

同時に、その公債を持っていることによつて、資金運用ができる。いまの公社の企業形態では法律上資金運用がきつめて困難である。だから、公共企業体という以上、もう少し弾力的に運用ができる仕組みを第二にはつくらなければいけない。これは前の国鉄がそうであつたと同じであります。専売も同じであります。公共企業体といながら、それだけの自主的な運営がすべてできない。手足を縛られてしまつていて結果的にはどうにもならぬという状況で、いまになって、ホテルをつくる、いや何をつくるというところでやるように緩められたけれども、当時は物資部だつて、道路に背中を向けていなければ店をつくらせなかつた。そういう制限をして組合員でなければ使わせてはいかぬ、民間を圧迫する、こういう状況にきて、公社は手足を縛られて運営されているわけでありませう。今度も千二百億だけ黙つてぶつたくりをされる、後は自分が借金をしてその借金の利息を払う、だから千億だとかなんとかいう議論になる。それだったら、特例公債なり公債を電電に預けて、電電がその公債を運用していく資金の担保になります。担保になつて、運用することとは不可能ではないと思ひます。

これは、わかりやすく言えば大蔵大臣がそういうことですよ。あなたに一億出せと言つたら、これはあるだらうけれどもないと仮定しましょう、そうすると、なくて私なら私に一億持つてくることになつた場合は、あなたが借金をする。一億の借金をすればあなたは利息を払わなければならぬ。借金をして私の方によこしてしまふのですから、利息と元金を払つていかなくてはならぬ。私の方は、もらつてゐるのだから一番得をしてしまふ。だから、それのかわりに今度は自分の公債をあなたに担保に上げた。あなたは、その担保のもつた公債で資金の運用を銀行の貸し付けその他に利用できる。二重にも三重にも利用できる。電信電話公社の信用が高ければ、第一抵当、第二抵当、第三抵当でも金は動かしていただける、そういう

ことになるわけですから、資金運用から考えていけば、特例公債千二百億上乗せして電電にその運用をある程度任せる。それを住宅貸し付けに持つていくかあるいはさき言つた共済事業に持つていくか、そのことは別ですが、いずれにしても、それによつて幾らかでも損害が救済されるということになるわけですよ。同じです、考え方としては、ただ便利に千二百億を取りませう。だから、その千二百億の八分なり九分の利息を上乗せして国に納めなければならぬという結果になる。だから、片方から見ればどうぼうに追い銭、こういうことになる。取られる方から見ればそういうことなんです。だから、それよりも、どうせ公債があるんだから、その公債を発行するんだつたら、千二百億をおまに預けるから、公債をうまく運用して利益も上げなさい、あるいはほかの節減で利益も上げなさい、そういうことで千二百億を出してくる。短い時間の中で説明しにくいですが、商行為とはそういうものですよ。信用があるかないかによつて同じ千二百億も千四百億になるか三千億に動かせるか、これはやはりその人の、電電の信用によつて信用貸し付けもできるわけですから、同じやるならば、ただ取るのじゃなくて、運用益をつくれるような組織、運営を考えてやる必要がある。

これは電電の方から聞きましよう、大蔵大臣はだめだと言ひに決まつていますから。電電の方は、そういうことでもし法律体系も変えられて自主性を与えられたらばもっとやりよくなるのじゃないか、もっと納められるのじゃないかという気もしないでもないのですが、その点はいかがですか。

○岩下説明員 お答えいたします。ただいま先生御指摘のような形で公債の引き受けと申しましようか、その形であれば私どもの金利負担が軽減されることは事実でございます。ただ、現行の制度のもとでは財務関係の各種の統制、規制等がございますので……。ただ、公社の実態に即したような制度についての改善方が図ら

れるとすれば、公社としては望ましいことだと考えております。

○沢田委員 大蔵大臣、いま電電公社は、公共企業体としてそういう運営が可能な体制がもしとつてもらえれば、よりその方が効果的であるという答弁、そういう方法をとつてやる意思はありませうか。そうすれば、将来もつと入つてくるかもしれない。

○渡辺国務大臣 私、いまのはよくわからないので……。

電電公社に赤字国債を買わせるわけですか。(沢田委員「そうそう、そういうこと」と呼ぶ)電電公社に引き受けさせて、電電公社がその赤字国債を持つていつて、どこから金を借りてくる……(沢田委員「それはもちろんそうでしょう。そうでなければ千二百億を納められない」と呼ぶ)だからそれは国の方は赤字国債を増発しろということになりますね。(沢田委員「そういうことですよ」と呼ぶ)私の方は赤字国債を減らすというつもりなんです。それから、そこが一番先の食い違いがあることが一つ。それからもう一つは、結局電電公社から国は借りたら、借りた金を今度は電電公社へ返さなくてはならない。私の方は返すつもりはないわけですから、そこが二番目に違ふところなわけなんです。

その理由は、要するに電電公社の剰余金の中から、普通の民間なら半分ぐらひは税金で納めるところを納めてないのだから、いままでこれだけ地盤もよくなつたし、国も困つてゐるから、親会社の方もまいつてしまつてゐるので、ともかく四千八百億を四等分をして、利益の中から、税金を払つたつもりでひとつ御協力金としてお願いをしたい。ですから考え方の違いがございます、いいアイデアかもしれません、来年以降また四千八百億が終つたときにでもよく研究させていただきます。

○沢田委員 大臣、二番目の問題はないのですよ。これは十年で返しませんよ、国がもらひ得ですよ、十年になつたら国債は効力は消滅しま

す、そういう約束です。だから四千八百億も持つていくことは国の言うとおりの間違ひないのです。

問題は、その間国債を電電に置いておくという期間があるということです。問題は、その間の運用で電電が頭がよければ当然利益が生み出される。さき言つたように、それはその方が望ましいというわけですよ。だから、もしそれは十年たつたらば償還しないで済む国債なんです、利息は払わなければなりませんけれども。だから、そういうことで結果的には電電としては運用利益を上げやすい、こういうことなんです。これは個人の関係に於いても同じことですよ。時間がありませんから極端な例を言いますが、パチンコ屋は毎日毎日資金運転をやつてゐるのです。たとへば一日十萬円の売り上げであるうと三百六十五日動けばそれだけの資金になる。この間も言ひましたけれども、森林は五十年に一回、七十年に一回しか金は動かさない。どんなに高くても、一千万であつても五十年に一回しか動かない。そのいわゆる金の回転の率が違ふということとは非常に違ひがあるんだということを私は言ひたかつたわけですよ。だから同じ千二百億納めてみても、その担保を持つていけばそれがどうにも動かして行く可能性を持つ。それが民間企業だつたらもっとうまい動かし方があるでしょう。極端に言えば、たとへば武富士あたりに貸せば、三五%から四〇%ですよ。そのぐらひになつて、武富士あたりでは貸して一五%ぐらひ戻つてきますわね。まあ武富士を例に挙げればそういうことですよ。しかし、まさか電電公社が武富士に持つていくわけにはいかぬでしょうから、これは不可能だとしても、論理としては、極端な例を挙げたのです、そういう可能性はあるわけですよ。だから金というものは、あるいは債券というものは利用の仕方によつてそれが千二百億以上に借りられるということも言ひたいわけですよ。それは一般の金融機関だつて

第一抵当、第二抵当、第三抵当を入れながら、現在の価格がそれほどでもなくとも、将来伸びるであろうと思えば、株が高くなるのと同じように、金融機関は信用貸し付けをするわけですから、そういう資金運転というものの道を開いてやるということが必要だということをいま私は言いたかったわけですね。だから事務的なものではない。

〔山崎(武)委員長代理退席、越智(伊)委員長代理着席〕

ただその資金運用が可能な道を開いてやることと、いま言ったような方法で電報は十分採算はとれるし、それは国も損害は八分八厘の損害で済む。それもそれだけであと元金は没収してしまふんだから、利息だけの損害になる。だからその手で考えたかどうか、こういう提案をしているんで、ちっとも食い違いないんで、知恵をもう少し働かせれば、私はその道はあったんじゃないか、こう思っているわけですね。いかがですか。

○渡辺国務大臣 あなたの考えていることと公社の考えていることが果たして一緒かどうかかわかりませんけれどもね。(沢田委員「大体一緒です」と呼ぶ)しかし仮に債券をやっても、じゃ国は国債を一千二百億電電公社に預けて金を取り上げて、十年たつたらその国債はただになつてしまふわけでしょう、紙切れになつてしまふんだから。(沢田委員「そういうことです」と呼ぶ)紙切れになつてしまふ国債をだれか担保に取つて金を貸す人がありますかね、これは。(沢田委員「ありますよ。十年間は大丈夫ですよ。十年過ぎてからはだめだけれども」と呼ぶ)そこらのところがね。――検討します。

○沢田委員 大臣、次の問題で、国には一般会計予算、それから財投の予算というのがあります。私はあえて第三予算という名前をつけているのですが、自転車振興会、船舶振興会、地方競馬協会、競馬会も含めてありますが、これから出てくる金の中身ですね、これは資料も求めたし、そちらへも行っているだろと思うのです。これから出ていっている金というのは、言うならば政策

の重複なんですね。結核予防協会にいつていますとか、あるいは日本体育協会にいつていますとか、癌研究会にいつていますとか、こういうことについているのはすべて政策の重複なんでありま。それでこれをつかみ取りに使つて適当にやつていったのがいままでの慣例なんでありま。いま補助金まで切ろう、あるいは行政改革もとにかくやろう、こう言っているときに、こういう重複している予算の――予算じゃないでしようけれども、任意団体であるが、国でやっているギャンブルであります、国が国営でやっているギャンブルから出た金は、あえて言うならば、統一化をするべきではないか。これはそれぞれの団体が任意団体だというふうなかつこうで出す性格のもではない。やはり国民のニーズにこたえて、そのこたえた緊急度合いというものをはかつて国が統一的に一元化をしつその整合性をとる。法律で決まっているもので切ろうと言っているときに、こういう法律にも何も決まっていけないものに、観光協会に出したり、いろいろなものをやつております。そういうものを、あえて言うならば予算の編成の中に組み入れて考えていくということが必要になつてきているのではないかと。

特にまた、もう一つこれは地方自治団体が来ておりますから、そこから順番に聞いていきましようか。大蔵大臣、ひとつ思い切つて第三予算というものを、いわゆる国の目で見ても二重になつていないか、なっていないか、また二重になつていないか、それは二重になつていないにしても、国の予算の中ですべてを統合していく、こういう形にすることが、今日段階においては必要な時期にきたのではないかと。モーターボートの基金にしてもそのとおりです。それから振興会にしてもそのとおり。これは両方振興会ですが、自転車にしてもモーターボートにしても馬の方にしても同じであります。中身についてまで私はどうだ、こうだと言おうとは思いません。少なくとも出てくる政策的な支出、これはやはり国の統合化の中に組み込む。あえて申し上げるならば、馬は農林省との

癒着、船舶は運輸省との癒着、それから自転車は通産省との癒着、こういうものによつて今日までいろいろ材料も提起されてきたことは御承知のとおりであります。私はそういうことのスキヤンダルのなことをいま言おうとは思つていない。だから政策の二重化を避けて、そういう第三予算は国が一貫して、国の政策の中で実行していく、こういう姿勢をとるべきじゃないかということが、まず第一点であります。いかがですか、大蔵大臣。

大蔵大臣が答えられないなら、行管で……。

○堀内政府委員 お答え申し上げます。ただいまの沢田先生の御質問の御趣旨はわかるのでございますが、公営競技関係法人は、それぞれば法律に基づきまして関連産業の振興だとかあるいは公益事業の振興のために交付金の交付を行っているわけでございます。そして交付金につきましては非常に適正かつ効率的な使用が行われている、あるいは行われるべきということとは先生のおっしゃるとおりでございます。そういう意味に基きまして、総務長官からの依頼によつて行われまして公営競技問題懇談会の五十四年度の検討を踏まえまして、おのの配分に当たりましては、内容の精査あるいは関係省庁等の意見の聴取、また第三者機関の意見の聴取、そういうものを踏まえまして、また配分決定の公表というふうなものを行ひまして、その適正かつ効率的な配分に努めているというふうに承知をいたしておるわけでございます。

○沢田委員 答弁になつてないのですよ。いまの現状でいいということでしょう、その返事では。いま法律で決められている補助金まで切ろうと言っている段階なんですよ。ところが、ここに出てきているようなものは、言うならば政策的なものが多い。ならば一般会計予算の中で組むという体系にしてその選択を、それはいまこれが直ちに必要なのか、もっと必要なものがあるかもしれない、そういう形でもう一回見直して、一般会計予算の中に組み込んで、その中で編成をしていくと

いう形をとらないと、整合性を欠くおそれがある。第二臨調はもう間もなく出ちゃうわけですね。その前にこういう問題についての適否を決めながら、国が掌握をしていかなかつたならば、とんでもないところについてばこつとタケノコみたいに出てくるかつこうが出てきまう。必要なものが削られて、不必要なものと言わなければいけません、選択度合いから言つたら遠いものに金が行つちまう、こういうことになりかねないのです。

これはお手元にあるだろと思つていられるのですが、なければこれ持つていつて……。ガン協会に出たり、防犯協会に出たり、自然保護協会に出たり、国際科学博覧会のあれに出たり、九十九里ホームに出たり、恩賜財団済生会に出たり、皆同じようなものですよ。別に中身が悪いとかなんとは言いません。とにかく重複する政策になつていっているじゃないか。その点はきちんと区分けする必要があるのではないかと。だから現在やつていっている政策が不十分なら、こんなものに頼らないで、国の予算にして、予算の中で整合性を図るというのが正しい方法じゃないですか。政務次官は大変申しわけないけれども、もう少し踏み込んだ答弁をしてもらわなければならぬと思つたのですが、いかがですか。

○堀内政府委員 ただいまの御質問の競技四団体でございますが、それぞれの所管官庁において、これは検討したり指導したりしているわけでございます。なおかつ、この公営競技四団体はそれぞれ事業主体でございますので、各地方公共団体が事業主体として上げた収益の一部をこういう団体に回しまして、それがまた配分をするというふうな状態になつていっているわけでございます。したがうしまして、行管庁としての御質問にお答えする限りにおきましては、やはり各監督官庁の指導、検討というふうなものを見守つていくという以外にはないのではないかとこのように考へております。

○沢田委員 そういうことになると、この特定財

源を選んできた経緯との整合性を欠くのですよ。こんなものを残しておいて、電電や開発銀行や輸出入銀行あるいは産投会計の積立金から持つてくるなら、これは同じ政策に使っている金を国に持つてきて、事業の中で重複しているかどうかを調べながら、総体的にながめる方がより有効でしょう。方法論としての道にもなるでしょう。これは八億の、九億の、それから八億のというふうには、全部合わせるとこれで大体百億くらいになりますよ。まあ競馬会なんかの二十億みたいな積立金まで考えればもっと多くなるのですが、それは全部取るといふわけにはいかぬでしょうけれども、出ているものだけでもそうなる。

私はもう一つ、自治省に求めてもらっていますから申し上げるのですが、この分は、じゃどういう基準でその都市に行っているかということになる。開催都市だけなら私も文句言いません。開催都市だけじゃない。たとえば中央競馬会が行った環境整備事業交付金というのだけ選んでみた。環境対策の環境整備事業交付金はいかげなものではないと言ってもらいたい私は思う。しかし、それだけでも挙げてみても、全国の各市に行っているわけでありまして、それで、緑化事業だ、道路整備だといって、必ずしもそこでやっているとは限らない。だからその分は、自治省は地方交付税から削つたらい。その分は、これだけこういうところから環境整備に行つていたら、環境整備の部分は地方交付税の算定基礎から、基準財政需要額から削つたらい。二重にこれを交付する理由はないでしょう。これがまず第一。

第二には、公害だとか騒音だとか迷惑料だ、じやなぜ地方交付税の中に公害の指数が入らないんだ、なぜ地方交付税の算定基礎の中に、基準財政需要額の中に、騒音であるとか水質であるとか大気汚染であるとか、あるいはその他の公害の問題についての指数を含めないんだ。だから、こういう問題が起きてくる一つには原因を生んでいる。道路のふくそう、迷惑がかかるというのなら、基準財政需要額の中に全国同じ条件で公害指数とい

うものを含めて交付をしていくことにすれば、こんな金は要らなくなるのじゃないですか。でなければ、この分は当然差引かなければはかの市町村との整合性はなくなると私は思うのであります。いずれにしても、この点は不合理だと私は思います。

しかも、この配られ方というのは、余り言いませぬけれども、きわめていかげんな配り方もなはないのですよ。競輪場の周りにいる人だけに地代と称して、とにかく一回の開催ごとに三万とか五万とかそうやって配っているような状態。そんなに隠れ隠れ、日陰者みたいなことやるのだつたら、やめた方がいい。国で認めたことなんです。それは不正を拡大するだけの話しかありません。もっと堂々とやれるような形をとって——住民を金でごまかして、周りの人間に配って、それが環境対策整備事業交付金の流れじゃないですか。そういうことでギャンブルを扱って、自身で格を落としていく。ギャンブルは私はいいは思っているけれども、やはり整然と行われるようにするための措置は必要だが、そういうことがみずから品位を傷つけているということになるんだらうと私は思うのです。

三つ言いました。あえて申し上げるならば、これは自治省に求めてもらっているから、こういう金が行くならば、それは地方交付税から減らしなさい。そうすればそういう金はもらいませんとやうでしょう。それがまず第一。第二番目は、公害指数を地方交付税の算定基礎の中に含めるべきであるということ。第三番目は、この行った金の行方についても少し精査をすべきである。以上三点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○能勢説明員 お話のございました中央競馬会の地方団体向けの交付金、五十五年度では三十一件で約五十三億程度あるということは聞いておりますが、その具休の内容を私はつづさに承知はいたしておりません。

御提案は、交付税の算定基礎に入れたらどうかという御提案でございますが、これも御案内のと

おり地方交付税は、地方税の代替財源としてあるべき基準財政需要額なりあるべき収入額を算定する、いわば三千三百の地方団体の標準的な財政運営に要する一般財源を措置しようということでございますので、御提案でございますが、いまの段階で交付税の計算基礎に直ちに入れていくということについてはいろいろ問題が多いのではないかとこのように考えます。

それからいま一つの御提案で、騒音等に係る交付税の算定に關しまして公害指数といったようなものを考えたかどうかという御提案をいただいたわけでございますが、これもやはり交付税の計算基礎には公害関係の一般的な経費は算定いたしておるのでございますが、お話のような公害指数というふうな新たな補正をつくることは、技術的に見ましても交付税の算定に使用できるような公債性のある客観的な指標ということをつくれるのかどうかといったような問題もございまして、今後慎重に検討してまいりたいと思ひますが、いま直ちに具体化するというのはなかなか問題が多いいではないかとこのように思ひます。

○沢田委員 とにかく公害に対する交付税算定の基礎については不十分であるし、非常に正確度を欠いている。しかし現在公害基本法ができていますことも事実ですね。公害基本法ができていますからその算定の数字というものは出るんですね。水質にしても大気汚染にしても振動にしても騒音にしても悪臭にしても、一応全部公害基本法の中に規定されているわけです。だからそれが算定できなさいというはずはない。それは自治省が怠けているからだ。怠けて勉強しようとしなさい。環境庁にでも行って聞いてきなさい。皆基準があるんだから。その基準をそれぞれの市町村——出ている金は何かといつたら道路整備でしょう。交通安全施設でしょう。道路整備、道路整備、道路整備。結果的には地方交付税の二重取りじゃないですか。道路整備は道路の延長キロ数、皆地方交付税の算定基礎に入っているじゃないですか。少なくとも二重取りでしょう、この中身は。だから精査

しなさいと私は言っている。地方交付税はアンバランスをつくっていることになる。アンバランスをつくるんだつたら、もっとその分はとつて公平にしなさい、こう言っている。河川改修だつたら下水道なら下水道にちゃんと地方交付税は行っているわけでしょう。その市だけに行かなければならぬという論理にはならぬでしょう。

そういうことで、表街道を歩いている仕事であるならば表街道を歩いているような形をやりなさいよ。裏街道を歩いているんだから、ばくちの金、テラ銭のかせぎだから適当に配つていいやという発想で自治省もいたりあるいは各省がいるんなら、これはもう何をか言わんやということになる。そんなものは皆やめてしまった方がいい、そういうふうになると私は思う。表街道を歩くなら歩くような性格のものにならないければいけない、また社会から見ても批判をされないものにしていかなくちゃいけない。一方でやはりそういう義務を負っているわけだ。そういう点において自治省の答弁はきわめて不満足、不勉強だ。もう一回見てみなさい。道路整備ばかりだ。地方交付税の二重取りだ。どうですか、その点は。

○森実政府委員 中央競馬会関係の環境整備事業についての御質問でございますので、まず実態をお話しさせていただきますと思ひます。(沢田委員「長くはいいいです、これを大臣のところへ持つていつて見せるから」と呼ぶ)

内容は先生御指摘のように道路整備、交通安全施設、公園整備、緑化対策、下水道の対策それから消防施設、そういった事業が主要な内容でございます。毎年四、五十億ずつ支出していることは事実でございます。

これはもう御案内内だと思ひますが、中央競馬の開催に伴つて騒音とかごみの散乱とか交通の混雑という大変な迷惑を地元で与えている、原因者になつていふことは否定できない事実でございます。また地元の協力を得なければならぬ競馬の開催は順調に行ふことはできない。しかも事実としてこの迷惑は競馬の開催を続ける

限りなかな解消できない本質を持っているといふところに私どもの悩みがござります。そういう意味で基準を定めて支出しておりますが、自治体側の要望も非常に強いという実態があることは御了解いただきたいと思ひます。あくまでも地域の個別の事情で基準を定めて支出しているところでございます。

○沢田委員 これは開催のところだけなら私も何も言わないのですよ。そうじゃない。たとえば重度心身障害児施設あるいは救急センターができるとかそういうときには振興会から補助金として出る、市から補助金として出る、そういう形が行われていることについて私は問題提起しているの、何も悪口を言おうと思つていないのじゃないのです。そういうところとそうでないところとの不公正を是正することが必要である。だから私は競馬会だけを言っているのじゃない。自転車振興会も船舶振興会も同じような立場で二重投資になるかっこうになりますよ。だから二重に補助金をもらいたい市町村は一生懸命陳情に上がつてきているわけだ。何とか自転車振興会から金をもらいたいというところで願ひ出ているわけだ。通産省へ年じゅう通つていられる。あるいは農林省、畜産振興事業団なら畜産振興事業団に通つていられる。そういう形から脱しなければこれからの行革の第一歩は踏み出せません。そういうものだけは温存しておいて第二臨調だと言つたつてへのかっぱですよ。こういうものを残しておいて何が第二臨調ですか。とてもじゃないがそんなものは踏み込めるものじゃない。かえつて不公正の拡大にしかつながらないと思ひます。

そういう意味において、ここにあるいろいろな事業の補助金も政府に一元化しない、そして公正を期しない、そして癒着を絶ちたい、私はこういう提言をしているのです。大蔵大臣、この機会に、第二臨調がいつ出るかわかりませんが、補助金を見直すとか何とか言っているけれども、これこそ会計検査院の検査の対象にもならない。わけのわからない金に使われても何の指摘も

できない。で、市町村はもらい得という形になっている。こういう安易な財政運営は避けなければいけないと思ひます。いま真剣に特例公債だ、電電だと言つているときに、一方にそんなまぬるいものが存在していることは許されるものではないと考えます。各省は大臣が来ていないので政務次官はおつかひつきり、大臣に怒られちゃいけないと思つていられるし、次に大臣に外れたら固つちやうと思つて安全な答弁しかしません。大臣、ひとつ勇気のあるところで、総理大臣になつたつもりで——上がるとすればこの次は総理大臣以外にないのですから、そのつもりでこの点にメスを入れてもらふということが必要なんではないかというふうに思ひますので、お答えをいただきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 往々にしてこういう団体の出費について監督が不十分じゃないかという御批判を受けるわけでございます。時勢がらでございましてから各省庁においてはそういうような批判を受けるようにやつてもらふことが大切だ、こう考へております。

ただ、特に地方競馬のようなものはそれぞれ地方でやつておつたりあるいは主催者が地方の場合が多いので、国が取り上げるといふよりもむしろ主催者の方で一緒にやつて、そういうような金があればそれは返してもらふあるいは納付してもらふというようになことを真剣に考へても結構じゃないか、そう思つております。ただ道路の対象事業で、競馬場の周りに集まつてくる進入道路とか駐車場とか都市計画とか、一般のものだけではとても間に合わない、だから競馬の開催に便利になるように中央競馬会なんかから余分に金を出してそこだけ整備させているというようなことはあるいはあるかも知れません。

いずれにいたしましても国を挙げて行政改革をやつたりむだな経費を少なくしよう、そういうものはなくしようと思つているときですから、こういう外郭団体も独自の権限をいだけてやつていられるわけですから、そこで批判を受けるような金

の使い方があつてはならない、こういう点については各省庁の協力を得て御趣旨の点を徹底させるようにしたいと思ひます。

○沢田委員 後で堀先生が質問するときは各大臣集まるわけですから、それぞれ関係の人はこの問題について今後どう取り扱うか、簡単に結構です。それからその分だけ答弁をしてください。大蔵大臣はいま答弁をいただきましたので各省の大臣にそれについて答えてもらいたい。率直な申し上げ方をすればこの資料の中身にもいろいろ問題があるのですが、それは時間の関係でまた別の機会にやりますけれども、うちの同僚議員も競馬会の問題でいろいろがたがたやりましたが、そういう内容だけを追究することだけがすべてではない。その金をどう正常に運営していくか、どう社会に還元をするか、その方法論を適切にしていこうということが大変大切だということを私は言つていられるわけ

です。それから、地元で迷惑がかかるというのは私も十分わかる、私のところもそうなんです。えらい迷惑。どろぼうが多くなる。しかし、どろぼうが多くなれば地方交付税の中に入るのですよ。盗人が多くなれば多くなつたように地方交付税の算定基礎の中に入つていく。だから、そういうことで私の県もどろぼう天国なんて言われております。五〇％はいい方だと言われているのですが、五〇％くらいの逮捕率しかない。そういうようなことで埼玉などというところはどろぼう天国と言われているくらいなんです。そういうことで迷惑は確かにあります。駐車はどんなやられて出口もなくなつてしまつた。裏口からへいを跳び越えて出なければならなくなつた。でも壊せば刑法に触れてやられる。パンクさせたらそれだけで刑法に触れる。なかなかむずかしいものだと思つています。しかし、公道を歩く競技であるとなれば、そういう姿勢で物に臨んでもらわなければ困る。何かこそ悪いことをやつてい

るのだという前提に立つて発想することは許されることではないかということを私は言ひたい。

それから、残された時間で、開発銀行その他もありますが、誠備グループの問題、これは最終的な問題ですから結論だけ言ひます。

誠備グループに關係した銀行の調査を大蔵大臣やるべきである。幽霊会員百人だなんて言つて、結果的には名前がわけがわからなくなつたといふような状況ですが、それに関連した銀行について、これから銀行法を大蔵大臣も出そうとしていられるのですから、そういうような意味において、銀行がそういう不明朗なあるいは法律に触れたり背任になつたりというふうなことになるように、少なくとも銀行調査だけはきちんとしてもらいたい。また関連した証券会社についても、どういう経緯によつてそういう関連性を持ったのか、その経過についてだけはひとつ正確に報告をしていただくような措置を講じていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○渡辺国務大臣 株のことでございますから、多少の変動があるといふことは仕方ないことだ。しかしながら、外務員が一括して白紙委任みたいな形で、本人の知らないうちに売つたり買つたりするやうなことは認められていないはずだと私は思ひますが、そういうところの監督が不十分であればもっと監督をさせて、少なくとも委託者が知らずに売つちやつたとか買つちやつたとかといふことはなくさなければならぬ。また銀行等も、仕手株でつり上げられたものを担保に金を貸すわけなんです。これもおのずから適正価格というものはあるはずなんです。えらいばか高くなつてしまつたものを担保にとつて損したなんというものは銀行の方が悪いのであつて、私は、素人でもわかるやうなケースについては、少なくとも銀行は玄人なんだから、そういうばかことを二度と繰り返さないように指導してまいりたいと思ひます。

具体的な手法については、審議官が来ておりますから、審議官から説明させます。

○吉田(正)政府委員 恩恵投機なんか融資したもののついて金融機関を調査すべきではないかというところでございますが、私もどうもいましては、この恩恵投機を助長するような融資につきましては、かねてから抑制するように指導してきたところでございます。

今後のあり方といたしましては、大臣も国会で、こういう恩恵投機を抑制するよう指導したいというふうに申し上げているところでございます。

で、最近におきましてさらにこういうような行為を差し控えるように指導しております。証券金融自体、私も金融界としてやってはいかぬという問題と考えておりません。やはり証券流通市場の円滑化というような意味で、それ自体はよろしいのでございますけれども、その結果、恩恵投機に巻き込まれた姿はきわめて遺憾であると思ひますので、ただいまいろいろと調査をしておりますところでございます。

○沢田委員 国会になるとどうも謙虚になられるので、外へ出ると謙虚でなくなってしまうのだろけれども、国会の答弁がされる以前に大抵報道されてしまうということになってしまふ。この前も私はその点を指摘したのですが、いまの問題は、これに関連した銀行を調べてください、これは私に言っている。調べてくれるかれないかなんです。責任が生じているか生じていないか、取締役会の議決を必ずとっているかどうしてないか、あるいは簿外貸し付けになっているのかないか、ないのか、そういう点についてだけ、チェックしたことの経過を報告してほしい、こういうことを言っているわけでありまして、それはイエスかノーかで答えてもらいたい。プロセスは要らない。

○吉田(正)政府委員 社会的にも注目を浴びた事件でございますので、私もそういう金融機関についてはかねてから調査しています。先生御指摘の点も、ないかどうかを調査しておりますところでございます。

ございます。

ただ、これを報告するかどうかということでございます。私も銀行法に基づきましての監督権ということで、預金者保護あるいは信用秩序の維持ということ、これはかなり大きな大蔵大臣の権限でございます。それを使いまして調査しておりますわけでございます。その結果の公表につきましては、信用秩序の維持とか預金者保護の観点からやっておりますので、公表するということとは差し控えていたしたいと思います。

○沢田委員 言葉じりをつかんで公表ということをおっしゃるけれども、公表ということに私はこだわっているわけじゃない。私は質問した。質問者に対して当然答えてくるという義務はないのだからかということなんです。何も新聞に発表しろなんて私は言っていない。これが秘密なら、秘密だと言ってくれば秘密は守るのだ。ただ、あなたの職務で、そういうことであつたら、その内容についてだけは報告してもらいたい、こう言っているわけなんです。あるいは委員会全体に報告するかどうかの問題は、これは委員長と相談して決めることであつて、その点については公表という言葉で逃げてもらつては困る。その点はどうなんですか。

○吉田(正)政府委員 公表と申し上げたのは訂正させていただきます。先生が御関心を持っておられる簿外とかあるいは取締役会の決議とか、そういう事実については先生の方とまた御連絡させていただきます。

○沢田委員 時間の関係で、きょう虎の門の病院の問題が大きく出ました。これは大蔵大臣に忠告だけということにします。

眼科の部長さんがめがね屋さんからリベートを取っていた、こういうことなんです。これは何も虎の門病院だけじゃないだろうと思うのです。公的病院のいかんを問はず業者とのつながりというものは起る可能性がある。私はもう一カ月前ぐらいから注意しておいた。こういうことにならないようにということで、私はこういうふうに発言

はしなかったが、こういうことになるから注意しない、善処しないというのを再三銀行局長を通じて、あるいはそれぞれの連合会の理事長にも通じ求めてきた。しかし、今日発表になるような事態になりました。私はこのことはオープンにしないで解決の道を図りたいということでは言ってきたわけなんです。ところがそれに応じない。応じないでこういうふうになってしまつて、結果的には望ましい結果ではないし、公的病院としての品位を傷つけた、こういうことになるわけであつて、この点については、二つ問題がある。われわれも、そういうふうなところからいろいろ情報を得て、事前に忠告を与えることもあつたわけなんです。事前に忠告を与えたことをやぶりの確に對処してやらうということが必要なんです。それを無視するから、こういうことになってしまふということになるわけだ、それが誤報であるかどうかの問題は調べてもらえばわかるわけなんです。そういう点は忠告として大臣に言っておきたいと思ひます。そういうことにならないようにということでは私は事前に要請をしておいたはずなんです。

次に、いま春闘の時期であります。経済企画庁は呼んでおりませんが、現在実質賃金の目減りその他もありまして、今日の公務員の給与は当然一割で済むはずはない、相当の金額になることが予想されるはずであります。だとすると、予算は通つたのでありますけれども、当然補正予算を国会に提出するというのが伴わなければならぬのではないかと、こういうふうにか考へますが、その点の見解を求めて私の質問を終わりたいと思ひます。

〔越智(伊)委員長代理退席、委員長着席〕
○西垣政府委員 ただいま春闘のピークでございます。例年でございますといずれも人事院勧告が出るということになるわけでございますが、人事院勧告が出された場合におきまして取り扱いにつきましては、従来からそうでございますけれども、人事院勧告が出されました後でそのときの経済社会情勢、財政状況その他諸般の事情を考慮しながら

らその取り扱いを決定するというにいたしておるわけでございます。そういうことでございまして、補正予算というようにないことをいま口に出して言うような段階ではないということでお許しをいただきたいと思います。

なお、今度は給与改善費が二割ということで従来より低いわけでございますが、人事院勧告を尊重するという政府の従来の方針が一割計上ということで変更されたものではございません。ただ、情勢が厳しくなつてきていることはわれわれ感じております。

○沢田委員 では、終わります。

○綿貫委員長 伊藤茂君。

○伊藤(茂)委員 本法案の討議もだんだん詰まつてまいりましたが、幾つかお伺ひしたいと思ひます。

まず最初に、電電公社納付金に關連をしてお伺ひしたいと思ひます。いままで当委員会でもたくさん議論がございまして、具体的なさまざまな質疑が行われてまいりました。公社の会計と納付金のあり方の問題、あるいは利用者に対する料金値上げにつながらないかどうか、財投と納付金四千八百億が八千二百億になるのではないかと、また公社の当事者能力とかさまざまな議論がなされてまいりました。私は、今後の電気通信事業、今後の電電公社という立場から見て、今回提案されている内容が妥当であるかどうかという観点で意見を伺ひたいと思ひます。

そういうことで、まず最初に公社と郵政省に伺ひたいわけですが、公社からも郵政省からもいろいろ資料をいただきまして読んでまいります。いま大きな転換期といひますか新たな発展を前にした時期に置かれていられることにつきましては大変勉強させていただきます。北原副総裁の書かれたパンフレットを見ましたら、表題が「新たな飛躍へ」と書いてございまして、そういう表題にふさわしいようなことがいま公社の置かれている状態ではないだろうか。また、今後の電気通信事業、情報産業分野から見ましても非常に大

うか。そういうベールがあるだけに、総裁が、同僚議員の質問の中で、利用者の負担とか新たな料金値上げにつながらないかという御質問に対して、そういうことをしないことを前提にして厳しい努力をなすはならぬということを言われてきたのも、そういう気持ちではないだろうかと思うわけでありませう。今後の資金調達計画、資金計画などについて、その中期の次のプランをつくるということと兼ね合わせまして、どんな見通しをいまの段階で持っておられますか。

○岩下説明員 お答えいたします。

資金調達の計画につきましては、先生ただいま御指摘のように、端的に申し上げまして将来なかなか厳しい局面が予想されておると思っております。設備投資につきましては先ほど計画局長御答弁申し上げましたように、相当額の所要資金を必要とする。加えて、債務償還につきましても昭和五十八、五十九年にかけて従来よりも相当多額の債務償還資金を必要とする。片方、資金の供給面におきましては、拡充法の期限切れといったものがございまして、五十八、五十九年ごろにかけては資金の需給につきましてもかなりむずかしい問題があるかと思っております。

これに對しまして、まず第一に内部資金の充実、これは増収あるいは節約に努力をいたしまして、この充実に努力することはもちろんでございますが、同時に公社が過去何年来発行しております国の内外におきましては公社の自主的な形で資金調達、国内の公債あるいは外国におきまして外債の発行、こういった資金調達の多様化の努力を一層進めてまいりたいと思っております。

かたがた、政府におきましても、安定した低利の資金としての財政資金という面から、いわゆる財投という形で御協力もぜひお願いをしたいと考えておりますが、その辺総合的に長期的な資金対策につきまして現在検討中でございます。この辺は先ほど御答弁申し上げました中長期計画の中で明らかにしてまいりたい、かように思っております。

ります。

○伊藤(茂)委員 大蔵省に伺う前に郵政省にもう一度伺っておきたいのですが、それらの事情を含めて、単に政策だけではなくて、当面中長期のさまざまな問題に対して、全面的にこれが円滑に進行するように支援をしていく、あるいは必要なさまざまな新しい手を考えてやっていかなければならない、そういう姿勢で対応されるということですね。

○守住政府委員 先ほど公社の方からも資金調達についてお話が出ましたけれども、私も似た形でも、従来は債券の発行、引き受けという形で、ほとんど主力がそれであったわけですが、今後はいわゆる証券借入れと申しますか、こういう手段を導入していかなければならぬし、さらにはいままで対象としておりませんでした民間生保とか、あるいはまた損保とか、国内のそういう金融事業に対してもそういう道も開いていかなければならぬし、もちろん先生御指摘のような財政融資という関係につきましても、大蔵省とも十分話し合ひまして配慮をいたさなければいけません。さらにはまた肝心の建設投資の方でございまして、納付金を納めましても、五十六年度予算でございまして一兆七千七百億、前年対比三・六%ちょっとでございますが、公共投資はほとんどゼロに近かったわけでございますけれども、これからのそういう電話社会なりあるいは高度化計画なりに対しても十分配慮をして支援していきたい、このように考えております次第でございます。

○伊藤(茂)委員 大臣がお帰りになりましたからお伺いしたいのですが、渡辺大蔵大臣は自民党のニューリーダーの一人というふうに伺っております。よくそういう記事や紹介を見るわけでありませう。きのうはロンドン、きょうは東京でもお疲れの色もなく活躍をされております。ニューリーダーの一人ということですから、大事なことはやはり先見性、それにふさわしい先見性を渡辺大臣はいつもお持ちになっておられるというふうに思

うわけでありませう。

いま公社とか郵政省に伺いましたが、私もいろいろこの法案にも関係をし、前からも関心を持っておりまして、さまざまな意見を聞いたり本を読んだりすると、これからの八〇年代から二十一世紀を展望して、やはり社会経済全体の基礎にかかわる大変大きな革新といえますか変化を担う電気通信産業分野ということを痛感するわけでありませう。最近例で、私も政治家でも間もなく、この次の選挙のときには自動車には全部電話がつくであろうとか、間もなく地元と議員会館もキャブテンシステムでつながることになるであらうとかいうようなことを聞かされたり思ったりするわけでありませうが、いずれにしても社会生活全般に大きな変化を与える。しかも世界じゅうで、たとえばフランスでもイギリスでもアメリカでも懸命になって先端部門を模索しておられるというふうな状態になっておられるわけです。ですから、先見性をお持ちのニューリーダーの渡辺大臣として、先ほどの同僚議員に対する答弁を伺っておりますと、とにかくこれだけ商売がうまくいって、うけがあるのだから、民間だったら今度から四二%税金を払う、それと比べたら千二百億掛ける四何とかひとつ了承してもいいというふうな話なわけでありませうが、これからの電気通信産業が社会全体にどういう大きな変化を与えるか、それで税金を取ったために何かマイナスが起きる場合、前にもそういう例があったようですが、そういう多面的な御理解を前提にしてお考えになるということが非常に大事なところではないだろうかというふうに思っております。

この間、産業構造審議会の情報産業部会の去年の年末に答申をしたものを読みました。公社で研究しているものを、話を聞いたのと比べれば、余りではよくないですね。ただ、ぼくは一方所だけ感心したのです。一番最後に、今、われわれが情報化について、一〇年先、二〇年先をめざして、強力な布石を打たなければ、これらの壁は打ち

破れないし、間にあわない。「明日では遅過ぎる」のである。」と書いてあります。そういう時期にいまぶつかっていることだと思いたす。が、そういう視点からこの納付金、今後の電電公社あるいは今後の電気通信産業というものを考えていく必要が非常に多いのではないかと思います。ニューリーダーらしい御答弁をいただきました。

○渡辺国務大臣 ニューリーダーかオールドリーダーかわかりませんが、私は電電公社が今日まで非常にがんばって基盤を築いてきたことについては敬意を表しているのです。しかし、環境も非常にいいことも事実なんです。いつも国鉄等例をとっては申しわけないのですが、これは将来の産業ですね。それで競争相手がない。郵便局と競争しているようなものですか、とても郵便局はかないません。料金値上げすればまた手紙の数よりも電話の方がふえるということ、いま伊藤委員から話があったように、目先のわれわれのことでもブッシュホンに変えたら自動車に電話を入れるとかテレビ電話にするとか、幾らでも仕事があるわけですね。恐らく電電公社だけではできないでしょう。だから、できなければ人々にやらせることも一つの方法だと私は思いますが、しかしこれはやり方次第ではないか。

電電公社が、いままで国営に準じたような公社制度でやってきた、それなりのメリットももちろんありますが、いまおっしゃったようにいろいろなことで制約を受けているというデメリットも――企業としてのアイデアをもっと出したり、もっと生産性を上げたりという点においては、実際はやりづらいい点もあることも私は事実だと思っております。ですから、それはそれとして将来の問題として検討すればいいことでありまして、とりあえず、その一千億円を出すから電電公社が非常に困つてしまふというふうなことを言ったら、正直な話が民間の会社は皆つぶれてしまふですね。ですから、民間と比べればまた上には上もあるだろうが、下には下もございまして、国の方も非常に厳しい

○伊藤(茂)委員 私はもうこの法案審議の終盤局面ですから、あえて率直に伺いたいと思つてゐるのです。附帯決議の草案もさつきつったところありますから、もう間もなく仕上げるべき処理がされるであらましよう。ただ、公社、郵政省、特に公社の方は、大臣がさつきおっしゃつたように国は困つてゐるのだから、とにかく臨時特例措置としてがまんして協力してくれと言われて、万々やむを得ずお国のためにと思つて御協力することにして、こういう法が出されたという経過でありましよう。

ただ、先ほどの公社の話もありましたけれども、当面、今後の電気通信産業をはかの国におくれないように、しかも世界の先端を行くように進めると、五十八年、五十九年は資金計画の面でも非常に厳しい時期にぶつかるとであらう。五十八年、五十九年はまだ千二百億ずつもう年になっているということもあります。そういうことから、とにかく、大臣が民間の会社と比較したら、こうなんだからという言い方ではなくて、やはりこれからの電気通信産業が持つ重要な役割りというものを十分に理解をして対応されるという姿勢をお願いしたいと思います。

それから、現実問題として五十八、五十九、私はそのあたり、どこかで無理がくる可能性があると思うのです。技術革新もしなければならぬ、膨大な設備投資もしなければならぬ、資金調達もしなければならぬ。それから片方では、納付金払いながら値上げをするというの筋が通らぬ、当事者としてはいろいろ御苦勞をなさることだろうという、また職員の協力も得なければならぬというこ

○渡辺国務大臣　電電公社は國が一〇〇％出資をしている子会社みたいなものでございまして、これは國と一体だと言つてもいゝまは差し支えないと思ふのです。したがつて、それはまず困らないようにやつてもらふことが先決でありますが、困つたときは考えるのは當然のことであります。それは當然ですよ。しかし、困らないようにできる、私はそう思つております。

○伊藤茂委員 それからもう一つだけ、これは大蔵省に伺っておきたいのですが、先ほど来中央競馬会の問題、また地方競馬、競輪、競艇、その他いろいろなことが出ました。もっと社会にサービスをするようにすべきではないだろうかというふうなお話がありました。私もそういうことではないかと思えます。それから今度提案されている開銀、輪銀の問題、私はこれらのことは、特に競馬会の問題なんかはもっと社会に還元してもいいという意味でのコンセンサスも得られる、またそういう筋合いではないのではないかと、いうふうなものではないかと思えます。電電公社の場合には、そういう意味とは筋が違ふことだと思ふのです。いままでこの法案の冒頭からそれについてのいろいろな御議論がございました。どうも私は理解がいかない。単に会計制度の違いという意味で収支差額、言うならば利益の部分が資本勘定に入っている。その資本勘定から取るのがどうという理屈だけではなくて、やはり冒頭から伺いましたような今後の資金計画、今後の必要な投資その他というものを含めますと、どうしても筋が通らぬという気持ちが続くと続いているわけであります。冒

○西垣政府委員 繰り返しになるようで恐縮でございますので簡単に申し上げます。

私どもの考え方は、現下の財政事情にかんがみまして臨時特例的な措置として公社から財政に援助していただくという形で四千八百億の納付金とすることを考えたわけでございます。その際に、納付金を納めていただくまでもそれが損益収支に直ちに響かないようにということで極力配慮いたしまして、そのための仕組みといたしまして利益剰余金の取り崩しという形にしたわけでございます。納付金の仕組みといたしまして、競馬会であるいは輪、開銀と仕組みが違います。同じ電気通信事業から納付金をもらう仕組みにいたしまして、たとえばドイツの場合には収入額に対する一定率、あるいはスイスの場合には利益金に対する一定率、アメリカの場合には税、いろいろな仕組みがございますけれども、私どもの考え方といたしましては極力損益収支に響かないような形でというところで、自己資本の一部取り崩しという形にしたわけでございます。

それでいまの御質問の趣旨は、さはさりながら今後どうするんだ、今後の電気通信事業の重要性、あるいは国民の電気通信サービスに対する期待、あるいはニーズが多様化し複雑化し、電気公社はその対応を迫られていくであろう、そのところは大丈夫かということでございます。そこのとところは私どもの考え方は、それはおっしゃるところだと思っております、具体的にどの程度の設備投資が必要であるのか、その内容はどうかあるのか、そのテンポはどうであるかという今後の問題でございます、結論的に申しますならば、従来環境にも恵まれながら公社が努力してこられて非常にりっぱな業績を上げておられますが、損益面でも資金調達の面でも十分対応できる

○伊藤(茂)委員 公社と郵政省に、冒頭伺ったよ

うな今後の電気通信産業、今後の電電公社という意味から言いますと、もう一つ伺っておきたいのは、今後の経営システムのあり方について公社、郵政省はどうお考えになっているのかということであります。私は、こういう事業分野でありますから、たとえば正月休みに読みましたフランスの「ジュレーベル」の「世界の挑戦」なんかを見まして、過大と思うほど非常に評価している。しかし考えてみると、国際的に見て非常に最先端を行く、あるいは社会の変化の基礎となる、そういう意味での関心が持たれているというふうなことであらうと思いますし、またそういう関心と関連をさせた今後の電電公社というふうなことであらうと思います。そう考えますと、最近臨調とも関係いたしましたして、民間公社かというふうな議論がございますが、何か範疇で割り切って、どっちかどっちかみだいな経営形態を行革あるいは財政の都合などで論ずるというのは非常におかしいのだから、これからの時代、これからの事業に要求される最も適切な形は何だろうかということを考え、またそれに適合するような努力をしなければならぬということであらうと思います。

きのうも臨調の関係者で知っている方に聞きましたら、いやそういう議論を七人ですか九人ですとか、偉い委員の方々がみっちりやることにしたのだという話もいただいたわけでございます。臨調の土光さんを初めとする方々でもそうでありますから、話が違いますが、大臣にも財政の帳じりだすけではなくてこれからの社会その他、やはりリーダーらしい展望を示して、その中のあるべき経済と財政はこうだといったようなことを少し言ってもらったらいいのじゃないか、そういう勉強をしてもらったら大変いいのじゃないかと私は思いますけれども、それは別にいたしましたして、

公社あるいは電気通信事業についてもそういうことを非常に深く検討しなければならぬというふうなことであらうと思ひます。そういう意味から考えますと、一定のオフィシャルコントロールといひますか、全体のコントロールシステム、この枠組みというのは今後の多国籍、国際間の関係、それからさつきも冒頭に話がありました福祉サービスとか公益性とか公共性とかという面から見ましても、あるいは新しく出ているプライベートの問題とか見ましても当然必要であらう。同時に民間の活力に負けない積極的な回復の努力が求められているというふうなことであらうと思ひます。

そういう意味から言ひますと、いろいろ回復すべき問題がある。一つには、行政制度の方から言ひますと、くしくも総裁が民間からおいでになって御就任のときに、責任は重いが権限はほとんどないということをはか漏らされたのであります。が、そういうことは意欲のある活動ということにならないだらうと思ひます。そういう意味で予算拘束性その他を初めとしてさまざまな拘束を緩和する、当事者能力を拡充する、そういう意味での経営責任を持っていたら、そういう意味から言ひますと、幾つか問題があるのではないかと思ひます。たとえば予算、それから人件費もそのほか公的な法律で縛られておりますし、そういう意味での拘束性をもっと緩和するということがあつていいと思ひます。また当事者能力の問題でも、同僚委員も前に指摘をされましたが、経営委員会のあり方、NHKやその他どう比較するのとかということは別にいたしまして、今後の公社にふさわしい形での権威ある、また強力な経営委員会なり、そこに各界の意見を吸収していく強力なシステムというものがあつていいと思ひます。

また電電公社は昨年のいろいろと残念な問題がございました。監査の部内の責任者に聞きましたら、内部監査で、いわば内部の規律の強化を通じてこういうことが発見できなかった、きちんとできなかった、会計検査院その他外部から指摘され

たということとは非常にくやしいことをしみり言つておりましたが、これもまじめな当事者としての気持ちであらうと思ひます。またそういうことを含めて考えてみても、何も商法改正と同じようにというわけじゃありませんけれども、システムとしてこういうことが起きないように、国民に開かれた、また内部規律のあるものをつくりなければならぬというふうなことであらうと思ひます。

三つ、四つ問題点を申し上げましたが、それらの改革というものの対して、公社と郵政省それぞれどうお考えになつてゐるか、簡単に感想をお聞かせください。

○守住政府委員 郵政省としてお答えいたしますが、現在郵政省といたしまして、公社の経営形態の問題等論議が出ておりますけれども、あれは五十三年度でございますか、公共企業体等基本問題会議の意見書が出まして、その公共性、効率性等の面から見て公共企業体として維持していくのが適当である、こういうふうな御意見も出ておりますし、またいろいろな当事者能力等の問題につきましてもそれなりの意見が出ておりますので、私どもとしてはそれを踏まえておるといふのが現在の状況でございます。それ以上の検討だとかいふうなことは全くいま考えていない、こういう状況でございます。

○眞藤説明員 公社のこれから先のことについての御質問というふうな考えですが、私どももいま考へておりますのは、いまの公社でまず大事なことは、この間からのいろいろな不祥事件がありまして社会の不信を買つておるといふ厳しい現実にありますので、まず自分の姿勢を正すということに当面全力投球しなければならぬと思つております。したがらいますと、実力のある自己監査能力を持ちたいということ、具体的にいゝる御相談をしながら近日中に実現できる見込みを持つております。そのほか政府関係その他のいろいろな平時における御連絡あるいは御指導を仰ぐ方向についてはお力に足らぬように思ひますので、その辺

の補強をするというふうなことで、開かれた姿を社会に見せていくということに從來よりもっと力を注がなければならぬというふうに思つております。

ところで、納付金の問題につきましては、五十九年度までに納付を終るわけでございますが、現在の状態から考えますと、五十七年度までは何とかバランスをとつていくのは自信がございまして、五十八年度でどうだらう、五十九年度になるとかなり厳しくなるということははっきりいたしておりますが、私どももいたしましては、現状のままの料金で五十九年度を黒字の決算をして乗り切るということが当面の私ども経営者の責任だと心得て、いまいろいろな作業を進めております。ただ、ここではつきり申し上げておきたいことは、從來どおりのやり方ではなかなか簡単に乗り切れそうにありませんので、具体的に従来のいろいろなしきたり的な法の運営について、法律の許す限りの範囲においていろいろ御援助をしていただくようなことをお願いに参らざるを得ないと思つております。何を申しまして三十三万人の全国に散らばつた大世帯でございまして、五十九年度が苦しいからといって五十九年になつてお願いしたつて間に合いません。二年あるいはそれ以上に早くから手を打ちまさんと実際の数字の上で五十九年に効果をあらわすことができませんので、どういうことをすぐお願いすべきかということはいま鋭意研究いたしております。そういうことで、いずれの機会かには具体的にお願ひすることがあると思ひますので、その点いろいろ御援助をお願いしたいと思つております。

それから、経営形態の問題でございますが、いろいろ世間で議論があるようでございますが、私どもも当事者としていたしましては、現段階において私どもがその経営形態について希望あるいは反対といふことを表明すべき立場には立つておらぬ、それは国でお決めいただくことでございまして、どういふふうな考え方で社内の方は思想統一いたしておる状態でございます。

○伊藤(茂)委員 いま総裁の方から現法体系の枠内でぎりぎりの努力をしていきたい、また今後のことについては研究をしてできれば意見も言いたいというふうな趣旨のお話がございましたが、いづれにしてもそう遠くない時期にさまざまな具体的な改革が法制面も含めてなされなければならぬという時期に來ている。そういう認識をお持ちなので郵政省側も新しい局をつくり、また懇談会で各界の代表的な人に集まつて議論をいたしたいということだと私は思ひます。

その論点整理を見ますと、最初のところに「電気通信の基本的枠組(法制)を再検討し」、「八〇年代電気通信の新秩序の確立について検討を行う」というふうなことも書かれてあります。その他いろいろなことが書かれてあります。言うまでもありませんが、郵政省の方でも五年、十年とか長い見通しの問題ではなくて、五十八年からの公社の第七次五カ年計画があるわけですから、そう遠くない時期にさまざまな体系を整理し、論点を整理して具体的な執行に移せるような措置をしなければならぬという時期に來ているというふうに認識していると私は想像するわけでありまして、まだこういう審議、討議を始めたばかりですからさきにはしなないかと思ひますが、そう遠いことではない。しかしなるべく早い時期にどうしていくのか、その辺は何か計画をお考えがございましたらおっしゃってください。

○守住政府委員 いま電気通信政策懇談会のお話が出たわけでございますが、八〇年代非常にロングランでございますが、それに臨みまして政策局として通信政策課題に取り組みべきものは何があるか各界からの御意見を承らう、これが基本的な趣旨でございます。その中には長期、中期、短期といふいろいろあるだらう、それを御判断いただきたいということでございますが、特に短期のものといひましては、実はこの第一にございまして、に電気通信の新秩序の確立ということでございますが、公社の制度論と申しますかそれらの方ではなくて、特にデータ通信サービスの回線利用制度

草をひやかす意味ではありませんけれども、小さな政府に大きな軍隊なんというところになったら大変だ、まあそんなことにならないようにというふうな気がするわけでありまして。特にそういう意味で最近の相次ぐ報道、いろいろな動き、それから日米首脳会談を目の前にした動き、あるいはまたアメリカからのさまざまな要望その他あるわけでありまして、そういう中で行政改革なりあるいは財政再建なり、血の出るような思いをして財政再建の努力をしなければならぬという状況に置か

○伊藤(茂)委員 大臣、そういうことですと、例年よりも早いと言われるシーリングのときにまたなす防衛費は別枠である、ほかよりも二ポイントか三ポイント高いということはないわけですね。

○渡辺国務大臣 どうするか、日本の都合でふやす場合もあるし減らす場合もあります。

○伊藤(茂)委員 山崎政務次官に御出席いただきまして、三つ伺いたいのです。

一つは、これはあなたの揚げ足をとるわけではありませんが、新聞に大きく出たものですからお

しますと、私も勘で計算をしてみますと、最終的には昨年比九ポイントの伸び率にはなつてしまふということじゃないだろうかという気がするわけでありまして、何か記事を読んでおりますと、そういうことを政府首脳の何人かは理解していつてすでにアメリカ側にも話をしていふといふことが、憶測かどうか知りませんが載つておりますが、そういうことの見通しをどうお考えになつておりますか。予算が通つて、これから先のことになります。予算が通つて、これから先のことになります。予算が通つて、これから先のことになります。

達した場合の防衛費の規模につきまして不確定でございますので、対GNPの比率がどの程度になるか、これはわからないのではないかとということとを申し上げた次第でございます。

それから第二点でございますが、伊藤先生の御質問の趣旨は今後予算の補正を考えておるかというようなことではなからうかと思うのであります。が、その中で特に具体的に御指摘のありました人件費の問題でありますけれども、これはまだ人事院勧告が行われておりませんし、またその結果の

政府の対応もわかっておりませんので何とも申し上げられないわけでございます。また現段階におきましては防衛庁として補正予算等について全く考えておりません。

それから第三点でございますが、私も新聞記事を拝見いたしました。五三中業におきましてP3Cに關しましては三十七機、F15に關しましては七十七機調達する計画であることは御案内のとおりであります。すでに五十五年におきましてP3C十機、F15三十四機を調達する予算をお認めいただいたところでございます。したがって、残るP3Cの二十七機並びにF15の四十三機に關しましては、これを五十七年度から五十九年度の間に調達する必要があると見られます。ただ、五十七年度に何機分子算を要求いたしますかは中期業務見積り見直しの見直し及び五十七年度業務計画案作成の過程で検討してまいり、かつ決定したいと考えておるところでございます。現在のところ何らかの方針を決めたということとはございませ

○伊藤(茂)委員 いろいろとまた防衛関係費の後年度推計とか正月以来も大分話題となつて、あちこち数字をいじくつたりしたのですが、もう時間がありませんのでまたの機会にお伺いしたいと思います。

また、山崎次官にお願いしたいと思いますが、昔は愛される自衛隊が合言葉だったけれども、最近では戦つて勝つ自衛隊になつたというのが合言葉になつていゝとあるわけでありまして、さつき大蔵大臣もおっしゃいましたが、そういう変化があるというのをわれわれは聞くわけでありまして、けれども、最近大臣はわが日本国民のベースの上に立つてというようなことを言われましたが、いろいろと今後の防衛問題、国民から遊離した危険な議論にならないようにお願いしたいと思ひます。

時間ですから、済みません、一分だけ大臣に。フランクフルトからロンドンから、日本にお歸りになって国会一日目ですが、きのうはロンドン

きょうは東京で飛びますが、これは国際的な仁義がありますから言ひ方は氣をつけていただいて結構なんです。五カ国蔵相会議、発表しないのが慣例らしいのですが、何か前から新聞報道ではポ

ーランドのことが話題となるということがちよつと報道されておりました。債権国会議なんかも月末には最終結論を出す。それから民間の分もありまして、政府信用にかかわる部面もあります。またそういう中でこの融資問題にどう対応するのか、金融支援の問題にどう対応するかという新規の問題もあります。五月には「連帯」のワレサさんがいらつしやるとかというふうなこともあります。一体こういうことを通じてどんな姿勢をお持ちになつていゝのかということをお伺いしたいわけ

あります。特別の五カ国の蔵相会議のようでありまして、それがどうかさういふことを伺うつもりはありますが、日本国大蔵大臣としてどんな対応をなさるべきかあるいはなさろうとお考えになつておられるのか、一言お願いします。

○渡辺(茂)委員 ポーランド問題が出たとも出ないとも申し上げることはできません。できませんが、要するに日本も昨年は相応の協力したわけ

です。しかしポーランドは日本と遠い国であります。また経済的にも関係の薄い国でございますから、日本が先にしやばることは何にもない、こういうことであります。

○伊藤(茂)委員 終わります。

○綿貫委員 渡部一郎君。

○渡部(一)委員 財産法につきお尋ねするわけでありまして、電電公社の問題を少し取り上げたいと存じます。

最初は非常にスムーズにいくはずであります。が、電電公社の国庫納付金は昭和二十七年日本電信電話公社法が国会で成立する際、政府原案に織り込まれながら衆議院、参議院ともに修正されまして削除された経緯がございます。しかしながら、今回の財産確保を図るための特別措置に關する法律案におきましては四千八百億を四年間均等で国庫に納付しなければならぬとなつていゝわけ

でございますが、この国庫納付について電電公社はどういうふうな受けとめておられるのか、また納付金四千八百億というのにはなぜさうなつたのか。また、電電公社は専売公社とも違い、収益を得るための存在ではなく、サービスの改善、積滞解消などの目的があり、完全独立していくべきだといふことで納付について議論されてきた経緯があるわけでありまして、今回の措置は納付についての方針転換なのか、また電電公社の役割があるいは使命が変わつたといふことなのか、その辺を当初に戻つてお尋ねしたいと思つておるわけでございます。

○岩下説明員 お答えいたします。

この国庫納付金につきましては、公社としては端的に申し上げまして財政再建に對します。いゝ協力金の拠出といふふうな受けとめておるわけでございます。公社には通話料の遠近格差の是正ですとかあるいはサービスの地域格差の是正といふ幾つかの固有の問題がございます。ござい

ます。が、また國の方としては現下の財政再建といふ非常に緊急、緊要な課題を抱えておるといふところからの協力の要請を受けまして、政府関係機関としてこれにまた協力するといふこともやむを得ない措置であらう、こう考えまして臨時かつ特例的な措置といふことで国庫納付をすることになつたわけでございます。

公社の事業運営の基本として、先生御指摘のとおり発足以来独立採算制または受益者負担といふことを本旨といたしましてサービスの提供に努力をしまつてまいりました。今回の措置につきま

してはこれは期限を限りましてきつめて臨時のしかも特例の措置といふふうな受けとめておりますので、私どもの事業運営の考え方、基本としましては独立採算制の理念といふものは今後とも保持、堅持してまいりたい、かように思つております。サービスの提供に對する社会的な責任につきましても今回の措置によりましていささかも変わるところはない、かように考えております。

○渡部(一)委員 言つてみれば、これは財政再建の話の横にどけて話をすれば、わずか百八十八億円の出資をしたといふ最初のひつかりがあるために四千八百億のお金を取られるといふのは、まるで町のごろつきにおどかされてお金を取り上げられる哀れな中小企業者になつてしまふ。そういうお立場にあり、しかもなおかつ納付金のごときものは納めないとさんざん言つていたにもかかわらず、追られて、これはどういふことなのか、いまのお話によると協力的拠出、まるでやぐざがお祭りをやるから祭礼の拠出金を出せと言つてかみつかれてきたときに、仕方なしに泣きながら、それじゃお祭りの祭礼の協力金を出しますよと言つて出させられたのと非常に似ていゝわけだ。だから私どんなお気持ちで、財政担当者は要らないから、総裁という偉い人が来ておられるわけだから、その総裁はどういうおつもりでそれを出させられるおつもりになつておられるのか、その辺からちゃんと伺いたい。

○真藤説明員 この問題は私が着任する以前に大體方針が定まつておりましたので何とも申し上げかねますが、個人的な立場として民間の考えで少しそるばんをはいてみましたら大體四千八百億といふのは、百八十八億円の資本金に對して税金を払い、一割二分配当したといふことにはとんと似たような数字になつてまいります。もちろんその配当金を無税で八分ぐらいに回してそれから税金も取つたといふ形に大體バランスしてゐるよう

に思つております。

○渡部(一)委員 これまたかなり物すごい答弁が行われた、ちよつと私もギョツとしたのであります。が、そういう論理でそれをのみ込まれたとすると、これは財政当局としては何とか言わなければならぬことだらうと思ひます。といふのは、なぜかと言つと、まじめに財産確保のための法律と言ひながら實際的にはおつに絡んで無理やり文句の言えないところから金を巻き上げたといふだけでは、そのしこりが後々よろしくない状況をもたらしてゐると思つてゐます。といふのは、道理で

ない財政再建などといふものは後にもっと大きな

どうしてくれる、こんな変な法案を出して、私は耐えたい思いである、踏んだりけつたりではないかという恨みを込めて一言言われ、黙って引き下られたものと私は思います。

財政確保という名前はいけれども、電電公社はじめに属するやり方というのはどうかと私は思う。というのは、私は全然別の観点で大蔵大臣に一つだけ申し上げておきたいのは、わが国の存立の上からいって、電気通信事業というものの必要性、特に巨大な研究所を擁し、世界の先進的技術を確保し、しかも、ある意味で、アメリカにおける同種機関のごとく軍需産業と密接に絡むことな、世界の電気通信事業に貢献しつつあるこのような企業体というものは、ある意味でこれを善導し、発展せしめることは、広い意味の日本の安全保障にとって不可欠の存在だと私は思うのであります。

本日は電電公社の肩ばかり持っているようで恐縮であります、後の日にまた悪い点はがっちり指摘いたしますが、こういう大所高所を考えますと、電電公社からお金だけ取ればよいというものではなくて、私は思います。その意味で、電電公社の問題については、今回はお金だけ取る、としかある意味で形をつけられたのはわかりませんが、今後の運営についてはもう少し綿密かつ合理的、効果的、また日本の安全保障も考えられた行政の観点からこの問題について処理していただきたいと、国務大臣、渡辺大臣に対してお尋ねしますが、いかがですか。

○渡辺国務大臣 私、電電公社の重要なことはよくわかっておりますし、それから非常に時宜を得たということもございましょうが、時代に合った仕事で、しかも労使の努力でりっぱに地盤を築いてきたということは私は高く評価しているのです、実際は。しかし、一方、あれも偉い私は思っているのですよ。新日鉄なんというのも国有だったのですが、民営であれだけ世界一になって、KDDなんというのには国有じゃないですが、千五百億で二百億円の税金を納めている。ずいぶんむ

だ遣いもしたようですね、世間でいろいろなこと言われて。それでも利益が三百六十億も出るというのですからね。どこに秘訣があるのか、私は、こういうものはまるきり同じシステムじゃございせんから、そのままだてはめることはもちろん考えておりませんが、やはり民間の企業のやっているいい面も取り上げて、そして生産性を高める方法、まして電電公社の場合はいろいろ仕事の分野が無制限と言っているくらい非常に多いんじゃないか、そういう点、国鉄とは全然違う立場にある。ですから、これはやはり方で、新総裁も実業家であられて、やはり国に配当しなければいかぬという気持ちでお引き受けていただいて、ありがたく思っているのですが、今後ともよく相談をしながら、国民のためにもなりそれから国家のために、電電公社自身も体質改善になるということを一緒に考えていきたいと思います。

○渡部(一)委員 それでは、電電公社のテーマはここまででいたしまして、次のテーマにかかりたいと思います。

今度は大蔵大臣にお願いしたいのですが、私どもが財政再建を考える場合に、はなはだ本意に思うことの一つは、公共土木事業に関する遅延であります。当初の見積もりが五年間だということ、それが十五年にまで延びてしまふ。これは何のことも言っているかという、東北新幹線と上越新幹線の例であります。四十六年の十月十四日に着工し、五十一年度で完工するというのが、完成予定は実に六十年であります。当初の見積もりが八千八百億であった東北新幹線は、現在総工事費は二兆五千九百七十億、実に三倍近くに上っているわけでありまして。また上越新幹線も同様でありまして、当初の五十年の計画が十五年に延びてまだ実行中であり、四千八百億が実に一兆六千八百六十億、これはまさに三倍を超える膨大な費用を要しているわけでありまして。また青函トンネルは四十六年九月に着工、当初完成予定は五十三年度なのに、五十八年度で完成予定であり、当

初の見積もり二千十四億が四千六百五十億であります。これまた二・三倍のランクになっているわけでありまして。新東京国際空港においては、A滑走路が四十二年に着工、当初完成予定が四十六年三月、四年三月の予定が五十三年の五月に完成、一千億のものが、その他の設備も要したのであります。四十五億にまでなっております。

見積もりが違ふということとは民間工事においてもしばしばあることであり、一割、二割あるいは場合によっては五割というような状況があることも事実でありますし、民間工事と違って、特に激しい住民との協議あるいは打ち合わせというようになものが滞るため、物すごい費用がかかっているということももうなすけるわけでありまして。それを全部攻撃いたしているわけではございません。しかし、少し大き過ぎる。そして、小さい金額が二倍にふくれ上がったのならば、それが四倍にふくれ上がったのものが三倍になる、四倍になるといふば

かけた状況に対しては、これをもう看過するわけにいかない。これではまるで、さるで水をすくうようではないかと私は考えるわけでございまして、こうした問題について、見積もりがだらしないのか、途中のもめごとが予測できなかったのか、工事期間に対する算定が全く食い違っていたのか、いろいろな言い方はできるでしょうが、不穏当かつ不適切なことにかけては間違いないと私は思います。財政を預けられる大蔵大臣として、もかなりの問題意識をすでお持ちのことだと思えますし、行政官庁長官がちょうどこのぐら

いで入っておられるはずなのに、これ以上入ってこれないかと質問やめます。この辺からいいところなのに、行政官の役人は来ていますね。後でちゃんと行ってください。それではまず行政官庁、これはどだらしないのか、指導しているのか指導していないのか、最初の見積もりの三倍にも四倍にもなっているのを何でやっているのか。それからまず伺いましょう。

○門田政府委員 お答えいたします。

先生御指摘の公共事業につきましての工期のおくれあるいはその間における経費の増大という問題でございますが、公共投資、公共事業というものが極力計画どおりに実施されていくべきであるということは御指摘のとおりというふうに考えております。ただ、こういったふうに計画が変更になるのは、すでに御案内かと存じますけれども、工事中における単価の上昇あるいは用地取得の種々の技術的な問題、あるいは当該公共事業の周辺対策の問題等々、当初の見積もり、予想と食い違ってくるような事態が生じてきているということによる場合であらう、こう考える次第でございます。こういったことは事業の実施の実施上ある程度は避けがたい面があるのではないだろうかというふうに考えておりますが、なお一層私どもの方としても、計画検討として段階でその検討の充実が行われるべきであらうというふうに考える次第でございます。

○渡部(一)委員 いまの答弁ははなはだしくからぬのです。私がちゃんと言っていることを何で繰り返す必要があるのか。オウムじゃあるまいし、繰り返せばいいというものじゃないだろう、本当に。私は、それに対してどう処置したのか、今後どう処置するかを聞いているわけですよ。民間だってよくある。そういう事情が幾らあるにしても、一つの見積もりが三倍も変わるとは何だと言っているのじゃないですか。それをどう処置したのかと聞いているのじゃないですか。そういう問題意識は今まで持ったことがありません、私どもは怠けておりました、行政官庁というのは一番処理しなければならぬ官庁なのですよと言うなら答弁は許してやります。行政改革の対象として、こんなに働かない、怠けている官庁があるか。三倍じゃないか、それをどう思っているのかと聞いているのじゃないですか。しかるべき答弁をしない。長官が来なければ答えられないのなら長官が来てからと言いなさいよ。

○門田政府委員 お答えいたします。

行政管理局は累次の行政監察におきまして、種々の政策的な見地からのいろいろなテーマについての監察を行っている次第でございますが、先生がたまたま御指摘の公共事業についての工期の大幅なおくれあるいは工事費の増大という問題について直接調査をした経緯は、私、承知しております。

○渡部(一)委員 そうすると行政管理局というのは、そういうものを直接調査したことがないから知らぬ、こういうわけですか。知らぬから責任がないというわけですか。言ってください。

○門田政府委員 ただいま申し上げましたように、行政監察におきましてそういう調査をしたという経緯を、実はとつきの御質問でございますので私に承知していません、そういうことをお答えしたわけでございます。申しわけございません。御了解をお願いします。

○渡部(一)委員 これは、こういう答弁を行政管理局がやるのじゃ質問になりません。委員長、恐れ入りますが、質問を留保させていただけますか。これはもう話にならない。

○綿貫委員長 行政管理局長官は、いま決算委員会が終わりましたので、いま参ります。もうちょっとお待ちください。

○渡部(一)委員 行政管理局長官が御越しになりましたので、行政管理局長官に。

事情はお役人の方が御説明なさったと思います。私が、いま問題点にしようとしていたのは公共土木事業に関する分野でございます。新幹線とか青函トンネルとか本四架橋とか国際空港とか例を幾つか挙げまして、その着工当初の完成予定日と着工当初の財政見積もりがはなはだしく変わっております。期間で言うと、一番ひどいものは五年でできるというのが十五年に延びる。また財政的に言うと、費用が実に二倍半から三倍半ぐらいまで引き伸ばされている。一項目が数千億も要するものですから、ばかばかしい国費の乱費になっておる。行政改革の声もはなはだしいときであります。行政改革は、行政改革というの機構をいじ

るだけではなくて、それを担当する者の意識もまた改革しなければならぬと先自力強くおっしゃったのを私は感銘をもつて伺っているわけでございますが、こういうひどいむだ遣い、でたらめな見積もりが慣行のごとくなっていることに對してどう考えているかを尋ねたわけでありました。そうしましたら、御答弁ははなはだ不十分であります。して、いきなり言われてもそういう問題は調査してないから知らないというのがいままでの御答弁の趣旨でありましたので、私は不快の念を示し、長官のおいでを待っていたところであります。

こうした工事が簡単に、当初の見積もりどおり行くものでないという事は私もわかつているとすでに申し上げてあります。しかし、三倍とか四倍とかというランクになり続けていくという体質を改革するために何かをしなければいけない。中曾根大臣の先輩であられた河野一郎さんが関西圏において国道の建設を猛然と速めることによつて財政効果を上げたという事は、関西圏の地方自治体の首長はいまだにそれをたたえて言っているところでもあります。私は、こういう大きな金額が雨ざらしになって十年も寝ている、その金利を考えないということ自体が行政のなはだしいしくじりだと思ひます。重要な点として取り上げられなければならないのではないかとこの観点から申し上げておる。それについて長官の御意見を承りたい。また、今後の御決意を承りたい。

○中曾根国務大臣 まず、政府委員の答弁が大変不十分なものでございまして失礼をいたしましたこととおわびいたします。

第二に、ただいま御指摘になりました公共事業、特に大型公共事業に関する点は御指摘の点が多々あると思ひまして、私たちが大変残念に思ひます。これは今後のわれわれの行革あるいは行政監察の対象として真剣に考えていかなければなりませんし、まず、これらの事業を始める際に、その見積もりが果たして的確にそのとおりいくかどうかよほど大蔵省や関係当局が吟味して監査しなければならぬだろうと思ひます。こういう事業が

開始するときにはややもすれば政治的な影響によつて行われる場合が多いので、政治的妥協の産としてそういう事業見積もりが科学性というものを無視して行われるきらいなきにしもあらずであります。それから、事業が始まりましてから、おっしゃいましたように金利の概念というのは政府の仕事にはございせん。それから人は、一般会計やその他で金が出てくるものでありますから、人件費の概念というのでもございせん。要するにバランスシートという概念がないのでございせん。この点は、公共事業についてもわれわれがこれから大いに監督を強化しなければならぬ点であると思ひます。事業の性格によつては、関門あるいは青函の場合のように、水が出たり、土質が思わぬ土質であったりして事故が起きたりしたという例もございせんけれども、それらにいたしまして、事前のボーリングをするとか、よほど見きわめてやるべきものでなければならぬと思ひます。それから最後に大事なことは、いまおっしゃったように、工期が三倍になるとか、工費が二倍、三倍になるとかという場合に、だれが責任をとるかということでもあります。これが不問に付されておつて、そして無責任な仕事そのまゝ継続され、また新しい仕事が続々起きてくるという風潮は、大蔵省高度経済成長時代、自然増収で相当税収があつたときの頭の情性の流れで来ておるのではないかと思ひます。こういうことは、まずわれわれが精神面において関係者を引き締めると同時に、それらの監督行為についてももう一回見直しをやらなければいかぬ、そのように思ひます。

○渡部(一)委員 ただいま、まことにいい御答弁をいただいたと思ひます。私は早速お願いしたいのでございせんが、大型公共土木事業を今後始める場合には、よほど丁寧に初めから工期あるいは費用の見積もり等につき、また責任者の所在等につき厳重な点検を行った上スタートしていただきたい。また、現在行われつつある事業については集中的かつスピーディーにこれを行い、金利負担をこれ以上上昇せしめることのないようにしていただきたいと行政管理局並びに大蔵大臣にお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○中曾根国務大臣 ただいま申し上げましたように、思いを新たにいたしました。発想の転換をやつて、これらの監察、監督をやつてまいりたいと思ひます。

○渡部国務大臣 限りある予算でございせんから、ただ、いままでの慣例どおりばらまいて十年もかかるということがいいのか、幾つか手がけておれば緊急度から早く、十年かかるものは四年で仕上げるというものを先行させた方がいいのか、これは非常に重要な問題だと思ひます。いままではいろいろな関連があつて、いままでの実績主義みたいなもので予算を配分しておるといふのも事実でございせん。政治的な圧力もかなりある。去年までついていたのがことは全然つがなないといふことになると、騒ぎになるわけですよ。ですから、公共事業の予算などを大幅に伸ばせるといふ財政事情にはございせんから、これからはやはり御趣旨のような点も十分に考慮して予算づけをする必要があるのじゃないか。それには、各省庁の中でも、限りあるもので同じ金を投下してどういふふうにしたら一番早く効果が出るかといふことも考える必要があるかと存じます。

○渡部(一)委員 くだいようですが、住宅公団の例を大蔵大臣にちよつと聞いていただきます。きょうは建設関係をお呼びしておりませんでしたが、私の伺ったペーパー、お役所からお話しになったペーパーをそのまま申し上げます。

朝日ヶ丘団地というのがございまして、千葉県でございせんが、四十七年の三月に着工、五十一年度の四月に完成いたしました。公共下水道が未 completionのために入居できず、総工費が九十一億円で、うち償還分が八十三億、五十一年度四月から五十五年の三月までで二十億円の利子を支払つており、その他に保守管理費として五千八百万円が支払われております。つまり総工費九十一億ですが、二十億の利子を払つた上、保守管理費を六千

万円近く払ったというばかげた話がまだ続いてお
ります。五十二年四月に完成したので、今
日に至るまでそれから五年たっているわけであ
ります。公共下水道の建設の見通しが悪かったとい
うのがこの悲劇を生んでいるわけでありま
す。

次は兵庫県の武庫川団地であります。これは工
事計画では七千二百二十五戸つくり上げたわけ
でございますが、千九百九十二戸しか入っていない
い。どうしてかと言うと、地元の民間鉄道との関
係の打ち合わせが悪く、新鉄道の建設が拒否され
たため、交通の便が悪いと称して保守管理をいた
しているわけでありま。全体の三分の二がら
あきです。

このような現在保守管理中の団地が全国で五十
団地、一万九千三百四十七戸、利息の支払いが百
六十四億、保守管理費は五億二千九百万、これは
昭和五十二年から五十四年の分でありま。

人間が一人どろぼうすれば、千円でも日本の警
察は追っかけてそれを逮捕しようとする。ところが
が、五億二千九百万円の保守管理費だとか利息の
百六十四億を失いながら、それに対する責任者は
処罰された例を私は聞かない。

このだらしない住宅公団のやり方、言語道断
と申しますか、余りのことにあきれ果てているわ
けであります。これであるならもうつくらない方
がいい。それよりも多少の費用を使ってこれらの
団地が生き返るように投資をする、新規事業をや
めてこういう古いものを決着をつけるという方向
に向かわれた方がいいのではないかとまで思っ
ているわけでありま。しかしこれは解決の一つの
策にすぎず、もっといろいろな対策を、現場に偉
い方が踏み込んでいただいで対処されるのが必要
じゃないかと私は思っているわけでありま。

こういう問題に対してまじめに対処しなけれ
ば、国民は増税の中で、その幽霊のような、お化
けのような大団地を見ながら、見ろ、おれたちの
税金はあんなにひどい反響になって政治不信の波風を
立たしているか。千葉市の朝日ヶ丘団地とそして

兵庫県の武庫川団地の周辺に行ったときの住民の
恐るべき反応というものを味わっていたかなけ
ればならないと私は思うわけでありま。

この点恐縮ですが大蔵大臣に、こうした問題に
対する政府の御見解というものをまとめてお尋ね
したいと思いま。

○渡辺国務大臣 私にも聞いたことがござい
ますが、本日に親方日の丸でなければこんなこと
は起きない。民間の会社だったら恐らくもう会社
がつぶれてしましますからね。親方日の丸だから
つぶれない。そんな安易なところに建てた、それ
に建てても人が入らない。神奈川県あたりもそう
いうものがあるそうです。したがって私は、要ら
ないものを買い込んでしまったら入らない家をつ
くってしまったら、みんなそれを売ってか
ら、売った金で来年の仕事をするというくらいに
厳しいことをやる必要があるんじゃないか。国だ
からつぶれないというような考えがなきにしもあ
らずだ。また立地の選定等についても、どうい
うことでもそんな人の入らないようなところにつく
たのか、そういう問題もいろいろあるかと存じ
ます。本日に、こういうことは二度と繰り返さな
いように、これからはそういうような立地選定な
んかについても責任をとってもらいたい。それで
なければ国民の税金を予算づけするのは非常に困
る、私はそう思っておりますので、今後とも厳し
くそういうものは査定をしてまいりたいと思いま
す。

○渡部(一)委員 財源確保法を論議するに当た
て、財源を確保するというプラスを政府の財政に
もたらそうとしたら、出る方のだらしないさで
水をすくうような部分の穴埋めをしなれば、財
源確保になり得ないわけですね。それを私もは
考えなければいかぬと思いま。

私に老婆が一人おるわけでありまが、国会議
員になったときに、私が何億円というような話を
していたのを横で聞いていて、初めは何万円を恐
ろしい金だと思っただろうけれども、年をとって議
員になれると何億円があたりまえの数字になっ

きて、そういうお金での失敗が平気で耳元を通り
過ぎるようになったときは墮落だよ、そううちの
老婆は私に教えたことがありま。私は、こうい
う膨大な数字にショックを受けない担当の方がお
られるということ自体を改革しなければならぬと
思いまして、この法案の審議に当たって一つ申し
上げたわけでありま。

次に私は、時間がいまませんが、非常に重大
なプライバシーの問題について、行管庁長官が
かねてより御担当でございまして、基本的な問題
についての御尋ねをしておきたいと思いま。
それは、プライバシーの保護について、早急な
対策を要する時期になったと私は存じま。とい
うのは、国家権力と個人の生活のかかわり合いが
ますます増大しておりますし、私的な取引におき
ましても日常生活における個人情報というものが
きわめて価値が高まり、企業がそれに関与するこ
とが多くなっております。OECD等において
も、プライバシー保護の問題について国際的な打
ち合わせが行われているようでありまが、プラ
イバシーの保護規定のない国に対する個人情報の
伝達というものにブレーキをかけようという国が
すでに出ているわけでありま。

また、コンピュータと通信技術の進展で個人
情報の収集、加工処理、機構、記録、利用が広範
囲に行われているということでありまして、こう
した問題について政府は審議会等におきまして扱
いを開始されておられるようでございまして、ス
ピードがのろくて心配をいたしております。とこ
ろが、最近国際的なコンピュータ関係の会社が
データ通信の国際化に伴いまして、マーク3とか
サイバーネットとかテレネットとかチームネットと
かユーロネットとかノルディック・データ・ネッ
トワークとかシッターとかスイフトとか、こうし
たたぐいの国際的なネットワークによりましてわ
が国のデータも国外に収集されていく、そしてそ
れらのデータをまた買うということ、データが
国際化されつつあるという様子になってまいりま
した。

最近、フランスの財務省のデータがアメリカの
データバンクに蓄えられており、カナダの行財政
データがアメリカのデータバンクに収集されてい
るということが両国において問題化しつつありま
す。わが国のデータも最近海外を越えてそれらのデ
ータバンクの中に収集が開始されております。広
い意味でこうしたデータバンクの所在というもの
は、公的な機関のある意味のプライバシーの問題
でありまして、これらに対する処理は急がなけれ
ばならない問題だと思いま。しかしながら、わ
が国においては法制上これに対する適確なものが
ございせんので、これに対する処理は自然に放
置されていると言っても過言ではない状況にある
かと存じま。大臣に、この辺に対する御見識を
まず承りたいと思いま。

○中曾根国務大臣 プライバシーの保護の問題
は、公的プライバシーも私的プライバシーも御指
摘のように非常に重要な段階になりつつあると思
いま。私の方では学者を集めまして、プライバ
シー問題の研究会をもう相当回数やって、これを
どういうふうに取り扱うか、そろそろ結論を出し
てもらう時期に到達しつつありま。

〔委員長退席、大原(一)委員長代理着席〕
公共の安全あるいは公共の秩序維持のため、ある
いは個人の秘密保護、人権擁護のため、こういう
種々の面から公的並びに私的あるいは企業体的プラ
イバシーの保護が要請されておまして、特にOE
CDにおいては、これが国際間に流れていくの
を防ぐために立法措置をやらう、あるいは条約も
考えなければならぬ、そういう方向に動いてきて
おります。これらの時代の流れに沿って、日本も
国内プライバシーの保護それから国際的流通の問
題について検討を加えて処置していかなければなら
ぬと思っております。

ただ、一般に公表していい程度の情報が各民間
に流れることは必ずしも否定すべきではないので
あって、そういうもののお互いに公開されるい
は蓄積されていけば国情がわかりますから、無用
な戦争をしなくなる、そういう効果も逆にはある

と思います。そういう面において、国際秩序や平和を維持するという要件も逆の面では考えられますので、そういう要件をどう調整していくか、今後検討していくべきであると思います。

○渡部(一)委員 私はいまのお話で大筋は大変結構だと存じますが、この電電公社の問題を、納付金の問題と絡めまして電電公社の民営論と簡単にくっつけられまして、日本の公的、私的のプライベートの問題がガードされる前に、各国のそのないような御配慮もまた十分お願いをしたい。そうでないと、電気事業を分割したときとは違つて、電電公社というものを簡単に分割処理をいたしますと、そこに集まる日本の持つ情報処理能力が急激に低下する可能性がある。システムができる前に、単純なやり方で行政効率だけをねらつて民営云々の話はまた後にして、わが国の情報行政というものを確立してからでないと危険な点があるのではないかと、私はそう思うわけでございまして、その辺大臣の御所見を承りたいと思います。

○中曾根国務大臣 特殊法人をどういうふうに処理するかという問題は、臨時行政調査会の一つの検討項目になるであろうと思います。その中に電電公社も特殊法人でございしますから含まれるとは思いますが、これをどういうふうにするかということは、単に経営問題だけでなく、いまのような科学技術あるいは情報問題等も含めて、非常に広い視野で検討する必要があるだろうと考えております。

○渡部(一)委員 以上です。どうもありがとうございます。

○大原(一)委員長代理 堀昌雄君。

○堀委員 本日は、今回のこの法律についていろいろの問題を同僚委員から質問をされて、それなりの政府の御答弁がありました。私はきょう、質問の最後に少し基本的な理念の問題といひますか、哲学論争を少し閣僚の皆さんとやらせていただきます、こう思つておるわけであります。

それはこの法律そのものがまさに現象面だけに着目をして、さつきからいろいろ表現がありますけれども、なりふり構わず金のありそうところから金をかき集めた、国債の特例法の方は性格が違いますけれども、その他の問題はまさにそういう感じが私にいたしてなりません。それは確かに大蔵大臣がお話のように、財政が非常に窮屈になつておることはよくわかります。しかし考えてみると、これだけの自然増収があつて、自然増収の上になおかつ補正予算が組まれて、ですからこの合計というのは大変な実増収のある年でありますが、その上にまだ一兆四千億近い増収を行つて、さらにいまのこれらのなりふり構わぬ歳入を考へるということとは、私は政府の姿勢としていかがであらうかという感じがしてなりません。来年度は第二臨調が設けられて、少なくとも大幅な増税をしないということで行政改革をやる。総理はそれに政治生命をかけられ、中曾根長官も渡辺大臣も総理の考えに準じてやろう、こう言つておられるわけでありまして、そういう意味で昭和五十七年度予算というものは、私はそれなりに評価をすべきものがつくられるのであらうと考へるものであります。この五十六年度予算は、歳出面において当然処理すべきものが処理されてないで、安易に増税やこういう法律によつてそこらから金をかき集めて処理をしたという感じが私はしてならないのであります。予算の問題でありますから、まず最初に大蔵大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 ただいまのような御批判は、財界、マスコミあるいは労働組合などからも私受けておるわけですが、しかし、決して大蔵省がゆるふんな査定をしたわけではなくて、八千数百億円はかなり切つたり抑え込んだりしたことも事実でございします。しかし、それ以上のことについてはいろいろ法律の関係等があつて補助金などはなかなかうまくいかなかった、これも事実でございします。それから、反対運動が強くて一応は組上に上せたが引つ込めちやつたというのも事実でござい

ます。たとえば学校の教科書もそうであるし、あるいは農業関係の学校牛乳の補助金もそうであるし、そういうのがたくさんございします。そういうようなことで努力はいたしましたがまだ足らぬじやないかと、私はこれについては謙虚に実は耳を傾けておるわけでございまして、これも結局は増税というようなことをやつたものですから、もう野党も増税はけしからぬという反面、もっと行政改革をやれ、もっと切れというのとは与党、野党の中からも国会の衆参両院非常にたくさんの方が出てきた。このことは大変ありがたいことであつて、本格的に第二臨調等もやつてくださるそうでございますし、われわれはわれわれなりにどうも切ら切れるか、これは増税よりは切ることがむづかしいと思つております。しかしそれはどうしてもやり遂げなければ、鈴木総理に言わせれば同じ増税二回できるかということでございますから、これも政治家の感覚として私は全く同一でございしますし、やはり増税をやらないということになれば、当然増税は黙つていても二兆円からふえるのですから、いままでの手法でやればこれはふえる、それを抑え込まない限りは来年度予算は組めないということになるので、ともかくそういうことでやらしていただきたい。

それからもう一つは、政府が増税をするくらいならば、歳出カットのほかに政府自身もゆるふんでなくともっと裸になつたらどうだ、政府の関係機関や何かも土地を持たりいろいろなものを持つたり金を持たりしてゐる人はもっと自分みづからも吐き出せ、政府の身内の中から、それでなければ国民はなかなか了承しないぞという意見もございまして、これも私はもつとも御意見だといふことで、見方によつては恥も外聞もなく、洗いだらいいあつちこつちからかき集めたという御批判もあるかと思ひますが、たとえば国有財産の売り払いというものは三割以上、ちよつと過大見積もりかと思はれるくらいに今回は見込んでおるわけですから、そういう思想のもとで政府みずからも血を出して切るものは自分も切つてという思

想で、実はこれらの増収措置を図つたわけでございます。

○堀委員 私は、政治というものは、常に現時点だけを見て政治が成り立つと思つていないのです。行政は現時点だけ見てゐるかもしれないけれども、政治というのは一定の将来方向を見通しながら物を考えていかなければそれは政治と言えないのであつて、私は全くまず行政措置であつたな、こう思つてゐるわけでありまして。しかし現実にはここまで来ておることありますからやむを得ない点があるのでありますけれども、しかし私はこれらの問題のもとにある問題を少し明らかにしておかなければならぬ、こう考へております。

その最初の問題は、実は四月六日に行われた第二臨時行政調査会の第三回会合で、基本理念について財界代表委員は「行政の公平、効率、総合性を理念とすべきだ」と述べられて、労働側委員は「行政の公平、」これは同じであります。が、「民主、有効性」を強調したと新聞が伝えているのであります。中曾根長官、こういうようなことがあつたのでございましょうか、ちよつと答えたいのであります。

○中曾根国務大臣 あつたと思ひます。

○堀委員 私は、この問題が実は今日の政治上の最大の課題だといふふうに思つてゐるのであります。というのは、いま財界の皆さんが考へておられることは、経済というものの面から一生懸命物を見ておられる。本来仕事の性格上そういうことではありますからそれはそれなりにわかるわけでありまして、今度労働者側委員の方は働く者の立場から物を見ようといふことでありますから、当然そこでは働いておる者の生活というもののから物を見ようという考へが出てくる、これも当然なのであります。そこで私なりの分析をしますと、経済というのは要するに抽象的なものなんです。抽象的なもので、いまの日本の市場経済という仕組みからいいますと、やはり合理性と効率性が求められる、経済というものはそういう性格のものだと思

います。個人の生活は、生きていくためにはその時点だけの問題ではなくて自分たちの人生というものを考えながらいろいろな行動をしていく。少なくとも貯蓄が行われるということはそういう人生の一つのプログラムにあって働いた中から貯蓄をしていく、こういう問題が片方にあるわけです。ですから、いま経済という抽象的なもの、非常に大きなものからこれをずっと微分していった最終的な到達点は家計という最小単位。この家計という原単位がずっと国民全体に広がって、その上に日本経済が乗っかっている。だから、要するに家計の集積、こちら側の積分の結果で最終のところは経済、こういうふうな形になっているんじゃないか、こういう考え方を私なりに持っておるのです。そうすると、個人の家計の方から見たらここで言われる民主性という問題、民主主義というのはい人一人の基本的な人権を尊重するということから出るわけでありまして、個人の生活を優先して考えようという発想がこちら側から当然出てくるわけです。ところが、片方は生産性を上げるとか、そういうことが主になりますと、どうしても経済の効率性とか総合性とかという問題が問われることになる。ところが、これは本来相反するものなんです。この相反するものをどこで調整するかというのが私は今日の政治的課題であると思っております。

いまここに郵政大臣と大蔵大臣並んでおられますから、いま金利の一元化問題というのが起きておりますね。郵政省は国民の貯蓄は少なくとも郵政審議会で、貯金の法律の定めのように物価を勘案して金利を決めるべきだ、御承知のとおりこういう主張が行われておるわけです。これは私当然だと思っております。個人の貯蓄は、個人の生活を持続しながら不測の事態に備え、将来の計画に備えるために個人が貯蓄をしておる資金でありますから、貯蓄の側から見ればこれは当然物価との関連で見なければならぬ。これは私は当然のことだと思っております。ところが、片方は貯蓄じゃないのです。企業に対する貸し出しなんです。貸し出し

の金利を決めるのが金利調整審議会なんです、本来的には。そうすると、この貸出金利が動くときにはいまの仕組みでは預金金利が動かなければ金融機関はもたない。だから、貸出金利を動かすために預金金利を動かさう。なぜ動かすか。要するに企業経営がいまの効率性、総合性が維持できるようにするために貸出金利を動かしたい。これは経済全体上の問題なんです。この二つは本来違うものなんです。これを片方は金利一元化で処理しようと言ふし、片方はいやそれではいけませんよというのがある。この二つの問題点になっているわけです。だから、私は今日のいろいろな問題のまさにその接点をどこに置くかということがわれわれ政治家に託されておる任務ではないのか、こう考えておるのです。

だから、これからの臨時行政調査会の中で行われるいろいろな問題の中に、この間から中曽根長官がともかく第二臨調ができたのだから自分はいま物を言わなくて、第二臨調にすべて任せたい、第二臨調から出てきたことはそのとおりを法律にしたい、こうおっしゃっておるのですけれども、政治不在でそういう部分のものを処理するなどということは、私は一体国会とか政治家とかいうものはこういう重要な問題について判断をする場所を持たないのかという点において非常に問題があると思ふ。ですから、私は中曽根長官に伺いたいのは、個々のことは伺いません、しかしあなたがこの第二臨調の問題でいまの効率性と民主性、私が言っておるところの個人の生活と経済全体というか、こういう問題のどこに政治的な接点を求めるかというのには私は行政官の責任ではないかと思ふ。ただ逃げて通って、要するに第二臨調大御神といつて拝み祭っておくところで物は始まらないのでありまして、やはり私は宮司がしっかりといてそこからの御託宣を宮司の政治的判断で対処するのではありません第二臨調暴走論になりかねない、政治的な責任回避だという気がして仕方がないのでありますが、中曽根長官の御意見を承りたいと思ひます。

○中曽根国務大臣　まず二つのことを申し上げてみたいと思ひます。

まず第一に、行政改革というものは財政再建のためにあるのではない、行政改革には行政改革特有の哲学、ドクトリンがあるべきであるという考え方があります。要するに行政機構というものは、言いかえれば国家統治の機構並びに機能の改革問題であります。国家統治という考え方は改革すれば、外交も防衛も社会福祉も教育も入ってきておるわけでありまして、非経済的な要素がかなりあるわけでありまして、そして一面において財政問題というものは入ってきておるわけでありまして、そういう考えに立つてこの行政改革全般を見通さないとけないし、それからこれから出てくる情報社会とか高齢化社会、そういうものの展望も踏まえながらそれに即応できる体系に転換していくという要素もまたなくてはならぬと思ふわけです。ところが、いままたまた財政窮乏の事態に陥りまして、その面が非常に強調されて出てきています。確かにこれも国家統治の中の一つの大事な要件でありまして、八十二兆も国債が重積されてくれば、国民負担も将来相当膨大なものにもなるし、一步間違えば悪性インフレを呼ぶという国家の大事が前途にあると考えるなければならぬということを考えますと、いまのうちに処理しなくてはならぬ大変な問題として登場してきております。したがって、いま臨時的にはこの財政問題をどう解決するかということが正面に出てきて、それに真剣に取り組んでいきつつありますが、他面において行革というものの本質は国家統治の機構及び機能問題であるという本質を忘れてはならぬ、そう考えております。これが第一です。

それから第二番目に、現在補助金問題その他が登場してきておりますけれども、言いかえれば、ケインズよきよりなら、フリードマンよきなら、わ、こういうことで一世を風靡して、サッチャーさんもレーガンさんもそういうことでやっておりまして、しかしわれわれがこの行革をやるについて

はどういう基本的考え方が日本にとって正しいかという基本哲学、体系を持ってやらなはいいかぬ、そう思っております。

私は、日本の国家構造の本質あるいは特色というものを言いますと、まだストックも足りませんし、混合経済の体質だ、そう思っております。混合経済の背景には福祉国家観というものがございます。しかし過去十年間ぐらいを見ると、高度経済成長でかなり自然増収が入ってきたために、いわゆるばらまき福祉というものが出てきましたし、冗費も目立って、あるいは場所によっては冗員もかなり目立ってきているものもある。余りにもこれが大きくなり過ぎて財政負担をかけ過ぎている。そういう意味においていま減量の手術をやる。これは臨時的なものです。それにフリードマンさんにかけてこようと思ふのです。フリードマンさんが全能ではない。日本の体質自体は都市の再開発の問題もありますし、高齢者、老人問題も抱えておりますし、科学技術の問題もございまして、ストックの蓄積においてはイギリスやアメリカから見たらはるかにまだ足りない要素が多々あるわけでありまして、したがって、福祉国家観というものはやはり基礎にあるべきであると思ひます。ただ、それが高度経済成長で余りにも自然増収が多くなったので、いわゆるばらまき福祉というようになってしまったので、そういう面がかなり出てきたところはあると私は思ひます。それをいま直そう。それにフリードマンさんにかけてこよう。しかしフリードマンさんについても批判はかなりあります。サミュエルソンその他が批判しておることもあります。私は日本の体質全般を見ると、やはり日本は混合経済体質で今後もいかなければならぬポイントを持っております。ただ、いまわれわれが当面しておる場合にはフリードマンさんにかけて、そしてこの際減量をお願い切つてやつて、自活力を強める。何のための行革かと言へば、私は国の活力を回復するためである、こう思っております。国の活力を回復するという意味は、民間の活力を回復すると同時に、行

政の活力を回復するという点もあると思います。行政に活力がなくなつてしまつたらおしまいでもあります。そういう意味で、国がよみがえるような体制に持つていくための行革をやるべきである、その一環として財政再建という問題がここに来ている、そういう観点に立つて、長期的に耐え得る基本哲学を持ちながら行革をやつていかなければならぬ。こういう基本的考え方は、いま当面やるべき問題と、長期的に持続すべき問題と、いま抑えていく問題と、将来伸ばしていく問題と、継続してやつていく問題と、ちゃんと色分けが次第に出てくるだらうと思つておられます。そういう観点に立つてやりたいと思つておられるのです。

臨時行政調査会にはいろいろな人が入つておられます。辻清明さんのような碩学もおりますし、ジャーナリストの代表もおりますし、労働者の代表もおりますし、財界の代表もおりますし、いろいろな人がおつて、大団圓的にバランスのとれた構成になつておられるのです。したがつて、この臨時行政調査会から出てくるのは、あるいは財界から出た方と労働界から出た方が激論するかもしれない。それをアンパイアとして学者が、この辺が日本に一番向くんだと言つて判定を下すかもしれない。そういう作業の中で結論が出てくるのであります。私は、いまの構成を見て、出てきた結論は、まあいまの国民世論を代表するものが出てくるのだらう、そう見ておられるのです。

決して私たちは逃げようとは思つておりませんし、無責任に放置してはいやうとは思つておりません。いろいろ聞かれればいつでもお答えする用意はしてあります。しかし、それだけならば、日本を代表するだけの方がお集まりでありますから、われわれがいろいろなことを申し上げることは、かえつて先入観を与えたり、国民に誤解を与えたりすることになるので慎んでおるのであります。これは当然政治家としての態度であると思つて、そういう態度を持続していきたいと思つております。

○堀委員 いまあなたが答えたいだいたこと

は、私と同感の点がかなりあるのです。

私はこの前渡辺さんとの間で、財政再建というのは一体何かという問題を大議論をいたしました。財政再建というのは、ただ国債を減らしたらしいという話ではないのです。戦後の高度成長の時期にできてきたこのシステム、これは高度成長のときにできたシステムですから、現在のような低成長の時代になれば、このシステムを見直さなければ財政再建にはなりません。要するに金だけ減らしたらしいという話ではありません。よと、いうことをすでに大蔵大臣とやつておられるわけでありす。

そこで、何が重要かという点、いまの政府の仕事の中には、どうしても政府がやらなければならぬ仕事というのがあるわけですから、しかし、その政府のやらなければならぬ仕事も、やり方によつてより能率的、効率的にやる方法もありますよというところを、私はこの前大蔵委員会で大蔵大臣とかなりやつておられるわけですね。ですから、それは要するに、システムを見直して、いまあなたのおっしゃった機能を生かすようにするということが、実は行政改革、財政再建を含めての一番大きなポイントだということをおっしゃる大蔵委員会で言つておられますので、その点は、いまあなたがこゝでお答えをいただいた、国家統治の機構と機能を見直して、いこうという点は、私は賛成なんでありす。

そこで、フリードマンの話が出ましたが、いまここで経済論争をする時間はありませんから多くを触れませんけれども、私は、フリードマンが言つていくサッチャーのやり方、レーガンのやり方がうまくいくと思つていないのです。これは歴史が証明することですから、私はきょうここで多くは言いませんけれども、それには経済上少し無理があるというふうな判断をいたしますから、そのようなやり方で第二臨調答申が実行されることは国民的には不幸があると思うので、余りそのケインズとかフリードマンなどにこだわらないで、やはり日本は日本流のやり方をやつていただかないと

困るんじゃないか。日本流のやり方が今日アメリカのやり方やイギリスのやり方よりもよくいつてゐるから、実は今日経済の面で非常にあつちやこちからいろいろと言われておるんだと思つてから、まあ中曽根さんは大体は民族主義の方だと私は理解しておるので、余り外国の模倣などしな問題の処理をしていただきたいということをちよつと注文しておきます。

（大原（一）委員長代理退席、委員長着席）
そこで、ちよつと一言だけ、農林大臣がおいでなつておられますから……

さっきの経済と家計の問題、生活の問題の中で、これから非常に問題になるのが、実は農業問題、これは補助金関係で大変問題になると思つておられます。産業政策、農業政策という政策の問題と個人の家の家計の問題、要するに生産者としての生活の問題というの、これは私が申し上げたと同じようにあるわけですね。ちよつとこの前私がやや産業政策にウェイトをかけて、日本の酒が、米が高いから非常に生産が減つてきた、そこでひとつ三分の一の値段のカリフォルニア米を少し輸入したらどうかという話をしましたら、農業関係の皆さんから、これはとんでもない話だということがございました。

確かに、いま強制的に減反をさせられておる米作農業従事者の皆さんにとっては、私の発言は大変ショックだつたらうと思つておられる。やや産業政策に偏つた発言であつたというふうにも思つておられますが、しかし私自身は、要するに、そういうインセンティブを与えて、その結果清酒の生産量がふえれば、それはまた日本の米が使われるようになるから、決してその後ろ向きではなくて前向きな話と思つたのですが、大変誤解を与えたやうですから、その点は本日この場をかりてちよつと訂正をいたしておきますけれども、しかし、農業政策というの、どちらかと言うと、私の言う個人の家の家計にウェイトのかつた政策なんでは

ですから、いま政府の方では、何しろ補助金を一兆四千億削るという話になる。農林大臣として、この農業関係の補助金を削るということについてはどんなお考えで対処をされるのか、具体的なことは要りません、あなたの基本的なお考えだけを承つておきたいと思つておられます。

○農林大臣 鈴木内閣として、今回の行政整理、行政改革は徹底的にやろうということで、閣議においても、総理が先頭に立つてやろう、こういうことを決めたわけでございますので、私いたしましても、農林水産大臣としてこの内閣の話には協力していこう、こう思つております。

そこで、どういう手法によつて、全国の農民諸君の信頼を落とさず、しかも、自然的な、社会的な、経済的な不利な条件のもとにどうまゐれになつて、そして食べ物というものを一年に一遍しかつてくれない、こういうものに本来に生産意欲を燃やしてやつていくような農業を推し進めていくために、必要なことを実行しながら、しかもなおかつ行政改革というものをやり抜くというための手法を考えなければならぬ、血を出さなければ、こういうことで実は事務当局にも――一例を申し上げますならば、事業量を減らすに、そうして補助金を整理してもやれることもあるわけでありす。たとえば、私どもかつてずっと、いまでも制度の中にありますが、非補助事業という土地改良の手法がございます。最近はそのような面が、いろいろ制肘を受けない融資をやつた方が自分たちの計画もよろしい、こういうことで、そういう気風も農民の中から――特にいま堀先生の指摘された生産性の向上は、どうしてもこれはもう農家の使命だ、社会的責任としてやはりそういう方向にいかねばいかぬのだという農家もだんだん出てきておられるわけですから、そういう意味で、私は、総理の示された方向は御協力申し上げてぜひともやらなければならぬ、こう思つております。

○堀委員 そこで、ちよつと話を進めますけれども、実は今度の第二臨調の中で、三公社及び特殊

法人の経営形態を見直すということがテーマになつておるようです。これはことしの七月二十日までで答申に入ることではなくて、二年間の期間の中でやられることだと思ふのでありますけれども、この問題について基本的な考え方をちょっと承つておきたいと思ふのであります。

それに入る前に、最初に法制局にちよつと伺つておきたいのですけれども、予算と法律の関係という点だけあります。予算というのは財政法に基づいて組むようになっておる、そして予算が組まれても、予算関係法律を使わないと予算も執行はできない、こういうふうになっておるから、そういう意味では予算を組んだから法律がどうかなるというのではなくて、法律が前にあつてそれに基づいて予算が執行される、そういう性格のものだと思ふのですが、その点の関係をちよつと答えていただきたいと思ふます。

○前田(正)政府委員 予算の支出につきまして法律の根拠を要するものにつきましては、言われるとおりでございます。

○堀委員 そういふことを聞いてるんじゃないのですよ。それはわかり切つたことなんですよ、私が聞いておることは、予算と法律がこうありますね、そうすると、要するに法律がなければ予算を執行できないものもあるわけですから、また予算の執行が予定していても法律が変わればその予算の執行ができない場合もあるわけですから、そういう意味では、順序としては法律が予算を拘束するということはないのか、こういうことを聞いてるわけなんです。

○前田(正)政府委員 先ほどお答えいたしましたのは、すべての支出に法律の根拠を要するものではないという意味であつたように申し上げたわけでございます。ただいまおっしゃるとおりでございます。

○堀委員 もう法制局結構です。そこで、いまの企業の問題を考えますと、これは中曾根長官に伺いたいわけですが、現在

の日本経済というのは市場経済でございます。それで、私もこの前の大会で制された市場経済でやるということを決めてますから、コントロールされない市場経済なんというのは古典的市場経済ですから、当然皆さん方もコントロールされる市場経済と考えておられるでしょうから、その限りでは私も私どもと皆さんとの間にはそういう観点での違いは実はないのです。そういうベイスに立つて何うわけでありませうけれども、要するに現在の民間企業というのは利潤追求が第一義にある、こう考えるわけです。中曾根長官はいかがでしょうか。

○中曾根国務大臣 人によつて違いますが、一般論としてはそういうことが言えると思ひます。

○堀委員 そうすると、公的な部分は第一義は一体何でしょうか、長官。

○中曾根国務大臣 公共の安全とかあるいは公共の福祉とかあるいは平和とか、そういうものだろうと思ひます。

○堀委員 私も同感でございます。これが実はクロスしますね。まあ平和とかそういう問題は、これはちよつと企業となじみませんから横へどけますが、公的なものが考へておるのは、要するに公共の福祉というのが現在の憲法が定めておる公的なものの一番ウエートの高い部分にあつて、片方、企業は利潤追求ということになりますから、本質的にこれは別個の分野のものだ、こう私は思つておるのです。それが、先ほど長官がおっしゃるに混合経済の形でうまく運営ができればそれで大変結構なんです、公的なものを何でも民間に移しさえすればいいということではあり得ないという基本理念をちよつと確認したいのでこういうふうに申し上げたわけなんです。

そこで今度は、それは言つてもいまの日本経済というのはアメリカや欧州と違ひまして、大企業といふのも所有と経営はほとんど分離されておるんです。まあ例外はありますよ。松下さんとかサントリーだとかというところでは非常にたくさんの特株を持つておるから必ずしも経営と

所有は分離してないかと思ひますが、一般的には経営と所有は分離して、こういうふうな考へるのですが、長官はいかがでございますか。

○中曾根国務大臣 日本の場合にはそういう特色が非常にあると思ひます。

○堀委員 そこで、いまの民営論という問題は一体何だろつかと私に考へてみますと、実はいますでに経営は所有の問題とは切り離されておる企業、皆さんの民営論と言つていらつしやることは、所有の問題よりも経営の方に重心がかつておるのではないかと、いふふうに私は判断をするのですが、長官はいかがでございますか。

○中曾根国務大臣 いま行革とか臨調というものを離れてお答えいたしますと、堀さんの頭にはたえは電電とか国鉄とかがあると思ひますけれども、しかし片方において電力なんかはもう民営になつておるわけですね。あるいは私鉄なんかはもう民営になつておる。では私鉄と国鉄の差はどこにあるのだ、距離の大きさがそれなのか、みんな公衆を運んでおるもの、そういうことで、水際みたいなに相接してある面が多くなつてきておるわけですね。そして時代によつて次第に觀念が違つてきて、社会党でも国有国営論を唱えておつたのを、最近はいまおっしゃるやうに統制された市場経済といふふうにお変わりになる。そういうふうな時代の変遷、国民意識の変化、それから企業経営の科学化とか効率化とかという面から見て領域は次第に変化していくのだらう、侵食される部門も出てくるのだらうと思ひます。したがつて、かたくなに觀念的に、これが絶対領域であるといふふうに限定することはできないと思ひます。

○堀委員 いや、私はそういうことを伺つておるわけではないのです。要するにいま民営と言つておることは、所有形態よりも経営に比重をかけて物を考へた方がいいのではないかと、いふのが財界の皆さんが言う効率化の問題ではないのか。所有の問題は、いまあなたがおっしゃつたやうに私も所有の問題はちよつと卒業して、所有が国

営になつたから国民のためにいい企業になるかといふとそんなことはない、だからそれは、現代社会主義の中にいろいろ問題があるという点で私どももそういう反省をしておるわけですが、そうではなくて、経営に民営的な要素を求めたいということではないかと、こう私は伺つておるのです。それに對してのお答えをお願いしたい。

○中曾根国務大臣 それは効率化という面においてはそういうものだらうと思ひます。

〔委員長退席、大原(一)委員長代理着席〕
○堀委員 そこで、実は公社の民営論というのが出ておるわけですが、私、各公社の歴史的な経過をちよつと振り返つて見てみたわけでありまして、そうしますと、専売公社は明治二十三年に作業會計法というのでできて、それが長く続いております。その後昭和二十二年に専売局及び印刷局特別會計法というのでできて、そして昭和二十三年十二月に専売公社法ができ、二十四年六月に現在の専売公社になつた、こういう歴史的な経過があるのです。日本国有鉄道も特別會計から昭和二十三年十二月二十日、同じ時期に日本国有鉄道法で公社になつた。そして電電は、これは通信事業特別會計規則というので昭和九年にありまして、それが昭和二十七年に日本電信電話公社法に変わつておる。とりあへず公社だけを對象にいたしますと、専売公社法と国有鉄道法は実は同じ日にちに公社になつておるのです。

それで、なぜ公社になつたかといふことで皆さんの話をいろいろ聞いてみると、これは何も日本の側がやりたいといふことよりも政令二百一号で、例の二・一ストライキの後の対応としてどうやらこの二つは先に公社になつて団体交渉権を認めようといふことになつたけれども、要するに通信省所管は当時の労働組合の抵抗が大変強いので、そのままに放置をされて実は昭和二十七年に公社法になつた、こういう歴史的な経過があるやうです。

そこで、この二つは基本的な性格が違うのです。公社法をしっかりと読んでみますと、公社法の

でき方が違う。どういふふうにでき方が違ふかといひますと、専売公社法を例にとりますと、第一条、「日本専売公社は、たゞこ専売法」云々とたゞさん法律が書いてありますが、「に基づき現在の国の専売事業の健全にして能率的な実施に当たることを目的とする。」能率的」といふのが入つてゐるのですけれども、「専売事業の健全にして能率的な実施に当たることを目的とする。」といふのが専売公社法第一条なのです。ところが電信電話公社法の方は、第一条で「公衆電気通信事業の合理的且つ能率的な経営の体制を確立し、公衆電気通信設備の整備及び拡充を促進し、並びに電気通信による国民の利便を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的として、ここに日本電信電話公社を設立する。」目的、第一条から全然タイプが違ふわけですね。要するに、この二十七年の電信公社法で初めてアメリカのガバメントコーポレーションの考え方がここにはっきり導入されてきている、こういうのが歴史的経過なのです。

そこで、実は非常にこの点について興味がありますのは、

当時の連合軍司令部は、このような状態を改善するため、マツカーサー元帥から芦田首相あて昭和二十三年七月二十二日書簡を發し、「能率増進のために」通信省を再編成し、内閣に二つの機関を設置することを促し、引き続いて同年九月には総司令部書が發せられ、通信省を廃止し新たに電気通信省と郵政省を設置すべきことが勧告された。この結果、昭和二十四年六月一日に電気通信省が誕生し、電気通信事業の新しい運営体制が確立された。

その後、政府は、前述の電気通信事業復興促進に関する衆参両院の決議に基づき、電信電話の復興・拡充の促進を図るため、昭和二十四年七月十二日閣内電信電話復興審議会を設置することを閣議において決定し、会長に経団連会長の石川一郎氏が指名された。

同審議会は、昭和二十五年三月漸く結論を得るものとなり、内閣総理大臣に対しおおよそ次の内容の答申を行なつた。

電気通信事業は、公共の事業であるとともに一つの経済的企業であるにかかわらず、国営であるがゆゑに企業経営の基礎であるその財務会計および人事管理の制度、方法が一般行政および一般公務員のそれと同一の基調において律せられてゐる点において致命的な欠陥を有するものである。本事業の経済性に対する制約が、事業の公共性の達成に阻害となつてゐる点に留意して、その経営主体を十分に自主性と機動性を持つた企業に改め、もつて最も能率的な運営を行なわしめる必要があると考える。

これは昭和二十五年三月の当時の経団連会長石川一郎氏が主宰をしたいまの電信電話復興審議会の答申なのです。この答申を受けて佐藤郵政大臣が、今度の電信電話公社法の提案説明の中でこう言つておられるのです。

さきにも申し上げましたように、財務、会計、人事管理等の面での国営形態の欠陥を除去して、企業の能率的経営をなし得るためには、純然たる民間形態も考えられるわけでありすが、電信電話事業は、全国にわたる膨大な組織及び設備を有し、巨額の資産を擁する公共事業でありますから、これを民間に払い下げて株式会社組織に切りかえることは、再評価、株式の引受け、その他に多くの困難が予想されること、強度の公益性、技術的統一性及び自然的独占性を有する本事業については、純民間企業としての長所を十分に期待できないこと、また公租、公課の賦課が加わるため、経営の合理化が促進されてもなおかつ相当の料金値上げを招来すること、年々巨額の拡張資金を民間資本にのみ求めることは、現在のわが国の資本蓄積状況から見るととらえ得ないこと等の理由から、民営形態は適当でないとと思われるのであります。

政府は公衆電気通信事業の合理的かつ能率的な経営の体制を確立し、公衆電気通信設備の整備及び拡充を促進し、並びに電気通信による国民の利便を確保することによつて、公共の福祉を増進するためには、国会及び政府から必要な監督を受けることによつて公共性を確保しますとともに、一方事業経営上財務、会計、人事管理等の面における一般行政官庁の制約を脱し、民営の能率的経営技術を取り入れた自主的な企業活動を行い得る企業体としての公社形態に当事業の経営を行わしめることが最も適當であると考へまして、ここに日本電信電話公社を設立することとした次第であります。

こういうふうな佐藤さん提案趣旨説明を述べておられるのです。こうなつていけば、実は今日いまの第二章は経営委員会に関する規定でありまして、公社の業務の運営に関する重要事項を決定する機関として、民間会社の取締役会に準ずる経営委員会を設置したこととしております。

この経営委員会は、両議院の同意を得て内閣が任命する非常勤の委員三人と、職務上当然就任する常勤の特別委員である総裁、副総裁二人の合計五人をもつて構成され、委員長は委員の互選により選任することとなっております。

まさに日本電信電話公社というものは、そういう意味の目的を持って設立をされた公社であつたわけでありまして、

ところが、昭和二十八年に設立をされて、三十二年まではこの電信公社法に基づいて運営がされてゐたのでありますが、昭和三十三年、当時の大蔵大臣だれだか覚えてないのですけれども、そのときから予算統制というものを始めて、予算総則によつて給与総額制その他の流用その他を禁止して、がんじがらめに経理上その他をともかくまた特別会計へ引き戻した、これが私は今日の電信公社の実態だと思ふのです。

それで専売公社、国鉄はどうか。国鉄も専売公社も初めからこういう発想になつてないのです。

だから、たとえばこ審議会というものができていますけれども、これは大蔵省の中に審議会がある。言うなれば特別会計から名前だけ公社に変えたというのが専売公社と日本国有鉄道の公社なのです。だから中曾根長官、いま私が申し上げてゐる問題は、いま問題意識として民間の皆さんが持つていらつしやることは、電信公社が初期のこの石川さんたちの答申に基づき、当時の佐藤大臣の提案趣旨説明のように運営をされておるならば、私は民営論なんて出る余地はないのじゃないか、こう思つておるのですが、長官いかがでございますか。

○中曾根国務大臣 電信公社設立の趣旨につきましては、私も前から拝読いたしましてそういう趣旨であつたように思ひます。ただ、予算統制が昭和三十三年から厳しくなつてきたということでは、これは否定し得ない面があるだらうと思ひます。しかし、にもかかわらず今日民営論が出ないかという、必ずしもそう断定はできないだらう。もつと大きな早い力で、大きな流れで時代が流れてきている。科学技術の進歩その他の面におきまして、あるいはいはいわゆる管理形態、管理社会になつてまいりまして、そして大きな変化がいま行われつつある、意識の転換すらも国民の間に行われつつある。そういう面を見ますと、民営論が起きなかつたらうと断定することは早いのではないかと思ひます。

○堀委員 いや私が伺つてゐるのは、こういうふうな運営されていけば、さらにこれを民営にする理由はないのじゃないかということを知つてゐるのです。いまの公社はそうなつてないのです。このさつき指摘をされた、要するに、「国営であるがゆゑに企業経営の基礎であるその財務会計および人事管理の制度、方法が一般行政および一般公務員のそれと同一の基調において律せられてゐる点において致命的な欠陥を有する」という答申が出てゐるわけですね。いま皆さんの方は三

公社五現業という一つのグループにしてしまつて、五現業はもう明らかに公務員ですよ、一般の公務員です。それから二公社は、実は公務員とちつとも変わらないような公社法になっているのですよ。それは給与の問題のところを見れば非常にはつきりするわけでありまして。給与は、公務員法第六十二条で、「職員の給与は、その官職の職務と責任に応じてこれをなす。」公務員法第六十二条の給与に関する部分。日本専売公社法第二十一条、「公社の職員の給与は、その職務と責任に応じてなす。」日本国有鉄道法第二十八条、「職員の給与は、その職務の内容と責任に応じてなす。」と、これと責任に比べては、公務員法とその他変わらないのですよ、ここまでは。そして電電公社法第三十条は、「職員の給与は、その職務の内容と責任に応じてなす。」と、同じです。「且つ、職員が發揮した能力が考慮されるものでなければならぬ。」法律の体系がここは全然違ふのです。初めてここに、生産性を上げるためには能力に応じて給与をふやせ、それが民間におけるやり方と同じだということが法律の制度に書かれておる。

大蔵大臣 いかがですか、私がさっき法制局を入れて、予算が法律を拘束することはない、法律は予算を拘束するということはおどろきと法制局が答えている。電電公社法がいま予算を拘束しているのじやなくて、予算総則が電電公社法を拘束しているのですよ、いいですか、大蔵大臣。あなた方は、ともかく日本国憲法第七十三条で内閣の職務というのがあります、「内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。」「法律を誠実に執行し、國務を總理すること。」憲法は、要するに内閣について法律を誠実に執行するということを義務づけている。そうすれば、当然皆さん方内閣は電電公社法を誠実に実行する義務がある。だから、そういう憲法上の規定もあるし、そういう電電公社法といううらばな法律があるのだから、私は、いまの予算総則で法律を拘束しているというところは重大な法律違反だ、こう考えるのです。

大蔵大臣 いかがですか。
○渡辺國務大臣 財政法でどうなっているか、法律上の解釈の問題ですから事務局から答弁させます。

○西垣政府委員 これはもう先生御存じのことだと思ひますが、財政法によりまして、予算総則で予算の執行に關し必要な事項は総則で定めることができるという規定がございます。したがつて、予算総則の規定そのものにござつて法律の根拠があるということでございますから、その予算の決定と法律事項とが相矛盾するということはないと私も解釈いたしております。

○堀委員 財政法は第十六条で、「予算は、予算総則、歳入歳出予算、繰越明許費及び国庫債務負担行為とする。」と書いてあるわけなんです。予算の内容を規定しているわけですね。「予算は、予算総則、歳入歳出予算、繰越明許費、繰越明許費及び国庫債務負担行為とする。」予算というものはそういうもので、予算の内容を規定して、そして予算総則の内容は、二十二条で、「予算総則には、歳入歳出予算、繰越明許費、繰越明許費及び国庫債務負担行為に関する総括的規定を設ける外、左の事項に関する規定を設けるものとする。」と書いてあるわけなんです。根拠法規で、要するに片方にある法律まで拘束できるということはこの財政法のどこにも書いてない。何の根拠ですか、答えてください。

○西垣政府委員 先ほど財政法と申しましたが、電電公社の予算につきましては電電公社法に根拠がございます。電電公社法四十二条に「公社の予算は、予算総則、収入支出予算、繰越明許費及び債務負担行為とする。」とございまして、四十三条に「予算総則の規定がございまして、」予算総則には、七号に「その他予算の実施に關し必要な事項」というふうに定めてございまして、この規定に基づきまして予算総則の規定が置かれてあるわけでございます。

○堀委員 これは要するにそういう取り扱いを決めているだけで、事務的な手続法なんです、これは。公社の、前段の公社法第一条なり、いまの電電公社法三十条、「職員の給与は、その職務の内容と責任」という、大前提や三十条の規定をねじ曲げていふようなことが同じ法律の中に書けるはずがない。手続が書いてあるだけであつて、これはその内容を規定するようになってない。

○西垣政府委員 私どもの解釈では、電電公社法に給与の決定基準というのがございます。これは三十条の規定でございまして、先ほど先生第一項だけをおっしゃいましたが、第二項に、「前項の給与は、国家公務員及び民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」と、こういう規定がございまして、それから電電公社法の第七十二条に給与準則の規定がございまして、その給与準則の中では、「国会の議決を経た当該事業年度の予算の中で定められた給与の総額をこえるものであつてはならない。」という規定がございまして、それから給与決定につきましまして、その八条では、団体交渉の対象として給与の決定ができる、給与決定が団体交渉で決められるという原則がうたわれております。

それを総合して解釈いたしますと、給与の決定は団体交渉で決められるわけでございますが、公社の企業性と同時に公共性もございまして、給与の決定基準といたしましては、「国家公務員及び民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」ということ、そこところは國民の納得を得られるような給与ということになっておりまして、予算総則の方につきましてはそれを担保するための手段ということであらうかと思ひます。

そういう考え方を受けてまして予算総則にあひう定めをしていふということでございます。

○堀委員 いまの答弁でだめなんです。どうやってもだめなんです。

なぜかという、給与準則、七十二条は、「公社は、その職員に対して支給する給与について給与準則を定めなければならない。この場合において、この給与準則は、これに基づく事業年度の支出が国会の議決を経た当該事業年度の予算の中で定められた給与の総額をこえるものであつてはならない。」私は給与総額の問題を触れているのじやないんです。基準内外の賃金を固定して、その適用すらも禁止している、そういう予算総則はこの法律の中から出てこないと言つていふんです。いまのあなたの答弁、全然私の質問に答えてない。給与総額を決めるのは当然だ。だけれども、給与総額の内部における基準内外の賃金の流用も、額を決めて流用も禁止するということ、これは法律違反だ、こんなものは。もう答弁よろしい。

大臣、私のあれで大体おわかりいただけたと思うのですが、そういう技術論は大したことはないです。問題は、要するにこれからの公社をどうしていくかということなんです。ということになれば、いま私が読み上げたこの審議会の答申、最も中心部分に触れてゐるわけですよ。要するに予算統制なんかをやめて、もちろん給与総額を決めるのはいまの情勢では仕方ないでしょう。しかし、それを内外の流用を禁止し、おまけに細かく一々手当を全部書き込んでやるなどというところは民間会社ではあり得ないことなんです。

そこで、私はちょっと總裁にお伺いをいたしましたのであります。さつきからいろいろ四千八百億の問題が出て、それについて大変問題になるだろう、これが今後料金値上げにつながるのではないかと、この心配が実は私どもの同僚委員の中にもあります。國民の中にもあると思うのです。これは八千億からのものをともかく公社がひねり出して國に納めなければならぬ、借金の利子を払わなければならぬ、こういうことなんです。そういうことを超えて、料金値上げもしないで、後の電電公社の生産性を上げて國民の負担にこたえるためには、民間からおおいになつた總裁として、こうしたというお考えがあるだろうと思ひます。

のです。私は、この時期に民間から真藤総裁がおいでになったことは大変時宜に過ぎた人事であつた、こう思つておるのであります。そういう意味で真藤総裁が政府に対して、こういうことはぜひしてほしい、私はいま大分申し上げておりますから、こういうふうにするべきだということとは並んでおられる關係は全部、官房長官を含めて御理解いただいておりますのでありますけれども、総裁からちょっとお答えいただきたいと思うので

○真藤説明員 民間から参りまして、まず非常に奇異に感じたことがございます。それは予算に残業量を規定しておることでございます。もとと残業量といふものは、電電公的な装置産業の場合にはたてまえでございます。しかし、必ずしも実際の運営面ではそうまいりませんので、残業といふものは必然的に出てまいります。いわば、残業といふものはエマーゲンシイのものでございます。それが月々に割り当てられたり、あるいは年度で割り当てられたりというのは経営の原則からいまして、もつてのはかのことでございます。それで、私見ておりますと、残業量を規定してあるために年度の終わりに近づくと、あるいは年度を通じて残業量を十分使い切るような細工が行われておるのが事実でございます。こういうことがありまして、幾ら経営を合理化し生産性を上げようと思ひましても、経営の規律が保てません。だから、いまおっしゃいますように、人件費といふものは総額で予算で決めるのはいたし方ないといひましても、その内容を一々当事者でないほかの官庁から規定されることは全くもつて民間から考えますと非常識なことではございまして、この点は、この点だけでもありませんが、この間から、納付金を納めながら通話料を上げずにどうするのだという御質問に対して、今後いろいろ具体的にお願ひすることがあります、法律の範囲内ということを申しましたが、これなんかその一つでございます。

まだほかにもございます。公社法ではつきり書いてあります弾力条項というものがあつたけれども、これなんか、現在においては一切運用されておられません。この辺のこと、漸次また具体的にお願ひしなかならぬというふうに考えております。

○堀委員 いまのこと、民間から来られた総裁として当然のことだと私は思うのです。だから大蔵大臣、どうでしょうね、ともかく民間から来られた総裁が自由に腕がふるえるようにひとつ来年度予算は私が言ったように——法律で、総額は給与準則その他で決まるといふのだからこれは仕方がないですよ、私もそれを認めます。それ以上予算統制はこの際やめて、私がさっき読み上げた公社の独自性が発揮できて——さっきからあつたもの親方日の丸だから問題だとお話しになっておるでしょう。そうではなくて、効率追求がでるシステムが置かれておるながら効率追求を邪魔するようなことをこの際にはやめてはいかぬと私は思うのです。大蔵大臣、どうでしょうか。

○渡辺国務大臣 私は詳しい法律論争はわかりませんが、やはり公共企業体といふものは政府の機関で独占的な仕事をやっていると多い。したがって、国民の生活などとも関係がある。ですから、給与体系等については、先ほど次長が説明したように国民の理解を得ることも大事だ、私はそう思います。

〔大原（一）委員長代理退席、委員長着席〕しかしながらその一方で、やはり親方日の丸といふことは非常に困るのじゃないか。やもすると国家の機関とか、地方でもそうですが、よい働いた者によい給料がいかない、どうしても悪平等になるから生産性は上がらないというのが普通の状態じゃないか、公企体などの一番生産性が上がらない原因の一つだと私は思つておるのです。そここの調整がうまくできるかどうか、問題はそこでございます。ただいまさういふわけにはいきませんが、今後合理化をさらに一層進めて——公社は、やる気になれば探せば仕事はま

に強い。したがって、経営形態との絡みもどうなのか、そこらの点も、果たして経営形態がいまのままで非常に能率よくできるのかどうか等も含めて、十分に前向きに検討してみたいと考えます。

○堀委員 まあ検討を約束しておられるからいいのですが、納付金を取られて、しかし夜間通話料は引き下げる、遠距離引き下げる、一生懸命やっているわけですね。そのやっているといるのは、職員が一生懸命やっているから、それに基ついて、よそはみんな上げておるときに下げているでしょう。だから、そういう生産性向上に対しては当然配慮しなければいけません、同時に、民間から来られた総裁が自由に腕がふるえれば、いま問題になっている民営化の問題は、言うなれば、そこで除かれていくわけですよ。私が言っているのは、水は方門の器に従うというのですけれども、システムを変えない限り発想は変わらないのです。幾ら真藤総裁が来られても、手も足も縛つておして歩けと言われても、実は歩けないのです。ですから、手や足を縛つておるものを解き放して、総裁、一遍やってみてください、そのためには重要な問題が一つあると私は思つております。それは、きょう官房長官おいでいただきましたのは、一体政府は電電公社の経営委員会をどう考へているのかということなんです。この前には小佐野さんという人が電電公社の経営委員になりました。今度はまた、誠備問題で問題を起こした方が経営委員になつておるわけですね。こういう人が経営委員になるといふのは電電公社といふものを完全に軽視しておる、経営委員会といふもの存在を無視しておるということだと思つておるのです。さっき私は、電電公社の経営委員会というのは取締役会にも準ずるものだと佐藤元総理は大臣のとき言つておられるわけですね。そういう位置づけを経営委員会にやろうという姿勢もなしに民営論なんという話は私は問題だと思つておるのです。この際電電公社の経営委員は——日本銀行の政策委員あるいは日本放送協会の経営委員、い

ずれどもともに選ばれておるのです。安易に意欲しいような人のために門戸を開放してはいないのです。

ただ、問題がありますのは、この電電公社法は経営委員は無給とするとなつておるのです。日本電信電話公社法は十六条で「委員は、報酬を受けない。但し、旅費その他業務の遂行に伴う実費を受けるものとする。」と。そして十八条で「公務員たる性質」として「委員は、罰則の適用に關しては、法令により公務に従事する者とみなす。罰則では公務に従事する者とみなして給与はゼロだなんて、こんなばか法律は考えられないですね。そこで、少なくとも日本放送協会、NHKは経営委員に対して一日三万五千円の報酬をお渡ししておるのです。月に四回定例的に会議を開いておる。だから、合計十四万円ですかの報酬を与えておる。だから、これひとつ山内郵政大臣、次の行革法の臨時国会でまず電電公社の経営委員に正當な報酬を払うということを法律改正で出していただきたいと思ふ。そしてさらにいまの官房の方で、ここにもまたな経営委員を送るんだという姿勢をここで明らかにしてほしいのです。そうして名実ともに電電公社の経営委員といふのは電電公社に全責任を負うといふかっこうにやつてもらいたいと思ふのですが、郵政大臣いかがでしょう。——事務当局よろしい。政治的答弁だ。そんな人れ知恵することないよ。大臣、官僚の答弁だけ聞いてやつておるようじゃだめですよ。あなたの政治的な政治家としての答弁を言ってください。○山内国務大臣 電電公社がほかの公社と一番違ふところは経営委員会のあることでございます。最高の意思決定機関でございます。それに基ついて公社が活動している、こういうことで非常に特徴のある経営委員会が権威のあるものだと思つております。

そこで、その委員の問題についていろいろございましたけれども、報酬があつたからなかったからというのではないと私は思ひます。したがって、いま堀委員の御提案は必ず報酬を出すように

今度改正したらどうか、こういうことでございませうが、ひとつ検討させていただきたい、ここではそういうお答えをしておきます。

○堀委員 大蔵大臣、これは予算に關係しますから。

ともかく人を使うのにただで使おうなんという発想はよくないですよ。国会に参考人やその他でおいでいただいても、わずかではあつても差し上げていくわけでしょう。まして経営委員はそれだけの重要な責務に見合つて仕事をしたいだいていのに、報酬なしなんという話はとんでもないですよ。だから、行管庁長官も官房長官もこれは真剣に考えてもらいたいと思うのですよ。その点は郵政大臣検討すると言つていられるからいいけれども、それが私の提案どおりになるようにしていただきたいということが一点。

もう一つ、これは総裁に申し上げておきたいのでありますけれども、真藤総裁、監査問題です。自己監査は監査にあらずということ、ディスクロージャー、要するに大蔵委員会というのは監査問題を所管する委員会でありまして、それは監査じゃないと言つてはいるのですよ。ところが、実は郵政省もそうだし電電公社もみな内部監査なんです。そこで、やはり監査については少なくとも、いま監事というのがあるでしょう、この監事が本場に役に立つような監事になっていないと私は思うのであります。だから本場に役に立つような監事を据えて、その監事が、たとえば公認会計士を費用を出して使つてもいいから外部監査を電電公社の内部でやつてほしいと思つてゐるのです。そうやつて監査をやればいいような不正経理なんという問題は起きないだらう。

不正経理問題は二つありまして、さつき総裁のおつしやつた超過勤務手当というものが流用されたという例であります、私はこれは不正経理と思つてゐないのです。これは要するに団体交渉で決まつたことを政府が認めないものだから仕方がないから出さざるを得なかつた、官房長官御承知の案件であります、そういうことなんで、これは

は大平総理が合理的なものに改めたいということ、で官房でこれからやりますとおつしやつておるので官房でも御検討いただくことでありますけれども、そういうのは別なんです。しかし、それ以外における不正経理は、私は国民に対して、利用者に対しても大変申しわけないことだ、こう考へておりまして、その点ではひとつ監査が公正に行われるような対応を電電公社としても運用上お考えをいただきたい、こう思いますが、いかがでございましょうか。

○真藤説明員 その件につきましては私も全く同感でございます。實際上経営委員会に所属する監査は、おりますけれども、現状においては何もやつておりません。それで、この件につきまして経営委員長と十分相談いたしまして具体的に実力のある内部監査ができるように、いま経営委員長が人選を外部からお願ひしておられる状態でございまして、いづれ具体的に決まりましたらまた郵政省にも関係のところにも御了解をいただきたいと考へておりまして、これは具体化しつつございまして、厳正な監査ができまさんと私の立場からも責任はとれません。

○堀委員 官房長官、いまの経営委員会の人選問題について、今後のあり方をひとつ官房長官からお答えをいただきたいのであります。

○宮澤國務大臣 電電公社の経営委員の人選についてのお尋ねと存じます。法律に基づきまして大切な権限と責任を持つておるのが経営委員でございまして、最近就任された後に辞任されるようなケースがございました。大変残念なことではございまして、今後人選をいたしますに当たりましては十分慎重にいたさなければならぬということをお返事をしております。

運用その他の問題についてはひとつ電電公社の総裁の裁量に任せるといふことをこの際大蔵大臣から御答弁をいただいで私の質問を終わりたいと思ふのです。

○渡辺國務大臣 当然法律の範囲内で十分に配慮します。

○堀委員 終わります。

○綿貫委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○綿貫委員長 本案に対し、自由民主党を代表して越智伊平君外三名より修正案が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。越智伊平君。

財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○越智(伊)委員 ただいま議題となりました財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、この法律の施行期日は、原案では「昭和五十六年四月一日」と定められておりますが、すでにその期日を経過いたしておりますので、本修正案は、施行期日を「公布の日」に改めることとしようとするものであります。

何とぞ、御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○綿貫委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○綿貫委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。麻生太郎君。

○麻生委員 私は、自由民主党を代表し、財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案及び同法律案に対する修正案に賛成の意見を述べざるものであります。

御存じのように、わが国は、第一次石油危機後に予想された経済混乱を回避し、景気の回復と国民生活の安定のため、あえて大量の公債の発行を行うことにより高目の成長率を維持すると同時に、物価も総じて安定化の傾向を示すなど、その経済政策の成功は諸外国から高く評価されてゐるところであります。

しかし反面、異常なまでの公債依存度、国債費の急増など、財政の運営が硬直化してきてゐることとまた事実であり、公債依存財政から早期に脱却し、社会経済情勢の変動に十分対応し得るよう財政に柔軟性と弾力性を回復させることが現在緊要の課題となつてきております。

この点に関し、先般成立しました昭和五十六年度予算においては、公債の発行額が前年度当初予算よりもさらに二兆円減額されておられ、これは政府の財政再建への強い決意を示すものであると同時に、再建達成への着実な第一歩を踏み出したものとして評価するものであります。

ただいま討論に付されております本法律案は、この五十六年度予算と一体をなす重要な法案であり、本法律案の成立は、五十六年度予算執行に必要な財源の裏づけを与える必要不可欠なものであると信じます。

すなわち、第一に特例公債の発行であります。五十六年度予算編成時に行われた歳入歳入両面での各般の努力によつて、その発行額は二兆円減額されましたが、昭和五十六年度においても、引き続き特例公債の発行によらざるを得ないことは厳然たる事実であり、昭和五十六年度予算の歳出の財源に充てるため、五兆四千八百五十億円に上

る特例公債の発行は必要やむを得ないものであると考へます。

もちろん特例公債の発行は、あくまでも特例的な措置であり、特例公債依存からできるだけ速やかに脱却するよう、今後とも中長期的展望に立つた政府の一層の努力を求めたいと考へるものであります。

なお、昭和五十六年度の特例公債の発行につきましては、本法律案において、特例公債の発行額は予算で定める旨の規定、その他所要の規定を設けておりますが、これらの規定は、従来の特例公債法と同様の内容となっており、いずれも特例的な措置に対応した適切な規定であると考えます。

第二に、電電公社、中央競馬会、日本開発銀行及び日本輸出銀行からの臨時特例的な国庫納付等につきましては、国の財政の緊急事態に対応してこれらの法人に臨時かつ特例的な国庫納付等を求め、財源の確保を図るものとしてあります。

このような措置は、それぞれの法人の立場からすればいろいろ意見のあるところかと思われまが、国の財政の現状、特に財政再建のため厳しい歳出の抑制と税負担の増加を必要といたします国家財政の緊急事態から見て、やむを得ない措置であると考えます。

今回の法律案においては、法人の経営に及ぼす影響をできるだけ少なくするような配慮もなされてあると考へます。また、本法律案の審議の過程で、今回の国庫納付等の特例措置が利用者へのサービスの低下や、料金の値上げ等につながるのではないかと懸念が示されておりますが、各法人におきましては、そのようなことのないよう、より一層の経営努力を尽くされるよう要請いたしますとともに、政府においても、このような観点から各法人に対する適切な措置を期待するものであります。

また、本法律案の施行期日である四月一日は、すでに経過しておりますので、これを公布の日から施行することに改めようとする修正案は当然の

措置と考へるものであります。

以上、私は、本法律案に定められている各特別措置が、財政の現状に照らし、適正な行政サービスを維持するための財源の確保にやむを得ないものであると考へますことを申し述べますとともに、財政再建達成のため、国民の合意を得るべく、今後一層努力することの必要性を強調し、本法律案及び同法律案に対する修正案の賛成討論を終ります。(拍手)

○綿貫委員長 戸田菊雄君。
○戸田委員 私は、日本社会党を代表して、財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に反対の立場で討論を行うものであります。

反対の第一は、今回の特別措置法案は、財政再建の見取り図もなく、その場限りの歳入確保策で増税再建に走り過ぎていることとあります。政府の財政収支試算(八〇年二月衆議院予算委員会提出表3)は、新経済社会七カ年計画が想定する八五年度の日本経済の姿を前提に機械的に計算したにすぎないと言っております。このような政府の言い逃れの言動は無責任きわまりないものと考えます。

政府は今日まで、財政再建のためには八四年末までに赤字国債を打ち切ることが最大の政治課題だと強調し続けてまいりました。赤字国債の解消すなわち、八一年度に国債発行額十二兆二千七百億円で前年度当初予算比二兆円減額としたことで、財政収支試算が予定しておりました国債発行額の八三年度十三兆四千億、八四年度十一兆六千六百億の中間まで八一年度で達成することになり、二年半ほど繰り上がるはずであります。また財政収支試算が予想した税収よりも増収、法人税は減量経営等で好調、かつ所得税の減税見送りにより自然増収による歳入の増収が多くなることと必用であります。さらに歳出増加率は財政収支試算の見込みより少なくなるかと思ひます。歳出削減はおろか、中期展望も示されず、史上空前と言

われる大増税で財政の確保だけに走り過ぎた増税再建策だからであります。

第二は、国会の審議権を軽視し、制限する不法性についてであります。今回の特別措置法案は、電電公社納付金、中央競馬会納付金、政府関係機関の貸し倒れ準備金の取り崩し、日航の政府保有資産の処分等々、それぞれ性格の全く違う異種のものと同じ法案に組み入れ、あまつさえ公債発行まで行うことになっております。歳入確保のために手段を選ばずの措置は全く前例がなく、国会の審議権を軽視し制限する不法性は許すことができません。

第三は、西ドイツの財政再建法の自分に都合のいいものだけのつまみ食いに終始しているからであります。特別措置法は西ドイツの財政再建法をモデルにしたと言われておりますが、西ドイツでは歳入増と減税を徹底した施策を講じております。たとへば、歳出面では、幾つかの点で徹底した歳入削減を実行いたしております。しかる後に、歳出面での租税特別措置法の大企業、大法人の優遇措置の撤廃を初め、種々の検討を行い、均衡のとれた施策を実行したと言われております。金集めのみに狂奔し一方的に国民の犠牲と不公平を拡大する今回の措置には賛成できません。

第四は、政府系金融機関、公庫等の貸し倒れ引当金も実態と遊離して積み立てられ、実際は利益隠しとなっているのであります。政府系金融機関には、開発銀行と輸出入銀行のほかに住宅金融公庫を初め八行もあります。それらの公庫内貸し倒れはいずれもゼロで、公庫等の貸し倒れ引当金の積み立てを行っておるわけであり、それにもかかわらずこれらには何ら手つかず、財政確保策としてはきわめて不十分であります。

第五は、財政再建の予算の組み方が一貫して大企業中心、高度成長時の硬直した編成に終始しているからであります。政府の八一年度予算及び財政投融资計画の予算説明書の六十四ページでも明らかに、一般

会計の赤字解消を政策の最優先課題と言ひながら、八一年度予算では、法案によつて百六十五億円を産業投資会計に吸ひ上げておきながら、一般会計には五十億円しか繰り入れず、三倍の金が大蔵省の手かげで貸し付けに回そうとしております。このように相変わらずの大企業中心、高度成長時の硬直した予算編成になっているからであります。

以上、本法案の反対理由を申し上げ、私の反対討論を終ります。(拍手)

○綿貫委員長 柴田弘君。
○柴田委員 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案並びにただいま提案のありました修正案に対し、反対の態度を表明し、討論を行うものであります。

反対する理由の第一は、政府が赤字国債の発行を減額するに当たって、その財源を増税のみに頼っているという点であります。すなわち、政府は、昭和五十六年度予算で赤字国債を五兆四千八百五十億円発行するものとしていたものの、その発行額が五十五年度予算に比べて二兆円の減額となつてのことから、政府が命名した財政再建元年の目玉商品とさえしてあります。われわれも国債減額に異論をはさむものではないです。しかし、五十六年度予算及び税制改正等で示された政府の国債減額策とは、所得税減税の見送りに伴う実質増税二兆七千億円を初め、一兆四千億円にも及ぶ法人税、酒税、物品税、印紙税などの引き上げによる史上最高の増税によつて措置されたものであります。しかも政府の増税措置は、国債減額の前提である行政改革や不公平税制の是正に国民の納得がいく成果が見られな

いままでも強行されているのであります。このことは、鈴木総理の五十七年度以降行政財政改革によつて増税なき財政再建を進めるといふ発言を見ても明らかであります。

同時に、わが国の国民生活、特に勤労者は政府

の失政とも言える物価高騰、所得税減税見送りによる実質増税、低いベースアップなどから、実質所得が対前年比でマイナスとなる最悪の状態に陥っております。また、中小企業倒産も現状のまま推移するならば、五十六年度は史上最悪になることが予想されています。こうした国民生活の状態を知らながら、政府は財政再建とは国債減額イコール増税という短絡的な発想に固執し、増税のみを前提とした本法案を認めるわけにはいかないであります。

反対する理由の第二は、政府が赤字国債発行から脱却することに明確な方途を示さないことである。

われわれは、かねてより財政再建を国民合意のもとで計画的に進めるために、財政計画の策定、提出を求めてまいりました。われわれの要求にこたえて財政当局も従来の財政収支試算から、本年度は「財政の中期展望」に変えるなど努力をされたことは認めます。しかし、財政再建の一つの指標である赤字国債の減額については、五十五年度の財政収支試算では後年度になるほど減額幅が多くなっております。比して、五十六年度の「財政の中期展望」では、毎年度均等額になっております。このように国債減額だけを見ても、政府の提出資料が激変をしているのであり、政府の財政再建策に疑問を抱かざるを得ないのであります。したがって、政府が財政再建に明確な展望や計画を示さないまま赤字国債の発行を続けることには賛成できかねるのであります。

また、日本電信電話公社等の納付金制度の今回の措置は、電信電話料金等の値上げに結びつく危険性が十分に考えられ、反対せざるを得ないのであります。今後の措置を十分に検討されることを要求いたしますとともに、ただいま提案のありました修正案にも反対の意思を表明し、私の反対討論を終ります。(拍手)

○綿貫委員長 玉置一弥君。

○玉置委員 私は民社党・国民連合を代表し、ただいま議題の財政運営に必要な財源の確保を図る

ための特別措置に関する法律案原案及び修正案について反対の意思を表明し、討論を行います。

わが国の財政は、昭和五十年以降、社会経済状況に対応するため、毎年度大量の公債発行に依存せざるを得なかったが、その後の景気の変化に機敏な財政の対応がなく、現在の財政悪化をもたらしました。

今年度予算編成の際、鈴木総理が公債の発行額を前年度より二兆円減額することを言明されましたが、財政再建を急ぐ余り一兆三千九百億円の増税が伴ったのであります。

従来われわれは、財政再建を税の自然増収と行財政改革によって進めるべきであると主張し、個別に具体的提言を行ってまいりましたが、予算の硬化化による景気対策への影響の薄れや、行財政改革での実効の上がらない状況から今後不安を覚えるものであります。

今回提案された法律案の個々の内容について主な反対理由を申し上げます。

特例公債発行二兆円減額については、実行に移されたことを大いに評価いたします。しかし、行財政改革に対する鈴木総理の決意を十分受けとめた各省庁の動きがほとんど一蹴蹴出には見られないのであります。

十四兆円以上にふくらんだ補助金の整理統合、各省庁の経常経費の洗い直しとともに、四十四兆円以上にもなっている地方財政、地方自治体の実態にも、ぜひ行革として手をつけることを提言いたします。用途を決められた補助金の体系とその効果を実行面で最も評価できるのは各地方自治体であり、整理統合に参画すべきであると思うのであります。しばられた補助金でも、各自治体の裁量で適正な用途に活用できれば、十分な効果を生むことができるのであります。

二つ目に、日本中央競馬会の納付金については、畜産振興への影響を考えなければならぬとともに、今後競馬会の健全な発展のためには、国民の信頼を得られるような明確な運営システムが必要と感じております。

日本電信電話公社の納付金については、電話利用税につながるおそれがある、現在の電電公社の運営方法を変えない限り、収益圧迫がサービス低下、料金値上げに結びつく、電電公社職員の合理化努力の評価の方法が明確になっていない等いろいろの問題点が残されたままになっております。問題点についてそれぞれ解決しておかなければ、単にいま赤字だからといって納付金として取り上げるだけでは、第二の国鉄になりかねないのであります。

以上、反対理由を述べましたが、今後の財政再建について国民が期待をしている行財政改革をより積極的に政府が進められることを要望し、反対討論を終ります。(拍手)

○綿貫委員長 正森成二君。

○正森委員 私は、日本共産党を代表し、財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置法案及び同修正案について反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、本法案がなりふり構わぬ財源かき集めの策にはかならないということである。

政府・自民党は、大企業へのてこ入れのための景気対策で公債を乱発し、財政危機をこままで深刻化させておきながら、その責任にはおほかたを

は、国民に大増税と福祉切り捨てを押しつける一方で、アメリカや財界が要求する軍備の大増強を進めてきております。本法案による財源は、この予算を裏打ちするものにはかならないものであります。しかもその内容は、期限を切っているものの、異常の措置の寄せ集めであり、国民本位の

財政再建を阻むものであります。真に国民合意の財政再建を考え、財源確保を図らうとするのであれば、いまこそ国民本位の財政再建、行政改革に着手し、軍事費など不要不急の支出の大幅な削減、大企業、大資産家優遇税制の徹底した是正、政府関係機関や特殊法人などの国民的な立場からの見直しで、国民生活の防衛と日本経済再建のためにも役立てるものとすべきであります。

第二の理由は、憲法、財政法の恒久平和の精神を踏みにじるものだということであり、

財政法第四条については、法制定当時の公平平治大蔵省主計局法規課長も、「公債のないところに戦争はない」と断言し得るのである、従って、本条は又憲法の戦争放棄の規定を裏書き保証せんとするものである」と指摘しているところであり、

軍備拡張のもとでの赤字公債の大量の発行は断じて認められないところであり、また、電電公社からの国庫納付は、昭和十三年から終戦までに実施された日中戦争のための臨時軍事費特別会計への繰り入れを想起させる異常なものと言わざるを得ないのであります。

第三の理由は、取るべきでないところから取る一方、取るべきところからは少ししか取っていないということであり、

日本電信電話公社は、もともと非営利事業体と位置づけられ、料金決定の権限も国の握ってきたものであります。さきの不当な大幅料金引き上げによる利益は、国庫へ取り込むよりはむしろ利用者の還元に充てるべきであります。また、今回の国庫納付金を繰り上げるために予定されている財政投融資拡大などの措置は、電電公社に借金を押しつけ、公社経営を圧迫して、さらなる料金引き上げを促進するものと言わざるを得ません。

日本中央競馬会からの納付金は、畜産振興を配慮するにしても、その売上額や内部留保の増大ぶりや、日本競馬機巧職や不当に高い用地借り上げなどの実態からすれば、当然さらに多くの国庫納付額とし、今後ともに実施させるべきであります。

開銀等からの産業投資特別会計への繰り入れ及び産投から一般会計への繰り入れについて言えば、金利面での優遇措置で大企業への見えざる補助金の配分機構となっている輪、開銀やその源泉となつての産業投資特別会計のあり方を、国民本位の立場から見直し、さらに大規模な国庫納付を求めてしかるべきであります。

最後に、今回のこの法案は、財源確保との共通

内容はあるものの、余りにも性格の異なるものが一括されており、国会での徹底した調査、審議をあわよくば免れようとする、いわば議会軽視のそしりを免れないものであります。今後はかかる便宜的でこそく手法によらず、国民的財政再建策に踏み切るべきであります。このことを指摘して、私の討論を終わります。(拍手)

○綿貫委員長 これより採決に入ります。

まず、本案に対する修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○綿貫委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○綿貫委員長 起立多数。よって、本案は修正議決いたしました。

○綿貫委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、大原一三君外四名より、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新自由クラブ、五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。伊藤茂君。

○伊藤(茂)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、昭和五十六年度予算におきましては、歳入歳出両面にわたる見直しにより、公債発行予定額を前年度当初予算よりも、さらに二

兆円減額し、しかも、そのすべてを特例公債の減額によることとしたことは評価できるところであります。

しかしながら、国民生活の安定・向上を図るために必要な行政水準を維持するためには、なお相当の財源が必要であり、五十六年度においても引き続き特例公債を発行するとともに、特殊法人からの臨時特例的な国庫納付等を求めざるを得ない状況にあります。

本附帯決議案は、このような状況に顧み、公債依存度の低下を図るための努力、建設公債の借りかえの本格化に備えての国債管理政策の確立、抜本的な行財政改革、日本電信電話公社及び日本中央競馬会の経営努力等について、なお一層の配慮を政府に要請するものでありまして、案文の朗読によって内容の説明にかえさせていただきます。

財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一、健全財政を回復するため、財政収支の改善に全力をつくし、昭和五十九年度に特例公債依存の財政から脱却することを実現するとともに、建設公債についても可能な限り抑制し、公債依存度の低下を図るよう努めること。

一、建設公債をもつて出資する特殊法人等の予算執行のあり方について検討すること。

一、財源対策としては、負担の公平化に一層努力し、中長期にわたる基本的展望に基づいて見直しを行うこと。

一、今後建設公債の借換えも本格化することに伴い、金融・資本市場の動向をふまえた市中消化の原則、発行条件の適正化等適切な国債管理政策に関する方針を確立するよう努めること。

一、今後における社会経済情勢の推移に対応し、補助金行政・各種の特別措置の洗い直

し、財政投融資・特殊法人の経営の見直しなど、抜本的な行財政改革を進めること。

一、公衆電気通信事業の公益性にかえりみ、日本電信電話公社の臨時国庫納付金の納付が料金値上げをもたらすことのないよう能率的な公社経営を可能にする諸般の改善を行い、職員の自発的な協力を求めるよう努めるとともに、政府においても公社設立の趣旨に基づき、経営の主体性が十分発揮されるよう努めること。

一、日本中央競馬会については、政府の指導監督と自主的な経営努力を通じ業務の適正な執行を図り、競馬の健全な発展に資するよう努めること。

以上であります。

何とぞ、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○綿貫委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本動議のごとく本案に対し附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。渡辺大蔵大臣。

○渡辺国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきまして、政府といたしましても御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○綿貫委員長 次に、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案につきましては、先刻質疑を終了いたしました。

○大原(一)委員 ただいま議題となりました両修正案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、これら共済年金関係の二つの法律の施行期日は、両原案とも「昭和五十六年四月一日」と定められておりますが、申し上げるまでもなく、すでにその期日は経過いたしておりますので、両修正案は、それぞれ、施行期日を「公布の日」に改めるとともに、これに伴いまして、所要の規定の整備を行うものであります。

案文は、お手元に配付してございますので、朗読は省略させていただきます。

何とぞ、御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○綿貫委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○綿貫委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決

に入ります。

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、本案に対する修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○綿貫委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○綿貫委員長 起立総員。よって、本案は修正議決いたしました。

次に、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、本案に対する修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○綿貫委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○綿貫委員長 起立総員。よって、本案は修正議決いたしました。

○綿貫委員長 ただいま議決いたしました両案に対し、大原一三君外五名より、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ、六派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりま

す。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。沢田広君。

○沢田委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

国家公務員及び公共企業体職員の共済年金につきましては、今回、恩給における措置になら

ず、年金の引き上げが行われるところであり、その給付水準及び給付要件等の改善とともに、年金、財政の健全化に努め、共済組合制度の安定を図る必要があると思われま

す。この附帯決議案は、懸案の諸項目につきまして、政府の一層の努力を要請するものでありま

す。

以下、案文を朗読いたします。

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する附帯決議の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（案）

政府は、共済組合制度の充実を図るため、左記事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

一 共済年金の成熟度の進行にかんがみ、その財源措置及び整合性を確保することにつき、さらに検討を行うこと。

二 遺族年金の給付水準については、受給者の生活実態等を考慮し、さらに充実するよう検討すること。

三 短期給付の引上げについては、さらに医療費の審査及び組合員の生活実態等に着目し、掛金負担の適正化について十分努力すること。

何とぞ御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○綿貫委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。お諮りいたします。

本動議のごとく両案に対し附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。渡辺大蔵大臣。

○渡辺国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきまして、政府といたしましても御趣旨に沿って配慮してまいりたいと思存します。

○綿貫委員長 塩川運輸大臣。

○塩川国務大臣 ただいま附帯決議のありました事項につきまして、政府といたしましてその趣旨を体し、十分検討したいと思存します。ありがとうございます。

○綿貫委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○綿貫委員長 次回は、来る十七日金曜日午前十時五十分理事會、午前十一時二十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時二十四分散会

財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対する修正案

財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和五十六年四月一日」を「公布の日」に改める。

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条の見出しを「（施行期日等）」に改め、同条中「昭和五十六年四月一日」を「公布の日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第八十八

条の五第一項、第八十八条の六、第百条第三項及び附則第十三条の七第一項の規定並びに第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）の規定並びに附則第三条第二項の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附則第二条中「第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）を「改正後の法」に改める。

附則第三条第二項中「昭和五十六年三月三十一日において現に」を「昭和五十六年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間のいずれかの日において」に改める。

附則第五条第一項中「第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施

施

施

施

施

行法（以下「改正後の施行法」という。）を「改正後の施行法」に改める。

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条の見出しを「（施行期日等）」に改め、同条中「昭和五十六年四月一日」を「公布の日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第五十九条の三第一項及び第五十九条の四の規定並びに改正後の法附則第六条の七及び第六条の八の規定並びに附則第三条第二項の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附則第二条中「第二条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）を「改正後の法」に改める。

附則第三条第二項中「昭和五十六年三月三十一日において現に」を「昭和五十六年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間のいずれかの日において」に改める。

昭和五十六年四月二十四日印刷

昭和五十六年四月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局